



# 第6期南幌町総合計画

緑豊かな田園文化のまち

2017～2026

平成29年度～平成38年度

誰もが笑顔で活躍できるまちづくり





# 第6期南幌町総合計画

緑豊かな田園文化のまち

2017～2026

平成29年度～平成38年度

誰もが笑顔で活躍できるまちづくり





# ご あ い さ つ

南幌町は、これまで昭和46年から5期にわたって総合計画を策定しており、目指すまちの将来像を「緑豊かな田園文化のまち」と定め、計画的にまちづくりを進めてまいりました。

しかし、近年の少子高齢社会の進展などにより、本町をはじめとして地方の人口減少が続く中、平成27年に実施された国勢調査においても、初めて総人口減少が明らかとなる一方、若者を中心とした大都市圏への集中や経済のグローバル化と産業構造の変化、大規模な自然災害の影響などにより、社会経済情勢は大きく変化しています。

そのような中で、本町では国や北海道と一体になって人口や経済、地域社会の課題に対して将来にわたって活力ある地域社会を維持するため、平成27年度に「南幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定したところですが、これを踏まえた上で「次世代につながる夢のある故郷づくり」の実現に向けて取り組む必要があります。

このような背景から、本町のまちづくりの指針である、平成29年度から10年間を計画期間とする「第6期南幌町総合計画」を策定いたしました。

この計画では、引き続き、まちの将来像を「緑豊かな田園文化のまち」と定め、その実現のため「誰もが笑顔で活躍できるまちづくり」を基本理念に掲げたところです。

本町には、豊かな田園風景が広がる自然と、これまでに多くの人材を受け入れて発展してきた地域特性に加え、まちづくりの原動力となる町民や地域の力があります。これらをまちの元気を支える地域資源として十分に生かしながら、町民や団体・企業など、まちに関わる多様な主体が参加し活躍することで、いきいきとした笑顔があふれ、誰もが行ってみたい、住んでみたい、住み続けたいと思えるような魅力あるまちづくりを推進してまいります。

結びに本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見をいただきました町民の皆さまをはじめ、総合計画策定審議会委員の皆さま、関係各位に対しまして、心から感謝とお礼を申し上げます。

平成29年3月

南幌町長 三 好 富士夫



南幌町章

「ミナミホロ」を円形に図案化したもの。

町の安定と町民の融和と発展を象徴。

—昭和39年制定—

## ◆基本構想

## I 序章

1 計画策定の趣旨	2
2 計画の構成と期間	3
3 主要課題と基本政策の方向	5
4 財政の現状と見通し	7
□ 南幌町の財政の現状	7
□ 第6期総合計画の実行に伴う財政見通し（財政推計）	9
□ 総合計画の評価	10

## II 基本構想

1 基本構想の構成	11
2 将来のまちの姿	12
□ まちの姿と将来像	12
□ 人口フレーム	14
□ 土地利用の方針	16
3 重点プログラム	18
4 政策の大綱	22
5 施策の体系	24

## ◆基本計画

## 行財政分野 1. 町民協働に支えられる自立したまちづくり

(1) 住民自治の実現	42
① 町民参加・協働の推進	42
② 情報共有化の推進	43
③ 町民ニーズに対応できる職員の育成	44
(2) 持続可能な行財政運営の推進	44
① 財政運営の健全化	44
② 行財政改革の推進	45
(3) 地域と地域のつながりを強める広域行政の推進	45
① 広域行政の推進	45

## 産業経済分野 2. 地域ぐるみで支え育てる活力ある産業経済のまちづくり

(1) 地場の交流を通じた顔の見える農業・農村環境づくり	47
① 収益性の高い農業の確立	47
② 経営基盤の強化に向けた担い手の育成	48
③ 消費者との交流と食育の推進	49
④ 環境と調和した活力ある農村の構築	50
(2) 地域で支える活力ある産業の育成	50

①南幌に適した業種の誘致・育成	50
②地域と連携した工業・雇用環境づくり	51
(3) にぎわいのある商店街	52
①地域交流の場となる商店街づくり	52

### 教育・文化分野 3. 地域に根ざした教育と文化の高いまちづくり

(1) 地域みんなで支える子育て・家庭教育の推進	53
①子育て支援の充実	53
②家庭教育支援の充実	53
(2) 地域とともにある学校教育の推進	53
①農業を生かした学習機会の充実	53
②地域と連携した開かれた学校教育	54
③高等学校の充実と支援	56
(3) 豊かな心を育てる生涯学習・社会教育の推進	56
①生涯学習の充実	56
②青少年健全育成の充実	57
③社会教育の充実	57
(4) 健康な心身を育てるスポーツ・レクリエーション活動の推進	58
①スポーツ・レクリエーション活動の充実	58
(5) ふるさとの記憶を伝える芸術・文化活動の推進	59
①芸術・文化活動の充実	59
②ふるさとの記憶の保全	59
③読書活動の充実	60

### 保健福祉・医療分野 4. 健康的で自立した暮らしを支える保健福祉と医療の整ったまちづくり

(1) 充実した医療環境の確立	61
①地域医療の確保（診療体制の確保）	61
②地域医療の確保（救急体制の確保）	62
(2) 町民の健康づくり対策	62
①成人保健対策の推進と充実	62
②感染症予防対策の推進と充実	63
③母子保健対策の推進と充実	64
(3) 誰もがいきいきと暮らせるまちづくり	64
①地域で暮らすための支援	64
②介護保険サービス等の充実	65
③社会参加と生きがいづくりの支援	65
④地域包括ケアシステムの充実	66
⑤地域福祉活動の推進	67
⑥障がい児者福祉の充実	67
⑦児童福祉の充実	68

## 生活環境分野 5. 安心して楽しく暮らせる快適な生活環境のまちづくり

(1) みどりあふれる快適な都市環境づくり	70
①緑の保全と緑化の推進	70
②公園の管理	70
③豊かで快適な住宅・住環境づくり	70
④雪に強い生活環境づくり	72
(2) 資源循環型のライフスタイルを育む環境づくり	73
①ごみ処理体制の充実	73
②環境を意識した循環型社会の形成	73
(3) 安全、安心な生活を支える防災・防犯対策の推進	74
①治水対策の推進	74
②水環境の保全	75
③消防・防災対策の推進	75
④防犯対策の推進	77
(4) 安全、安心、便利な交通対策の推進	77
①交通安全対策の推進	77
②バス交通網の利便性向上	78
③広域交通網の整備	78
(5) 新たな出会いと交流の場づくり	79
①地域間交流の促進	79
(6) 地域資源を活用した魅力ある観光づくり	79
①観光拠点の形成とイベントの充実	79

### ◆付属資料

□ 南幌町総合計画策定条例	82
□ 南幌町総合計画策定審議会条例	83
□ 南幌町総合計画策定審議会委員名簿	84
□ 審議会への諮問	85
□ 町長への答申	87
□ 総合計画の策定経過	90
□ 総合計画の策定体制	92
□ 基本計画事業（主な取り組み）一覧表	93
□ 用語解説	107

# 第6期南幌町総合計画 基本構想

北海道 南幌町



# I 序章

## 1 計画策定の趣旨

南幌町は、これまでに培われてきた風土と受け継がれてきた歴史や文化を大切にしながら、「緑豊かな田園文化のまち」を目指しています。

しかし、本町をはじめとする地方自治体を取り巻く社会経済環境は大きく変化し、私たちの暮らしにも様々な影響を及ぼし始めています。

少子高齢化の進行により、平成27年に実施された国勢調査において総人口減少時代の到来が明らかとなり、中でも北海道は全国的にみても人口が大きく減少している地域の一つとなっており、本町も例外ではありません。

また、地球的規模で深刻となっている温暖化や異常気象とそれに伴う自然災害、そして、平成23年に発生した東日本大震災を契機に、エネルギーや防災に対する考え方に変化が生じ、安全で安心なまちづくりや地域で支え合うことの重要性への認識も高まっています。

このような大きな変化への対応に向けて、これまでに築いてきた社会保障、教育、交通などの社会システムや個人の生活スタイルから産業・都市構造に至るまでを見直し、あるいは再構築する必要が生じている中、この変化を的確に捉え、本町の強みを生かしながら、目指すべきまちの姿である「緑豊かな田園文化のまち」の実現に向けて、地域自らの意思と責任において創意工夫し、町民の暮らしを支え、町の活力を維持し、地域社会を持続的に発展させることで、次世代につながる夢のある故郷づくりを進めていかなければなりません。

そのため、人口減少抑制や経済、地域社会の課題に対して、一体的に取り組むことを目指す「南幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成27～31年度)」を踏まえながら、行政経営の基本的な指針として「第6期南幌町総合計画」を定め、町民、議会、地域、そして本町と関わりやつながりを持つ多様な主体が、それぞれの役割と責任を理解し、互いを尊重しながら、ともに手を携え、魅力あるまちづくりに向けて、この計画に基づく着実な行政運営を推進します。

### 人口の推移

	平成22年	平成27年	増減数	増減率
全国	128,057,352人	127,094,745人	△962,607人	△0.75%
北海道	5,506,419人	5,381,733人	△124,686人	△2.26%
南幌町	8,778人	7,927人	△851人	△9.69%

(総務省「国勢調査」より)

# I 序章

## 2 計画の構成と期間

第6期南幌町総合計画は、「基本構想」と「基本計画」によって構成します。なお、詳細な事業実施に向けて別に「実施計画」を定めます。

### 構成・計画期間

#### 基本構想

今後の南幌町の方向性を示すもので、町の現状と将来の展望を明らかにしたうえで、町の将来像を定め、これを実現するための基本政策を明らかにするものです。

**計画期間** 平成29年度から平成38年度までの10年間とします。

#### 基本計画

基本構想に示された基本政策を実現するために今後実施していく施策の内容を明らかにするものです。各施策は基本政策に従って体系的に示すとともに、個別施策を計画的に進めるための具体的方針を定めています。

また、あわせて成果を検証するため、まちづくりの成果指標（施策評価）を設けています。

**計画期間** 平成29年度から平成38年度までの10年間とします。

**見直し時期** 平成33年度において、それまで実行してきた施策を検証のうえ、見直しが必要な場合は、改めて平成34年度から平成38年度までの基本計画を策定します。

#### 実施計画

基本計画に示した主要施策に基づき、具体的に実施する事業を定めたものであり、具体的な事業内容や財源等を示したものです。

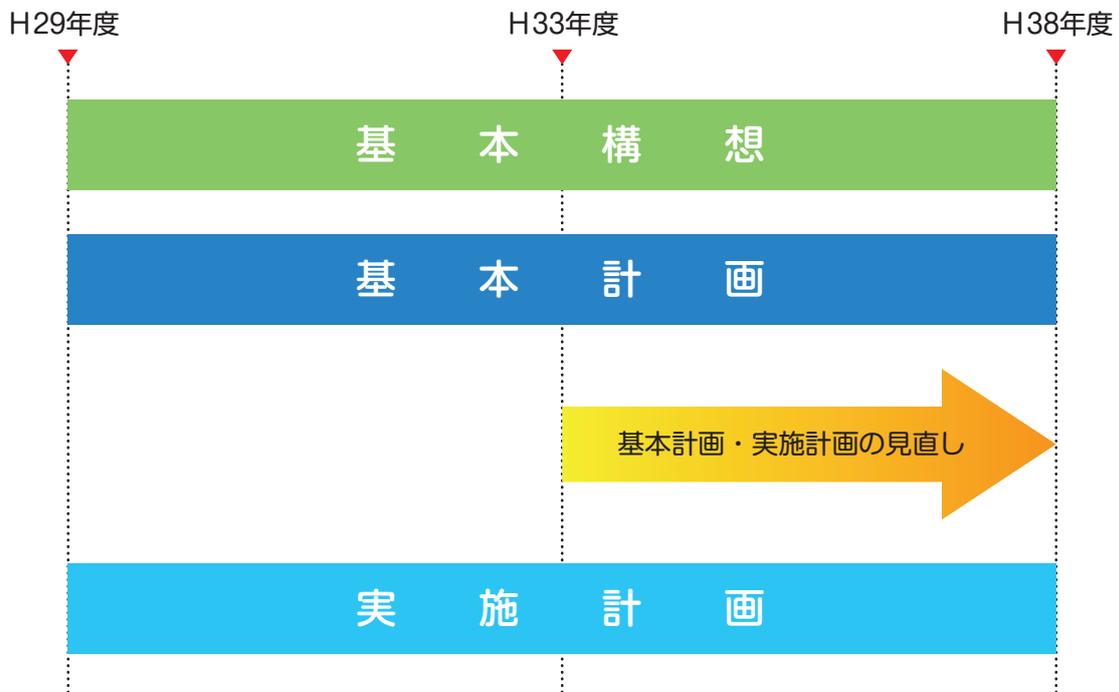
**計画期間** 平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

**見直し時期** 基本計画の見直し時期にあわせて改めて作成します。  
なお、施策評価と同様に、事務事業評価を毎年度実施し、実施計画の着実な実行と効果的な推進を図ります。

## 計画の全体構成



## 計画の期間



第6期南幌町総合計画は、(1)目標を明示した計画、(2)成果が分かる計画、(3)行政評価や予算と連動する計画、(4)社会経済情勢の変化に柔軟に対応できる計画を基本的な考え方として策定しており、平成27年度に策定した「南幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に関連する施策や事業についても総合計画に盛り込んでいます。

また、南幌町では、行財政改革を推進しています。

この行財政改革の一環として、南幌町行財政改革実行計画（平成26～28年度）を実行してきましたが、引き続き新たな第2次南幌町行財政改革実行計画（平成29～33年度）のもと、行財政改革を着実に推進します。

# I 序章

## 3

## 主要課題と基本政策の方向

前述のとおり、南幌町を取り巻く社会経済環境は大きく変化しており、この変化を的確に捉え、対応していく必要があります。

そのためには、限られた財源の中で、地域自らの主体性と責任において、南幌町が抱えるまちづくりの課題の解決に向けて、着実な取り組みを推進していかねばなりません。

そこで、第6期総合計画では、次の主要な課題を掲げ、5つの基本政策により推進します。

### 主要課題 1

少子高齢社会が進展していく中で、安心して出産や子育てができるよう、次世代を担う子どもたちとその保護者を地域全体で支え、輝かしい未来につないでいく取り組みが必要です。

### 主要課題 2

南幌町に行ってみたい、南幌町に住んでみたい、住み続けたいと思わせる魅力あるまちづくりがいっそう求められています。このため、本町の強みである農業や地域資源を生かした子育て支援や教育、観光などの他、福祉・医療サービスの充実や安全安心なまちづくりの推進、さらには公共交通を維持・確保することなどで新たな人の流れをつくる必要があります。

### 主要課題 3

南幌町が持続的に発展していくためには、基幹産業である農業の振興をはじめ、企業誘致や賑わいのある商店街づくりを推進するとともに、各産業間の連携や南幌町らしい農産物のPR、新たな特産品開発の推進など特色ある取り組みが必要です。

## 主要課題 4

少子高齢と人口減少時代におけるまちづくりを進める上で、身近で住民自治の基礎的単位となる行政区・町内会の活動をはじめとする多様な町民活動をいっそう促進しながら、時代に合った地域づくりや町民・団体等と行政との協働のまちづくりを推進していくことが必要です。

主要課題

その他の課題



### 基本政策

町民協働に支えられる  
自立したまちづくり

地域ぐるみで支え育てる  
活力ある産業経済のまちづくり

地域に根ざした  
教育と文化の高いまちづくり

健康的で自立した暮らしを支える  
保健福祉と医療の整ったまちづくり

安心して楽しく暮らせる  
快適な生活環境のまちづくり



# I 序章

## 4 財政の現状と見通し

### ■ 南幌町の財政の現状

少子高齢社会の進展による人口減少などに伴う財源確保の厳しさが一層増す一方で、増加する社会保障費や老朽化する公共施設の維持補修費など南幌町の財政を取り巻く環境も大きく変化しています。

また、平成26年度からは28年度までの計画期間で「南幌町行財政改革実行計画」を実行し、行財政改革の取り組みを推進してきました。

この結果、歳出予算の執行抑制化が定着、基金残高も増加基調となり、財政基盤の安定化にもつながりました。

しかしながら、今後の財政状況の見通しは、歳入面では、なかなか実感ができない景気回復による税収増が期待できないことや人口減少などによる納税者の減少、地方交付税の減額などで一般財源が縮小傾向にあり、この傾向は当面続くと見込まれます。

一方、歳出面では、社会保障費や公共施設の維持補修費などの一層の増加が見込まれています。

今後は、「第2次南幌町行財政改革実行計画」の着実かつ適正な実行を図り、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」や新地方公会計による財務書類の整備などから、財政状況、債務・資産の把握を行い、中長期的な財政運営の効率化・適正化を一層進める必要があります。

### 〔南幌町の財政健全化判断指標〕

#### 健全化判断比率（平成27年度決算による算定）

財政健全化法では、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、以下の4つの財政指標を「健全化判断比率」として定めています。この4つの比率がどのような状況かを判断する基準として、「早期健全化基準」（黄信号）、「財政再生基準」（赤信号）が設けられ、基準以上となった場合には、財政健全化計画または財政再生計画を策定しなければなりません。

#### 1. 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

#### 2. 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率

#### 3. 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

#### 4. 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

	南 幌 町	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	15.0%	20.0%
連結実質赤字比率	—	20.0%	30.0%
実質公債費比率	14.0%	25.0%	35.0%
将来負担比率	67.6%	350.0%	

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、該当がないことから「—」表示となっています。

- 実質赤字比率は、一般会計等の実質収支は黒字であり、実質赤字は生じないため該当ありません。
- 連結実質赤字比率は、一般会計等の実質赤字及び公営企業会計の資金不足のいずれも生じないため該当ありません。
- 実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金などの、標準財政規模に対する比率（H25～H27の3カ年平均）であり、18%を超えると起債の許可が必要となり、25%を超えると一部の起債発行が制限されますが、早期健全化基準を下回っています。
- 将来負担比率は、早期健全化基準を下回っています。

以上のとおり、南幌町の財政状況は、早期健全化基準及び財政再生基準以下であるため、財政健全化法に基づく財政健全化計画及び財政再生計画の策定は不要となっています。

### 資金不足比率（平成27年度決算による算定）

資金不足比率は、公立病院や下水道などの公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

	会 計	南 幌 町	経営健全化基準
資 金 不 足 比 率	病院事業	—	20%
	下水道事業	—	
	農業集落排水事業	—	

※いずれの会計も資金不足でないことから「—」表示となっております。

いずれの公営企業会計も資金不足比率は該当していないため、財政健全化法に基づく経営健全化計画の策定は不要となっています。

## 第6期総合計画の実行に伴う財政見通し（財政推計）

### 1 作成の目的

財政見通しは、推計期間における各年度の歳入・歳出の見通しを示すことで、事務事業を着実に推進するとともに、安定した財政運営を図ることを目的に作成しています。

### 2 財政見通しの考え方

少子高齢社会の進展による生産年齢人口の減少に伴う納税者の減少など厳しい状況に加え、地方交付税をはじめとする地方財政制度や社会保障制度の動向など先行き不透明な面も多くありますが、現在見込まれる一定の条件の下で試算しています。

- (1) 推計期間：試算の対象期間は、実施計画に基づいて平成33年度までとしています。
- (2) 会計対象：一般会計を対象としています。
- (3) 試算方法：平成28年度現計予算（第4号補正予算：12月）及び平成29年度当初予算を反映し、第6期南幌町総合計画並びに第2次南幌町行財政改革実行計画を基に試算しています。

#### 一般会計歳入・歳出の見通し

(単位：百万円)

区 分		H28	H29	H30	H31	H32	H33
歳入	町税	732	754	735	728	721	701
	地方交付税	2,412	2,320	2,307	2,305	2,317	2,346
	国庫・道支出金	1,013	933	939	1,052	874	894
	町債	386	515	288	343	244	171
	その他の歳入	939	942	840	907	720	619
	歳入合計	5,482	5,464	5,109	5,335	4,876	4,731
歳出	人件費	959	913	892	885	884	869
	物件費・維持補修費	859	868	858	858	862	859
	扶助費・補助費	1,975	1,983	1,921	1,911	1,859	1,839
	公債費	669	592	612	640	573	556
	普通建設事業費	479	564	315	537	190	92
	その他の歳出	541	544	511	504	508	516
	歳出合計	5,482	5,464	5,109	5,335	4,876	4,731

【参考】一般会計の財政規模比（H33/H28）

86.3%

#### 町基金（貯金）年度末残高の見通し

(単位：百万円)

基金名	H28	H29	H30	H31	H32	H33
財政調整基金	946	835	714	503	460	505
減債基金	330	330	330	330	330	330
その他の基金	188	102	102	102	102	102
基金残高	1,464	1,267	1,146	935	892	937

【参考】町基金の残高比（H33/H28）

64.0%

## 町債（借金）年度末残高の見通し

(単位：百万円)

町債残高	会計名	H28	H29	H30	H31	H32	H33
	一般会計	6,051	6,024	5,717	5,432	5,110	4,728

【参考】町債の残高比（H33／H28）

78.1%

## ■ 総合計画の評価

第6期総合計画を着実に推進するため、行政評価を実施します。

行政評価は、質の高い行政の実現と町民の視点に立った成果重視の行政への転換を目指すため、各施策単元に可能な限り「成果指標」を設定のうえ、施策の進み具合について施策評価を実施します。

また、あわせて事務事業評価を実施し、指標に基づく施策を推進していくため、効果的な事務事業が実施されているかという視点で、『計画（Plan）→実行（Do）→評価（Check）→改善（Action）』というPDCAサイクルに基づき評価・検証を行います。

なお、町民にも進捗状況をわかりやすく公開するとともに、行政内部の自己評価（内部評価）はもちろん、町民や有識者で構成する南幌町行政評価委員会による評価（外部評価）を実施し、外部から積極的な評価を受けることとします。

さらに、評価結果に基づき、メリハリの利いた重点的かつ効率的な予算編成を推進します。

## 第6期総合計画での政策等の本数（策定時）

基本政策	政策	施策	成果指標	施策のねらいと展開方向
行財政分野	3	6	5	19
産業経済分野	3	7	5	29
教育・文化分野	5	12	6	37
保健福祉・医療分野	3	12	4	39
生活環境分野	6	15	6	52
計	20	52	26	176

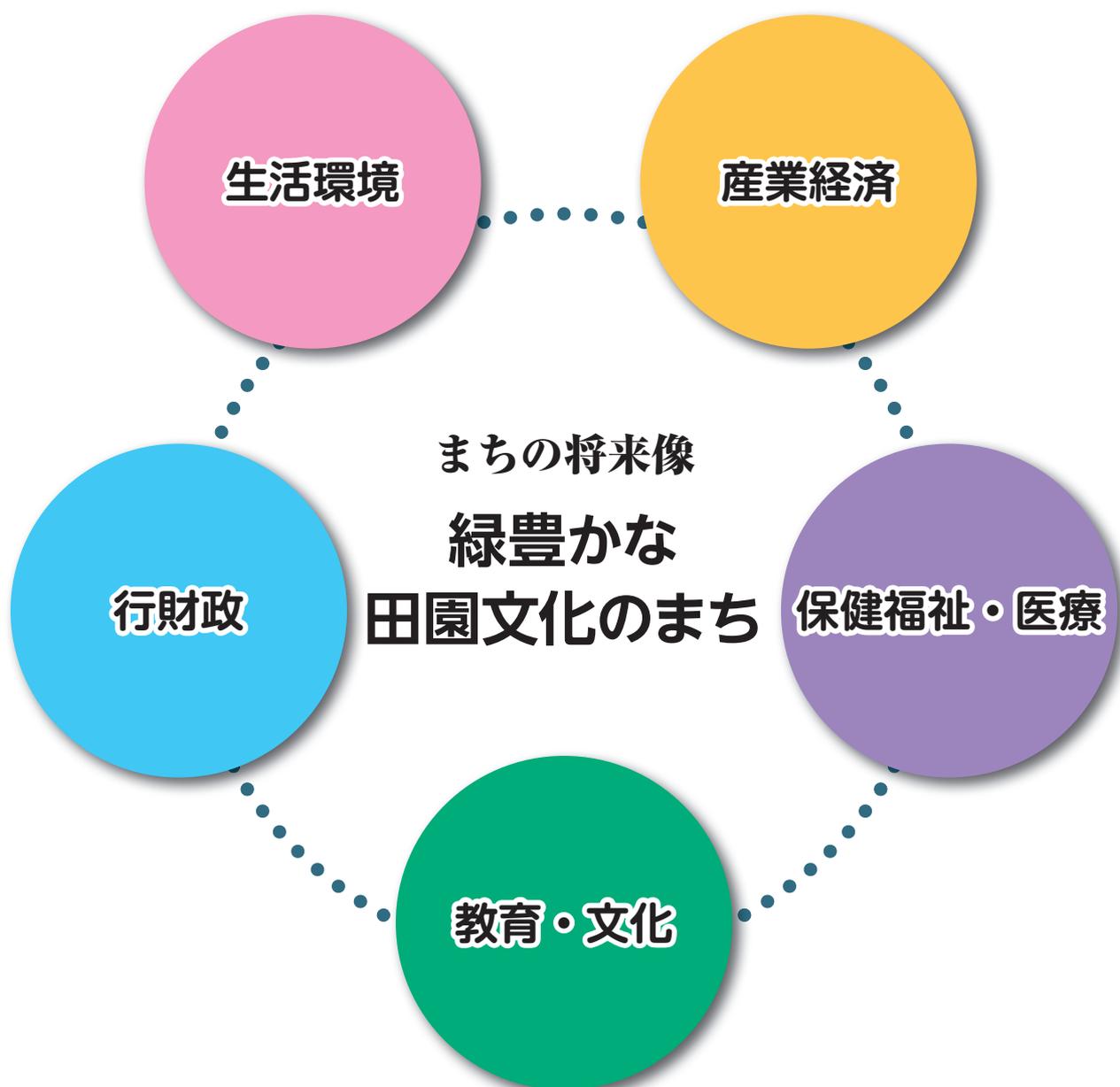
※重複施策は除く。

## II 基本構想

### 1 基本構想の構成

#### まちづくりの基本理念

誰もが笑顔で活躍できるまちづくり



## II 基本構想

### 2 将来のまちの姿

#### ■ まちの姿と将来像

誰もが笑顔で活躍できるまちを目指し、  
「緑豊かな田園文化のまち」を将来像とします。

南幌町には、札幌近郊に位置しながらも、千歳川、夕張川、旧夕張川に囲まれた平坦で肥沃な大地に豊かな田園風景が広がる自然とこれまで多くの人材を受け入れてきた寛容な気質が相まって発展してきた地域特性があります。

この地域特性と、町民や団体・企業など、まちに関わる多様な主体が参加・活躍し、南幌から発信する取り組みを創り出すことで、いきいきと笑顔あふれるまちづくりを推進します。

そして、地域特性と町民や地域の力をまちの元気を支える資源として活用し、地域の活力により持続的に発展するまちづくりを進めることで、誰もが南幌町に行ってみたい、南幌町に住んでみたい、住み続けたいと思える、魅力のある「緑豊かな田園文化のまち」の実現を目指します。

まちの将来像の実現にあたり、南幌町民憲章の意義を理解しつつ、まちづくりの原動力となる町民や地域の力を十分に生かしながら、安全安心で、誰もが笑顔で活躍できる南幌町を築くため、まちづくりの基本理念により計画を進めます。

### 基本理念

#### 誰もが笑顔で活躍できるまちづくり

- まちの特性を生かして、新しい活力を創り出し、自ら「発信」するまちづくり
- 地域に関心を持って、参加・活躍する「協働」のまちづくり
- 子どもから高齢者まで、健康で笑顔あふれる、暮らしやすい「安全安心」なまちづくり

「南幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略」で定めた基本理念「ひとを育て働き住み続けられる 田園文化のまち なんぼろ」は、第5期南幌町総合計画に位置付けられた、まちの将来像を基本にししながら「まち・ひと・しごと創生」に直接的に資することばで表したものです。

第6期総合計画では、目指すまちの将来像を第5期総合計画同様、「緑豊かな田園文化のまち」としながらも、「誰もが笑顔で活躍できるまちづくり」を基本理念にして取り組んでいきます。

# 南幌町民憲章

(昭和49年9月26日南幌町議会議決)

わたくしたちは、太陽と緑に恵まれて、限りなく伸びゆく田園都市南幌の町民です。先人のたくましい開拓精神を受けつぎ、おたがいのしあわせを願い、住みよいまちの建設をめざして、この憲章を定めます。

- 一 健康で働き、楽しい家庭をつくりましょう。
  - ・スポーツに親しみ、強い心と体をつくりましょう。
  - ・自分の仕事に、喜びと責任をもちましょう。
  - ・家族は、笑顔でなんでも話し合いましょう。
- 一 親切をつくし、あたたかいまちをつくりましょう。
  - ・隣近所は、いつも仲良く助け合いましょう。
  - ・たがいにいたわり、励まし合いましょう。
  - ・社会のために、奉仕する心をもちましょう。
- 一 きまりをまもり、明るいまちをつくりましょう。
  - ・時間を守り、ひとに迷惑をかけないようにしましょう。
  - ・ひとりひとりが、交通安全につとめましょう。
  - ・公共物を大切にし、みんなで利用しましょう。
- 一 自然を愛し、美しいまちをつくりましょう。
  - ・木や花を育て、くらしにうるおいをもちましょう。
  - ・みんなで協力し、環境をととのえましょう。
  - ・公害をふせぎ、きれいな郷土をまもりましょう。
- 一 文化を高め、豊かなまちをつくりましょう。
  - ・産業を振興し、豊かな生活をきずきましょう。
  - ・個性と創意をのばし、芸術を育てましょう。
  - ・世界に目をひらき、広い教養を身につけましょう。
- 一 未来への夢を育て、希望のまちをつくりましょう。
  - ・生きがいのある人生のために、教育を大切にしましょう。
  - ・魅力あるまちづくりに、知恵と情熱をいかしましょう。
  - ・歴史を正しく理解し、郷土を発展させましょう。

## ■人口フレーム

### 1. 人口の想定

人口フレームとは、将来のまちの人口を想定する（枠を決める）ことであり、将来のまちづくりのベースとなる重要なデータになります。

平成25年に発表された国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）による人口推計では、地方における全国的傾向と同じく、南幌町の人口は引き続き減少していくものと予測されています。

このため、第6期総合計画期間の10年間では、総合計画や南幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略における人口減少を抑制する政策や施策などの効果的な取り組みが必要となります。

### 2. 推計人口と目標人口

第6期総合計画における南幌町の将来人口の見通しについては、平成27年度に策定した南幌町人口ビジョンにおける本町独自の「推計人口」を設定します。

あわせて、将来的に住宅団地の完売等による人口増を考慮した場合の「目標人口」も設けることとします。

#### 南幌町人口ビジョンで採用したパターンにおける仮定

◇出生に関する仮定：合計特殊出生率は次の数値を目指す。

平成32年：1.25 平成42年：1.33

平成52年：1.50 平成72年：1.80

◇社会移動に関する仮定：平成17年から平成22年の純移動率が平成32年まで0.5倍に縮小し、その後、平成52年まで一定で推移、以降ゼロを目指す。

## 推計人口

社人研が平成25年に示した人口推計や国・道の人口長期ビジョンを勘案しながら、政策等による効果なども踏まえたうえで、南幌町が人口ビジョンで採用したパターンにより平成72年まで推計したものです。

本町の年齢階層別の人口割合をみると、年少人口・生産年齢人口はともに減少し、その一方で老年人口は増加傾向にありますが、長期的には、やがて全ての年齢層が減少すると見込まれています。

## 南幌町人口ビジョンにおける推計人口の推移 (平成29年から平成38年まで)



※社人研及び国・道の人口推計や政策等による効果も勘案しながら、南幌町が人口ビジョンで採用したパターンにより、平成72年までの推計人口のうち、第6期総合計画の期間を抜粋したもの。

なお、基本データは、平成17年から平成22年までの人口動態を踏まえた上で、平成22年からの推計値となっていることから、実人口との乖離（かいり）が生じているものです。



推計：平成38年

	推 計 値 (人)	割 合 (%)
総 人 口	7,451	100.0
年少人口 (0歳～14歳)	670	9.0
生産年齢人口 (15歳～64歳)	3,997	53.6
老年人口 (65歳以上)	2,784	37.4



推計：平成38年

**世帯数 3,240世帯 (世帯あたりの人員数2.3人)**

※推計人口に対し、平成28年10月1日現在の住民基本台帳世帯あたりの人員数をもとに算出しています。

## 目標人口

南幌町の将来に向けた目標人口は、10,000人とします。

目標人口 **10,000人**

# ■ 土地利用の方針

## 1. 基本方針

土地は、現在及び将来における南幌町の限られた資源であり、生活や経済活動などの共通の基盤として未来に引き継ぐ財産であることを認識し、公益性を第一として保全と利用を図っていくことが必要です。

このため、土地利用にあたっては、長期的・総合的な視点に立ち、町民と事業者、行政が一体となって、本町のまちづくりの方向性に沿った適性で合理的な土地利用を進め、自然環境と調和した農業と快適で魅力ある都市環境づくりを進めます。

なお、計画的な土地利用や都市環境づくりの推進にあたっては、南幌町都市計画マスタープラン及び南幌町国土利用計画等により適正な推進を図っていきます。

### (1) コンパクトな市街地の形成

- 南幌市街地は、既存の用途地域を将来の市街地の範囲とし、市街地内の 未利用地や未造成地などについては、状況等も踏まえ、適切な土地利用を図ります。(住宅地の整備と住宅及び民間企業の立地促進、公共公益施設の整備など)

また、公共公益的機能の集積による利便性の向上を図るとともに、居住者及び今後移り住む人達が、安心して住み続けることができる快適な市街地の形成を図ります。

- 工業地の晩翠工業団地と南幌工業団地については、今後とも一般工業地として位置付け、特に夕張太地区の南幌工業団地については、札幌圏に隣接する有利な立地条件を生かした企業誘致に取り組み、工業施設の立地促進を図ります。
- 用途白地地域に位置する夕張太地区の市街地については、農村環境と調和した住宅地としてコミュニティの維持を図ることとし、必要に応じて特定用途制限地域などを定めることにより豊かな自然環境と景観に配慮した住環境の保全を図っていきます。

### (2) 農地及びそれを支える緑の保全と整備

- 南幌町の大部分は豊かな農地が広がる田園地区となっており、集团的農地や土地改良事業等が実施されている区域の農地等については、健全な農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農地としての保全に努めます。また、田園風景と調和した防風林の保全と街路樹の保全・整備に努めます。

### (3) まちの中心軸の形成

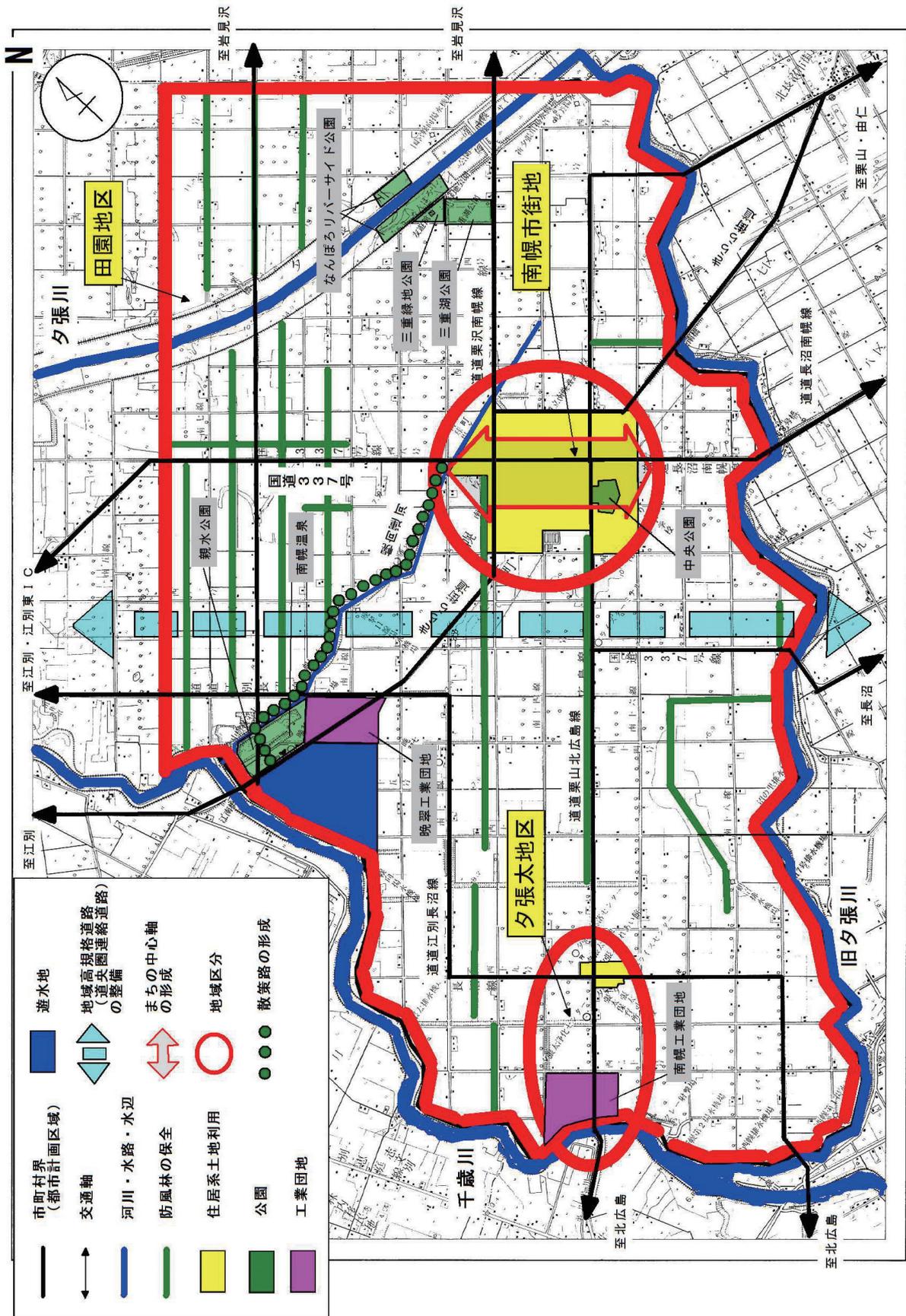
- 集約された既存の公共公益的施設を利活用し、高齢者や子育て・若年世帯向けなどの公営住宅、民間事業者との連携による賃貸住宅の検討、大型店舗の誘致など、諸機能が集積したまちの中心軸の形成を図ります。
- 中央通りや公和通りなどの中心市街地の活性化を図るため、商店街みずからの取り組みを支援します。

## 2. 主要課題の取り組み

小樽・石狩圏から千歳・苫小牧圏が結ばれる地域高規格道路の道央圏連絡道路の整備により、利用者の増加が見込まれることから、市街地への積極的な誘導を行い、活性化を図ります。

また、江別市、北広島市、岩見沢市、長沼町の近隣市町を結ぶメインルートに沿って、緑豊かな南幌町を印象づける街路樹の保全・整備と歩道の整備に努めるとともに市街地、夕張太地区、晩翠地区及び三重地区をそれぞれ結ぶ、安全で快適な歩行者等を優先したネットワークの形成を図ります。

# 土地利用基本方針図



## II 基本構想

### 3 重点プログラム

重点プログラムは、第6期総合計画の計画期間において、基本政策に基づくまちづくりを実現するための重点行動目標となるものです。

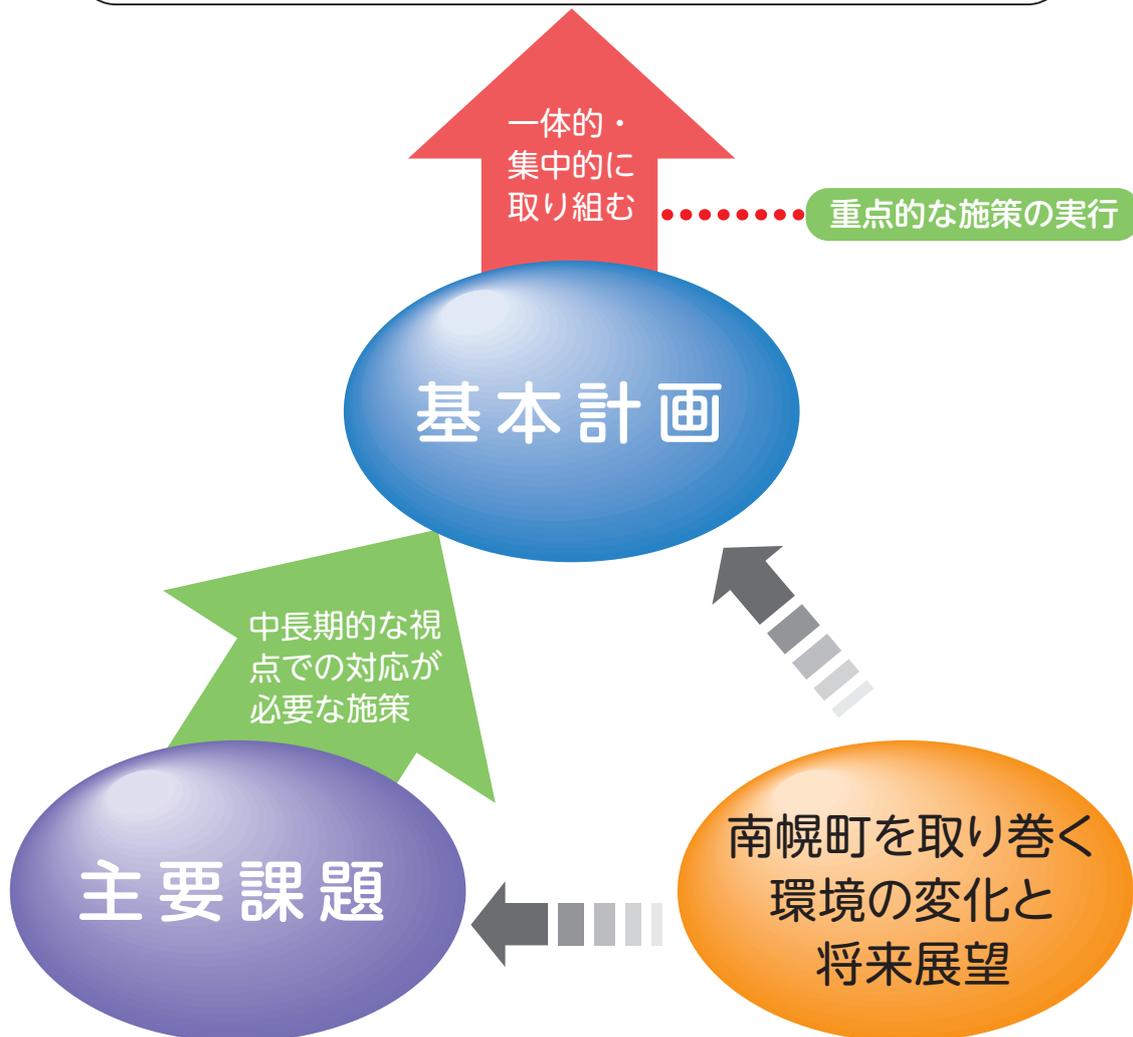
南幌町の主要課題を踏まえつつ、中長期的な視点に立って対応が必要な異なる施策や事業について、一体的かつ集中的に取り組むことで、横断した総合的な成果を上げることを目指しています。

#### まちの将来像

#### 緑豊かな田園文化のまち

##### 重点プログラム

- 次代を担う子どもの育成プログラム
- 安全・安心、いきいきと暮らせるプログラム
- にぎわいを生むプログラム



## ■ プログラム1：次代を担う子どもの育成プログラム

子育てがしやすい環境や子ども自身がふるさと南幌を大切に想う心を育て、健やかに成長する環境をつくとともに、教育環境を充実させることで、次代を担う子どもを育むまちの実現を目指します。

### 1-1 子どもを育てやすいまちづくり

子育て支援を充実させ、誰もが子どもを育てやすい環境をつくります。また、子ども自身の育つ力を尊重し、地域全体で子どもや子育てを見守り、支える環境づくりを推進します。

### 1-2 教育力の向上による人間性豊かな子どもの育成

確かな学力や豊かな心、健やかな体を育む教育を推進するため、家庭や地域と連携した取り組みを充実していきます。また、人間性豊かな子どもを育成するため、家庭や地域、学校との連携・協力を一層深め、教育力の向上を図ります。

### 1-3 ふるさと南幌を大切に想えるひとづくり

次代を担う子どもが、将来にわたってふるさとが南幌であると想えるように、幅広い世代がふれあい、つながりながら、地域に関心と愛着を持ち、南幌らしい豊かな体験ができる機会を充実します。

## ■ プログラム2：安全・安心、いきいきと暮らせるプログラム

町民が、それぞれの可能性や能力を発揮しながら活躍し、いきいきと暮らせる場や機会を充実させるとともに、安全で安心して暮らせる生活環境をつくり、健康で誰もが思いやりの心を持って、地域や世代がつながるまちの実現を目指します。

### 2-1 思いやりの心と誰もが活躍できるまちづくり

健康の維持・増進や健康寿命の延伸に努めるとともに、病気になったり障がいがあっても安心して暮らせる支援体制を充実します。

また、生涯を通じた学習機会の充実や多様な社会参加・交流の場の拡充に努め、思いやりの心を持ち、女性や高齢者等も活躍できるまちづくりを推進します。

## 2-2 つながり広がるまちづくり

話し合いの場などを一層充実させ、町民や関係団体、企業などの多様な主体が、それぞれの強みを生かして連携し、町もサポートしながら一体となって取り組む協働のまちづくりを推進します。

あわせて、現在、活躍しているリーダーの豊富な知識と経験を若い世代にしっかりと引き継いでいくことで、次世代につながる多様なリーダーの育成を推進します。

## 2-3 安全で安心なまちづくり

町民や事業者などとの連携や協働による、災害や犯罪への「自助・共助・公助」の仕組みや取り組みを強化します。また、町立病院をはじめ、近隣医療機関との連携・協力体制を一層充実させ、安全で安心なまちづくりを推進します。

# ■ プログラム3：にぎわいを生むプログラム

持続可能な産業の振興や利便性を一層高める取り組みを推進し、地域資源を生かした新たなまちの魅力を創出・発信するとともに、にぎわいと活力に満ちたまちの実現を目指します。

## 3-1 地域経済の活性化と雇用の創出

企業誘致を積極的に推進し競争力と成長性のある持続可能な産業を振興します。また、基幹産業である農業をはじめ、商工業などの産業において、意欲的に取り組む事業者への支援を充実させ、地域経済の活性化と雇用の創出を図ります。

## 3-2 移住定住や新たな人の流れを促す魅力的なまちづくり

生活利便施設などの誘致を推進するとともに、にぎわいのある商店街づくりへの支援や町内の実態に即した公共交通のあり方について研究を進めます。また、新たな観光資源の発掘やブランドづくりへの支援などにより、地域資源を最大限活用するとともに、住宅団地「みどり野団地」等への移住定住や新たな人の流れを促す魅力的なまちづくりを推進します。

## 3-3 まちの魅力情報の発信による知名度UP

まちの地域資源、地域・団体が行うイベントやまちの明るい話題など、魅力的な情報をタイムリーかつ有効な手法で、まちや地域の顔が見える情報の発信を拡充します。また、札幌圏や道外にも積極的に出向き、南幌町の政策や活動を広くPRするとともに、この活動を応援していただける方々を増やせるような取り組みを推進します。

重点プログラムは、町民・企業を対象としたアンケート調査の基礎的調査結果やワークショップ、まちづくり地域懇談会、南幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略で設定した「3つのプロジェクト」などを踏まえ、南幌町総合計画策定審議会において審議し、町民・地域・団体・企業等並びに行政の重点行動目標としてまとめたものです。



## II 基本構想

### 4 政策の大綱

政策の大綱は、まちの将来像の実現に向けた基本政策に基づく政策や施策を整理し、相互の関係などを明らかにする基本的な枠組みです。

基本計画では、5つの基本政策に基づき、政策の大綱として体系化し、総合的かつ計画的に推進します。



## ■ 町民協働に支えられる自立したまちづくり

### 【行財政分野】

多様化する地域の課題や町民ニーズを把握し、活力ある地域づくりと町民参加による協働の取り組みを進めます。また、複数市町との広域的な連携を一層推進するとともに、町内外への情報発信を一層強化し、南幌町を応援していただける方々を増やすなど、将来の世代に負担を課すことのない持続可能な行財政運営に努めます。

## ■ 地域ぐるみで支え育てる活力ある産業経済のまちづくり

### 【産業経済分野】

まちの発展や人々の暮らしにとって産業振興は重要であり、活発な産業経済活動により人や物が交流する空間が生まれ、人とまちをいきいきと輝かせます。また、基幹産業である農業の振興、企業誘致の推進、地元企業の振興や雇用の促進、商店街の活性化などにより、活力あふれるまちづくりを目指します。

## ■ 地域に根ざした教育と文化の高いまちづくり

### 【教育・文化分野】

人は、生涯にわたって学ぶことにより、生きがいやたくましく生きる力が生まれ、いきいきと充実した人生を送ることができます。ともに学び、考える力を育て、豊かな心を育む生涯学習を進めるとともに、家庭や学校への教育の充実を図り、地域に根ざした教育と文化の薫り高いまちづくりを進めます。

## ■ 健康的で自立した暮らしを支える保健福祉と医療の整ったまちづくり

### 【保健福祉・医療分野】

いきいきと健やかな生活を送るためには、心身ともに健康であることが必要です。町民誰もが健康で、医療と福祉が充実した環境のもとに、住み慣れた地域で互いに「思いやり・支えあい・助けあい」ながら、個々が元気で明るい生活を送れるまちづくりを進めます。

## ■ 安心して楽しく暮らせる快適な生活環境のまちづくり

### 【生活環境分野】

町民が安心して生活するためには、良好な生活基盤と利便性のある公共交通網、自然災害などから生活が守られていることが重要です。

まちの健全な発展に向けて、町民誰もが安全・安心な生活を実感し、いきいきと暮らせるまちづくりを進めます。また、田園など緑豊かな自然環境を次世代に引き継ぐとともに、住む人も訪れる人も南幌で暮らしたい、南幌で楽しみたいと思える快適な生活環境のまちづくりを進めます。

## II 基本構想

### 5 施策の体系

政策の大綱に基づき、各分野の施策を体系化し着実な実行を目指します。

各施策については、基本計画の中で示すものであり、個別施策を計画的に進めるための具体的方針を定めています。

なお、施策については、基本計画の見直しが必要となった場合には変更することがあります。

#### まちの将来像

#### 緑豊かな田園文化のまち

基本政策	政策	施策
<b>行財政分野</b> 町民協働に支えられる自立したまちづくり	住民自治の実現	① 町民参加・協働の推進 ② 情報共有化の推進 ③ 町民ニーズに対応できる職員の育成
	持続可能な行財政運営の推進	① 財政運営の健全化 ② 行財政改革の推進
	地域と地域のつながりを強める広域行政の推進	① 広域行政の推進
<b>産業経済分野</b> 地域ぐるみで支え育てる活力ある産業経済のまちづくり	地場の交流を通じた顔の見える農業・農村環境づくり	① 収益性の高い農業の確立 ② 経営基盤の強化に向けた担い手の育成 ③ 消費者との交流と食育の推進 ④ 環境と調和した活力ある農村の構築
	地域で支える活力ある産業の育成	① 南幌に適した業種の誘致・育成 ② 地域と連携した工業・雇用環境づくり
	にぎわいのある商店街	① 地域交流の場となる商店街づくり

基本政策	政策	施策
<p><b>教育・文化分野</b></p> <p>地域に根ざした教育と文化の 高いまちづくり</p>	地域みんなで支える子育て・家庭教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 子育て支援の充実</li> <li>② 家庭教育支援の充実</li> </ul>
	地域とともにある学校教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 農業を生かした学習機会の充実</li> <li>② 地域と連携した開かれた学校教育</li> <li>③ 高等学校の充実と支援</li> </ul>
	豊かな心を育てる生涯学習・社会教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 生涯学習の充実</li> <li>② 青少年健全育成の充実</li> <li>③ 社会教育の充実</li> </ul>
	健康な心身を育てるスポーツ・レクリエーション活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>① スポーツ・レクリエーション活動の充実</li> </ul>
	ふるさとの記憶を伝える芸術・文化活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 芸術・文化活動の充実</li> <li>② ふるさとの記憶の保全</li> <li>③ 読書活動の充実</li> </ul>
<p><b>保健福祉・医療分野</b></p> <p>健康的で自立した暮らしを支える保健福祉と医療の整ったまちづくり</p>	充実した医療環境の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域医療の確保（診療体制の確保）</li> <li>② 地域医療の確保（救急体制の確保）</li> </ul>
	町民の健康づくり対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 成人保健対策の推進と充実</li> <li>② 感染症予防対策の推進と充実</li> <li>③ 母子保健対策の推進と充実</li> </ul>
	誰もがいきいきと暮らせるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域で暮らすための支援</li> <li>② 介護保険サービス等の充実</li> <li>③ 社会参加と生きがいづくりの支援</li> <li>④ 地域包括ケアシステムの充実</li> <li>⑤ 地域福祉活動の推進</li> <li>⑥ 障がい児者福祉の充実</li> <li>⑦ 児童福祉の充実</li> </ul>

基本政策	政策	施策
<p><b>生活環境分野</b></p> <p>安心して楽しく暮らせる快適な生活環境のまちづくり</p>	みどりあふれる快適な都市環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 緑の保全と緑化の推進</li> <li>② 公園の管理</li> <li>③ 豊かで快適な住宅・住環境づくり</li> <li>④ 雪に強い生活環境づくり</li> </ul>
	資源循環型のライフスタイルを育む環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>① ごみ処理体制の充実</li> <li>② 環境を意識した循環型社会の形成</li> </ul>
	安全、安心な生活を支える防災・防犯対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 治水対策の推進</li> <li>② 水環境の保全</li> <li>③ 消防・防災対策の推進</li> <li>④ 防犯対策の推進</li> </ul>
	安全、安心、便利な交通対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 交通安全対策の推進</li> <li>② バス交通網の利便性向上</li> <li>③ 広域交通網の整備</li> </ul>
	新たな出会いと交流の場づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域間交流の促進</li> </ul>
	地域資源を活用した魅力ある観光づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 観光拠点の形成とイベントの充実</li> </ul>



### 町民協働に支えられる自立したまちづくり

#### (1) 住民自治の実現

##### ① 町民参加・協働の推進

- 町民と行政が、まちづくりを担う役割をお互いに理解し、情報や活動を共有しながら協働に取り組めます。
- 基礎的な地域組織である、行政区や町内会の地域問題の解決や支え合いの仕組みづくりに取り組めます。
- 活力ある南幌町を実現するため、地域・団体から事業化アイデアなどの提案に向けて支援します。
- 政策の検討に際し、より多くの意見を求めるため、一般公募による各種審議会・委員会委員の募集拡大と、あわせて女性委員登用率の一層の向上を目指し、女性の政策検討過程への参画機会の充実に努めます。
- NPO法人など、営利を目的としない自発的な活動に対する相談や支援に努めます。
- 地域コミュニティ機能の向上を図るため、町民の行政区・町内会への加入促進啓発に努めます。

##### ② 情報共有化の推進

- 町内外への情報発信を強化するため、ホームページやフェイスブックを運営します。また、生涯学習センターに情報コーナーを増設し、町政の情報を積極的に公開します。
- 町民の視点に立ったよりきめ細かな情報の提供など、多様化する町民のニーズに対応した情報の発信に努めます。
- パブリック・コメント制度を通して政策形成過程での町民参加の促進に努めます。
- フェイスブックを活用し、町の出来事のリアルタイムでの発信と情報の拡散を図ります。

##### ③ 町民ニーズに対応できる職員の育成

- 職員研修センター等の利用や自主的な希望による研修への参加により、町民ニーズに的確な対応ができる職員の育成に努めます。

#### (2) 持続可能な行財政運営の推進

##### ① 財政運営の健全化

- 南幌町町税等収納対策本部を中心とした徴収体制を活用し、幅広く集中的な特別徴収を行い、全庁的な収納業務を推進します。また、租税への理解を深めるとともに、納税意識を喚起するため、町広報誌等を活用した積極的な情報提供に努めます。
- 南幌町行財政改革実行計画の取り組みにより行財政改革を進め、持続可能かつ安定的な財政運営を進めます。
- 総合計画の着実な推進に向け、計画で掲げた施策の達成指標や事務事業の評価について、外部評価を導入した行政評価システムにより検証し、効果的・効率的な行財政運営を推進します。
- 南幌町公共施設等総合管理計画を基本に、計画的な施設の統合や改修、遊休施設のあり方など公共施設の効果的・効率的な管理運営に努めます。
- 南幌町の発展を願い、応援しようとする個人等から広く寄附金を募り、これを財源として寄附者が指定した事業に活用します。また、ふるさと納税の寄附者に対して、町の特産品等を贈呈することにより知名度向上や町特産品PR、販売促進につなげます。

## ② 行財政改革の推進

- 南幌町行財政改革実行計画に基づいて、効率的かつ効果的な施策を進めるとともに、毎年度進捗状況を管理し、達成度について評価検証を行います。

## (3) 地域と地域のつながりを強める広域行政の推進

### ① 広域行政の推進

- 既存の一部事務組合等のほかに、複数市町との広域的な連携による新たなサービスや事務処理体制のあり方などを検討し、効率的な広域行政を推進します。
- 周辺市町や北海道空知総合振興局とともに圏域一体となって、スケールメリットを生かした知名度向上、観光振興、地域定着、移住定住の促進を図ります。



### 地域ぐるみで支え育てる活力ある産業経済のまちづくり

#### (1) 地場の交流を通じた顔の見える農業・農村環境づくり

##### ① 収益性の高い農業の確立

- 売れる米づくりに向けた良質・良食味米の安定生産や新しい技術の導入を推進します。また、輪作体系の確立に向けた取り組み、収益性の高い野菜などの作物の導入を推進し、農業経営の安定化を図ります。
- 土地利用型の農業を確立していくために必要な基盤整備等を計画的に行い、生産基盤の強化を図ります。
- 全町をカバーしているRTK基地局の活用により、GPS機器の精度を高め、作業時間の短縮や生産コストの削減など、大幅な効率化を図ります。

##### ② 経営基盤の強化に向けた担い手の育成

- 効率的かつ安定的な農業経営体を育成するため、関係機関と連携し、経営基盤強化に向けた有利な制度資金等の効果的な活用を推進します。
- 意欲ある担い手に円滑な農地の利用集積を図るため、関係機関における農地に関する情報や集積に関する事業を活用し、農地の流動化及び利用調整を図ります。
- 農業後継者による各種団体活動や、農家子弟を含む新規就農者の相談受付や各種情報提供を適宜、迅速に行うとともに、新規就農者説明会等に赴き新規就農希望者の動向把握と情報提供を行います。
- 女性農業者が農業経営に関わることができるよう、社会参画を促進するための研修等を含め、他団体との交流も視野に入れて活動を推進していきます。
- 農業後継者のパートナー確保を継続支援するため婚活事業の内容を見直ししながら、参加者数の増員を図ります。
- 労働力の確保について、生産者及び農業関係団体等と対策を協議していきます。

##### ③ 消費者との交流と食育の推進

- 本町特産の農産物の高付加価値化を推進するため、地理的表示保護制度を活用するなど、他地域との差別化を図り、生産・供給を促進するとともに、加工や直売など6次産業化への取り組みを奨励します。
- 地元消費者と生産者の距離が近い地産地消の取り組みを中心に、南幌だからこそ手に入る安全・安心な地元農産物の消費拡大を推進します。
- 札幌近郊という地理的優位性を活かし、消費者ニーズの把握と都市住民に向けた効果的な情報発信に努め、新鮮かつ安全・安心な農産物の消流活動を推進します。
- 農業者自らが取り組むグリーンツーリズム事業を推進します。
- クリーン農業を推進し、付加価値の高い食品づくりや販路拡大を促進します。
- 南幌町食育推進計画の目標達成に向けて、食育を推進します。
- 農産物加工センターで製造販売している特産品の地元消費を拡大するため、住民還元の効果的な方法を検討・実施し、地産地消につなげていきます。
- 道央圏連絡道路の開通に合わせた本町6次化の拠点となる農産物直売所等の整備について、検討を進めます。

#### ④ 環境と調和した活力ある農村の構築

- 環境への配慮を最優先とするため、稲わら、麦わらは鋤き込みや堆肥化、エネルギー資源として有効活用するとともに農業用廃プラスチックなど廃棄物の適正な処理を推進します。
- 防風保安林等の機能維持のため、南空知森林組合から技術的支援や専門的知識の供与を受け、植樹、間伐、保育等、適正な整備や維持管理を行います。
- 各活動組織を中心に、農村地域における農業施設や農村景観の保全活動を実践することで持続可能な農村づくりを推進します。
- 環境への負担を軽減し、消費者に信頼される安全・安心な農作物を生産・供給する農業者を支援します。

### (2) 地域で支える活力ある産業の育成

#### ① 南幌に適した業種の誘致・育成

- 南幌工業団地への企業誘致を推進するため、積極的な企業訪問活動や広告宣伝活動を行うとともに、企業ニーズに即した優遇制度の見直しを視野に入れ、企業誘致活動に取り組みます。
- 商工会と連携し、引き続き中小企業者に対する利子補給事業を実施し、経営の安定化を推進します。
- 町内の空き店舗を活用する新規起業家に対して支援を行い、空き店舗の解消に努めます。

#### ② 地域と連携した工業・雇用環境づくり

- 新規企業の誘致による雇用の創出、企業との連携強化により雇用環境の充実を目指します。
- 工業団地企業協議会との連携により、立地企業や商工会、地域との交流促進を図ります。
- 季節労働者の通年雇用化を促進するため、南空知通年雇用促進協議会との連携を図るとともに、商工会・建設業協会等の協力を得て事業参加者の確保に努めます。

### (3) にぎわいのある商店街

#### ① 地域交流の場となる商店街づくり

- 商工会と連携し、地域住民が集い、にぎわい・交流の場となる商店街づくりを支援します。
- 商工会が実施する町の活性化につながるイベントなどの地域振興事業に対して支援します。
- 町内の空き店舗を活用する新規起業家に対して支援を行い、空き店舗の解消に努めます。

※重複



### 地域に根ざした教育と文化の高いまちづくり

#### (1) 地域みんなで支える子育て・家庭教育の推進

##### ① 子育て支援の充実

- 子育てに対する不安や悩みの解消を図るために親（保護者）同士が交流する場や子育ての経験者（生涯学習サポーター）、保健師などに身近に相談できる場の提供に努めます。
- 子育てに関係する部署や関係機関、ボランティアと連携を図り、情報を共有し、子育て支援の充実に努めます。

##### ② 家庭教育支援の充実

- 多くの親（保護者）が集まる場を活用して、家庭教育に関する学習機会や情報を提供し、家庭の教育力の向上に努めます。

#### (2) 地域とともにある学校教育の推進

##### ① 農業を生かした学習機会の充実

- 総合的な学習において、受入農家の協力を得ながら田植えなどの農業体験学習を行い、農業・食育に対する理解を深めます。
- 南幌産の米や小麦、野菜などを使用した学校給食を通じ、児童生徒や保護者へ地域の食文化や食に関する産業、自然からの恵みなど食の大切さについて伝える食育を行います。

##### ② 地域と連携した開かれた学校教育

- 小中学校の授業公開や公開研究等を継続して実施することにより、教職員の意識高揚を図るとともに、地域の信頼に応える学校づくりを進めます。
- 言葉に遅れがあったり、比較的軽度の言語障がいを持つ児童に対して設置している「ことばの教室」の通級を通じて、一人ひとりの能力や実態に応じた指導を行います。
- 小中学校におけるICT（情報通信技術）環境の整備を行い、教育の情報化を推進します。
- 外国語指導助手を継続的に招致し、英語力の向上及び国際化社会への意識喚起に努めます。また、小学生からの正式な英語の教科化に向け、必要に応じて小学校へ外国語指導助手を配置します。
- 姉妹町提携の熊本県多良木町との間で、小学生の交流を通じ、学校間さらには家族を含めた未永い交流を深めます。
- 小中学校に特別支援教育コーディネーターや支援員を配置するとともに、学校と関係機関が連携・協力し、障がいのある児童生徒の多様な教育的ニーズに柔軟に対応していく体制づくりを構築します。
- 国及び道の少人数学級基準が適用された学年について、小学校の在籍中を通じて、適正規模である2学級を維持します。
- 南幌小学校の大規模改修工事を行い、学校施設の機能改善を図り、児童等の安全安心な学校生活を確保します。
- 中学生を外国に派遣し、現地学校における語学研修及びホームステイにおける生活体験を通じて、生きた英語力を身につけさせることで、国際社会で活躍できる人材の育成を図ります。
- 基礎・基本を中心に学習会を行い、基礎学力と学習意欲の向上、家庭学習の定着を図るとともに、児童生徒の学習支援を行います。

### ③ 高等学校の充実と支援

- 南幌高校が目指す「魅力ある」学校づくりの取り組みに対して、継続して南幌高校振興協議会を通じて支援するとともに、生徒の将来に向けた進路実現と充実した学校生活を送れるよう支援します。
- 高校生の通学に係る費用の一部を助成し、子どもの教育に係る保護者の経済的負担の軽減を図ります。

## (3) 豊かな心を育てる生涯学習・社会教育の推進

### ① 生涯学習の充実

- 町民の多様な学習活動に対応するため、生涯学習推進本部を核とした「生涯学習推進基本構想」の推進に努めます。
- 生涯学習推進アドバイザーの活用を図り、町民の生涯学習の活性化に努めます。

### ② 青少年健全育成の充実

- 生涯学習サポーターの協力を得て、家庭と学校との連携を図り、学習活動や体験活動などを実施し、安全、安心な子どもの居場所づくりに努めます。
- PTAや子ども会育成連絡協議会などの関係団体と連携し、子どもたちの健全育成に関する意識啓発を図り、地域の教育力向上に努めます。

### ③ 社会教育の充実

- 町民の様々な学習ニーズを大切にし、地域の課題に取り組むため、関係機関や団体との連携を図り、学習情報や学習機会の提供に努めます。
- 個人の要望や地域社会が求める学習ニーズに対応するため、主体的で継続的な社会教育活動に努めます。
- 高齢者への学習機会の提供やボランティア活動への取り組みを推進します。
- 団体の自主的・主体的な活動を助長しつつ、関係する社会教育事業の企画や運営を協働で行うことで、町民と交流する場を広げ、地域活動の活性化につながる団体支援に努めます。
- 生涯学習サポーター制度をさらに充実し、町民や学校などの多様な学習要求に対応できる人材の育成や活用に努めます。

## (4) 健康な心身を育てるスポーツ・レクリエーション活動の推進

### ① スポーツ・レクリエーション活動の充実

- 町民が生涯を通じて、心身ともに健康な生活を送れるよう、身近にスポーツやレクリエーション活動に参加できる機会の拡充に努めます。
- スポーツやレクリエーション活動を通じて地域間交流の活性化に努めます。
- スポーツ少年団本部等関係団体と連携・協力し、幼少期からスポーツに取り組むことができる機会の拡充に努めます。
- 体育施設の管理・運営を適切に行い、利用者の利便性の向上に努めます。
- スポーツセンターをはじめとした体育施設の計画的な修繕等に努めます。

## (5) ふるさとの記憶を伝える芸術・文化活動の推進

### ① 芸術・文化活動の充実

- 町民が心豊かな生活を送れるよう、鑑賞や発表の機会など文化事業の充実に努めます。
- 南幌町における芸術・文化の振興の中心的な役割を果たしている文化協会の支援に努めるとともに文化団体などの育成に努めます。

### ② ふるさとの記憶の保全

- 南幌町の歴史を伝えるための貴重な資料等の適切な保存・継承に努めます。
- 郷土芸能に対する理解を広く町民に求め、関係団体の協力を得ながら支援・継承に努めます。

### ③ 読書活動の充実

- 読書活動の活性化を図るための環境整備や関係機関・団体と連携した読書活動の充実に努めます。
- 「南幌町子どもの読書活動推進計画」の推進に努めます。



### 健康的で自立した暮らしを支える保健福祉と医療の整ったまちづくり

#### (1) 充実した医療環境の確立

##### ① 地域医療の確保（診療体制の確保）

- 自治体病院等広域化・連携構想に基づき効率的な地域医療体制を図るため、札幌圏域の医療機関を中心に病院相互の連携強化と機能分担を進め、また診療体制を確保するための医師派遣や地域医療が抱える諸課題を解決するために近隣医療機関との連携・協力体制を推進します。
- 町外医療機関、特に江別市立病院との医療連携により医師の派遣や入院・外来患者数の増加や職員の資質向上の研修会・学習会を推進します。また、今後も医科大学との連携を図り救急医療体制を確保します。
- 新たな病院改革プランに基づき病院事業経営の改革に取り組みます。
- 一次医療機関として救急医療も含めた医療機能を維持するため、医師をはじめ医療スタッフの確保に努めます。
- 町内の児童生徒の各種健診と手軽に受けられる健診事業をはじめとした予防医療を行うとともに、保健・福祉・国保等関係機関と連携し、町民の健診や在宅医療の役割を担います。
- 地域医療連携室を中心に他の医療機関との適切な役割分担と連携を充実させるため、的確で迅速な情報交換等や医療相談等を進めるとともにサービス調整会議等による保健福祉関係機関との連携を進めます。

##### ② 地域医療の確保（救急体制の確保）

- 救急体制の充実強化のため、救急救命士の認定資格者を養成します。また、将来にわたり救急体制を維持させるため、高度な知識を習得した救急救命士の育成に努めます。
- 医師、看護師及び病院と救急隊が連携することにより特定行為を含む救命処置が迅速かつ的確に行え、また病院選定と搬送時間の短縮が可能になります。これにより患者及び家族の苦痛・不安の軽減を図ります。
- 救急救命士数を維持し、救命率の低下等を防ぎ、住民サービスの維持向上に努めます。

#### (2) 町民の健康づくり対策

##### ① 成人保健対策の推進と充実

- 町民一人ひとりが、自分の健康管理に取り組めるよう、保健師や管理栄養士の専門性を活用し、「適正な食事摂取」「運動習慣」等、具体的な保健指導を行います。
- がん検診において、多くの方が受診できるよう受診券交付を継続し検診の勧奨に努めます。また、精密検査未受診者への勧奨も引き続き行います。
- 後期高齢者の各種健診対象者に対し、生活習慣病の早期発見や予防のため、健康診査を定期的に受診してもらうよう周知に努めます。

##### ② 感染症予防対策の推進と充実

- 予防接種について、対象者への個別案内だけでなく、あらゆる場面での周知を行い、接種率の向上を図ります。
- 任意予防接種のおたふくかぜの接種料金無料化を継続し経済的負担の軽減をすることで、接種率の向上を図ります。

### ③ 母子保健対策の推進と充実

- 子どもたちが健やかに成長できるように、関係団体との連携を強め協力を得ていくことで、質の高い母子保健事業並びに子ども・子育て支援事業を推進します。
- 法で定められた3歳児健康診査後、就学を迎える前のお子さんや保護者を対象に、切れ目ない子育て支援（4歳児・5歳児健康相談）を行います。
- 次世代を担う小中学生に対し、命の尊さや親子のつながりを認識するために、小中学校と連携して「命のふれあい交流事業」を行います。

## (3) 誰もがいきいきと暮らせるまちづくり

### ① 地域で暮らすための支援

- 高齢者が健康で、安心・安全な在宅生活を継続できるようニーズを把握し支援します。

### ② 介護保険サービス等の充実

- 高齢者のニーズに対応できるよう、適切なサービスを支援します。
- 町の実情に応じ、介護サービス事業所等の他、NPOや地域との支え合い体制から、多様なサービスの構築を推進します。

### ③ 社会参加と生きがいのづくりの支援

- 南幌町介護保険事業計画に基づき、高齢者が介護状態に陥ることなく、健康で心豊かな生活を送れるよう支援します。
- 地域でお互いを見守り、支え合う意識づくりや交流の場への参加を推進します。
- 介護予防の必要性を広く周知し、地域で高齢者自身が自主的に介護予防に取り組むことのできる環境づくりを目指します。
- 老人クラブ活動の支援を行い、スポーツや地域奉仕活動など高齢者の生きがいのづくりを支援します。

### ④ 地域包括ケアシステムの充実

- 地域包括ケアシステム推進のため、関係機関だけでなく地域住民も参加する会議を開催します。
- 高齢者が人生の最後まで住み慣れた地域で暮らせるよう在宅医療と介護を一体的に提供できるよう支援します。
- 認知症本人の意思を尊重しながら、本人のみならず家族を含めた早い段階からの支援を包括的、集中的に行い、自立した生活を送れるよう支援します。

### ⑤ 地域福祉活動の推進

- 誰もが住み慣れた地域で共に支え合い、安心して自立した生活を継続できるよう町と連携のもと、必要とされる福祉事業の実施に向け、又、地域福祉活動を促進するため、社会福祉協議会の活動の支援継続に努めます。
- 高齢者事業団への情報提供・発信に努め、会員加入の掘り起こしや多様な就労先の創設をさらに進め、高齢者福祉の一翼を担う事業団の安定した運営が可能となるよう、将来的な財政面での自主運営化を見据え、支援の継続に努めます。

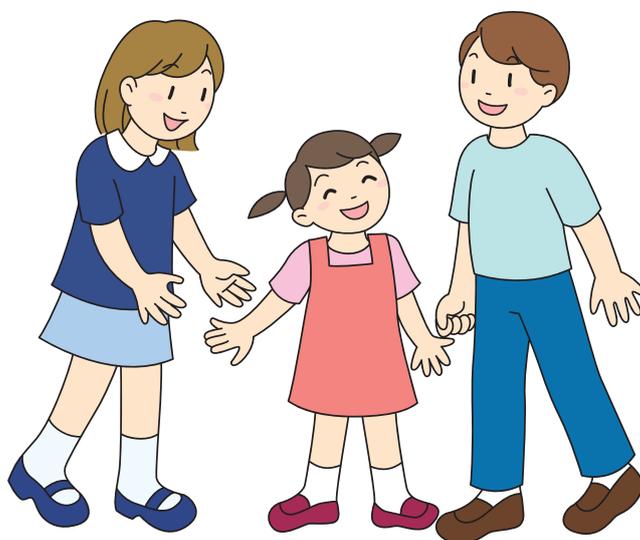
### ⑥ 障がい児者福祉の充実

- 地域生活支援事業を実施し、地域の実情や障がい者のニーズを明確にし、適切なサービスの提供により障がい者の暮らしやすさや介護者の介護負担の軽減を図り、南幌町障がい者虐待防止ネットワークの構築により、障がい者虐待の未然防止及び早期発見に努めます。

- 障がいのある人の自立生活や社会参加を促進するためには、外出の支援や移動手段の確保、交通費の経済的負担軽減を図ることが必要です。本町では各種交通費の助成を行っており、難病のある方にも通院交通費の補助を拡大し、経済的負担の軽減を図るよう努めます。
- 障がい者相談支援事業所において、サービス等利用計画を作成し、本人のニーズに基づいた支援を受けることができるようサービスを調整し、適切で効果的なケアにつながるよう関係機関と連携しながら進めます。
- こころの健康を守るための予防や病気への正しい対応の周知を行い、早期に専門職による相談利用につながるよう支援に努めます。

#### ⑦ 児童福祉の充実

- 南幌町要保護児童対策地域協議会におけるネットワークにより、児童虐待などの未然防止及び早期発見に努めます。
- 子どもの発達支援については、関係機関がネットワークをつくることで、発達支援体制が充実するように努めます。
- 子育て家庭の孤立や育児不安を軽減できるよう、子育ての仲間づくりや子育てに関する情報提供、相談体制、保育サービスの充実を図ります。
- せわずき・せわやき隊の活動促進を図るために、新規隊員募集の広告を広報誌などに掲載し、広く町民に周知します。
- 小、中、高生に対する医療費の一部又は全額助成は、健康の保持と福祉の増進を図り、併せて子育てに係る費用を軽減するため、今後も継続します。
- 保育所利用者負担額を引き下げるとともに、利用者負担額を決定する際の階層区分を細分化し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。



### 安心して楽しく暮らせる快適な生活環境のまちづくり

#### (1) みどりあふれる快適な都市環境づくり

##### ① 緑の保全と緑化の推進

- 団地内緑地、公園、防風林など地域の風土に育まれた緑の維持、保全と活用に努めます。
- 町民の環境緑化に対する意識を高めるとともに、地域が行う緑化活動を支援します。

##### ② 公園の管理

- 遊具等を安全に使用できるよう公園施設の改築更新を行います。

##### ③ 豊かで快適な住宅・住環境づくり

- みどり野団地の販売を促進するため、北海道及び北海道住宅供給公社と連携し、三者共催による新たな事業を展開するとともに、道外イベント出展等による本町への移住定住の促進に向けた取り組みを行います。
- 夕張太西地区団地造成事業を進めるため、団地ニーズや住宅需要動向の把握等に努めます。
- 引き続き住宅相談窓口の設置により、住宅の建設、リフォーム、耐震、住宅紛争等の相談と住宅リフォーム等助成事業により費用の負担軽減と地元経済への寄与に努めます。
- 子育て及び若年世代における民間賃貸住宅への支援について調査を進めます。
- 町公営住宅長寿命化計画に基づく計画的な修繕を行い、良質な住宅のストックに努めます。
- 農村地区の高齢者も含め、まちなか居住を推進するため、高齢者向けの住まいが適切に供給される環境や町公営住宅の建設に関して調査、研究を行います。

##### ④ 雪に強い生活環境づくり

- 町民が冬期間快適な生活が送れるよう、地域との連携を図りながら、適切な除排雪体制を整えます。
- 地域援助排雪事業の普及のため、広報誌・行政区長会議等で情報を提供します。
- 除排雪機械の計画的な更新により、効率化を図り除排雪費用の削減に努めます。

#### (2) 資源循環型のライフスタイルを育む環境づくり

##### ① ごみ処理体制の充実

- 不法投棄防止対策の強化に努めるとともに、ごみの減量化、ごみの分別等を徹底するため、南幌町環境衛生組合の活動支援を図り、3R活動の取り組みを進めていきます。
  - ・ Reduce (リデュース)～ごみを減らそう
  - ・ Reuse (リユース)～繰り返し使おう
  - ・ Recycle (リサイクル)～資源として再利用しよう
- 焼却施設の平成36年度稼働に向け、道央廃棄物処理組合（一部事務組合）において協議を継続していきます。

##### ② 環境を意識した循環型社会の形成

- 稲わらペレットを利用した地域循環システムの構築を図るため、さらなる普及拡大を目指します。
- 稲わらペレットの利用促進を目指すため南幌町バイオマス利活用促進協議会において、課題・問題点の解決に向けた研究を進めます。
- 稲わらペレットが燃焼可能なストーブ等の商品化に合わせて、一般家庭への普及を図るため、

支援拡大や新たな支援に向けて調査・研究を進めます。

- 町民へのエネルギー問題、環境及び温暖化に関する情報の提供をはじめとする支援やセミナー等の開催により、地域へのバイオマスエネルギーの導入を促進します。

### (3) 安全、安心な生活を支える防災・防犯対策の推進

#### ① 治水対策の推進

- 水害のないまちづくりを形成するために、引き続き総合的な治水対策を推進します。
- 治水対策事業の早期完成のため、関係自治体並びに期成会による要望活動を行います。
- 堤防については、河川管理者と連携を図り、監視体制の強化に努めます。
- 普通河川及び幹線排水路の排水能力を確保するため、計画的に維持管理・補修を行うとともに環境整備を行います。

#### ② 水環境の保全

- 水質保全を目指すため合併処理浄化槽のP R等を行い、設置の普及促進を図ります。
- 公共下水道施設の安全確実な機能を発揮するため、施設の適切な維持管理を図ります。また、農業集落排水施設については最適整備構想を策定し、計画的な改修を行い施設の延命を図ります。
- 第2浄水場の改築については、効率的な管理運営と安全・安心な水道水の供給のため、長幌上水道企業団が主体となり実施します。

#### ③ 消防・防災対策の推進

- 町民の生命、身体及び財産をあらゆる災害から保護するため、防災資機材、備蓄品の確保を計画的に進めるとともに、地域単位での防災訓練などの防災啓発を行うことで、自主防災意識の高揚に努めます。
- 災害時においても災害対策機能の維持確保を図ります。
- 防災行政無線の活用による町民等への防災・行政情報の提供強化を図ります。
- 洪水ハザードマップの改訂を行い、住民周知により防災意識の向上を図ります。
- 住宅相談窓口にも位置付けられている一般木造住宅の無料耐震診断を実施し、耐震改修が必要な場合においては住宅リフォーム等助成事業により負担軽減を行い、耐震化の向上に努めます。
- 消防車両の更新により消防力の充実強化を図り、災害に強い安全・安心なまちづくりに努めます。
- 消防通信指令システムの更新を行い、消防救急デジタル無線への対応・統合型位置表示システムの導入・携帯電話からの緊急通報を受信可能とすることで通信指令業務を円滑化し複雑高度化する消防業務に確実に応えるよう努めます。
- 災害活動に有効な消防水利の整備に努めます。
- 消防団庁舎の整備を行い、消防団活動及び地域防災活動の拠点としての機能強化を図ります。

#### ④ 防犯対策の推進

- 継続的に防犯意識の向上を図るとともに、地域住民・教育関係各機関・南幌町生活安全推進協議会・栗山警察署が連携して防犯対策の強化に努め、「安全で安心なまちづくり」を推進します。

## (4) 安全、安心、便利な交通対策の推進

### ① 交通安全対策の推進

- 家庭、職場また地域が一体となった交通安全運動の活動展開を図ります。
- 幼児、小中学生及び高齢者の交通安全教育を推進します。
- 高齢者の自主的な運転免許証の返納者に対して助成することで、交通事故の防止と外出支援を図ります。
- 交通安全施設整備の要望を関係機関に引き続き行います。

### ② バス交通網の利便性向上

- 通勤・通学者等のニーズに合った交通手段の充実に向けて、バス事業者に対し、随時、必要な要望を行います。
- 町内巡回バス利用者等に対して、継続してアンケート調査を実施し、ニーズの把握を行いながら、利用しやすく、かつ利用される町内巡回バスの運行を目指します。
- 公共交通の充実を図るため、町内の実態に即した公共交通のあり方などを地域公共交通活性化協議会において、研究・協議を行います。

### ③ 広域交通網の整備

- 道央圏連絡道路の早期完成のため、関係自治体からなる期成会による要望活動を行います。
- 町道や橋梁の計画的な点検、維持補修により安全な交通を確保し、住民の生活環境の向上を図ります。

## (5) 新たな出会いと交流の場づくり

### ① 地域間交流の促進

- 南空知圏域を構成する市町と連携しつつ、それぞれの特性を生かした新たな交流事業のあり方を検討し、広域連携による一層の発展を目指します。
- 多良木町との交流について、町、JA、商工会などで構成する姉妹交流推進委員会において交流内容の充実検討を行い、地域や民間団体なども含め、積極的な交流の推進を図ります。
- 様々な交流や出会いの場を通じて、本町にゆかりのある方や本町を応援していただける方を増やす取り組みを進めます。

## (6) 地域資源を活用した魅力ある観光づくり

### ① 観光拠点の形成とイベントの充実

- 本町の観光資源の核となる南幌温泉をはじめ、商工会や農協等が開催するイベントと連携を図り、南幌町の知名度向上と地域の活性化に努めます。
- わかりやすい観光案内標識のあり方に向けて関係課と協議を進めていくとともに、本町の観光情報の発信に向け観光マップを作成します。
- 観光協会を中心として、本町が持つ魅力ある観光資源のPRと情報発信を行うとともに、町内外で開催されるイベントへの参加により、本町特産品や農産物の販売PRに取り組んでいきます。
- ふるさと物産館の機能を生かしつつ、町内外の方に気軽に利用いただける施設への改善に取り組んでいきます。
- 本町の重要な観光拠点施設である南幌温泉の観光入込客増加を図るため、施設の改修を行います。

# 第6期南幌町総合計画 基本計画

北海道 南幌町



# 行財政分野

## 1. 町民協働に支えられる自立したまちづくり

### (1) 住民自治の実現

#### ① 町民参加・協働の推進

##### ■ 現 状 ■

- 国から権限移譲が進められる中、市町村はより自主性や自立性を高め、活力ある地域社会の実現が求められています。
- 地域で抱える課題や問題点を把握し、その解決方策を探ることを目的として、行政区長・町内会長と住民自治検討会を開催しています。
- 町民と行政による協働のまちづくりを進めるために、各種審議会・委員会委員の一般公募等の機会増加や女性委員登用率20%を目指し取り組んでいます。
- 北海道よりNPO法人（特定非営利活動法人）の設立認可等の事務権限の移譲を受けています。
- 活力ある南幌町を実現するため、地域・団体から事業化アイデアなどの提案を募集しています。
- 人口減少や高齢化率の上昇により身近な地域単位である行政区・町内会機能の低下が懸念されています。

##### ■ 課 題 ■

- 町民と行政が、パートナーとして、お互いの知恵や力を出し合いながら、町民参加・町民協働による取り組みを進める必要があります。
- 町民と行政による協働のまちづくりを進めるためには、各種審議会・委員会委員の一般公募等の機会を一層増やすとともに女性委員登用率の向上が必要です。
- 人口減少と少子高齢化が進む中、身近な地域単位である行政区・町内会のコミュニティ機能向上に向けた問題解決や支え合いの仕組みづくりが必要です。

##### ■ 施策のねらいと展開方向 ■

- 町民と行政が、まちづくりを担う役割をお互いに理解し、情報や活動を共有しながら協働に取り組みます。
- 基礎的な地域組織である、行政区や町内会の地域問題の解決や支え合いの仕組みづくりに取り組みます。
- 活力ある南幌町を実現するため、地域・団体から事業化アイデアなどの提案に向けて支援します。
- 政策の検討に際し、より多くの意見を求めるため、一般公募による各種審議会・委員会委員の募集拡大と、あわせて女性委員登用率の一層の向上を目指し、女性の政策検討過程への参画機会の充実に努めます。
- NPO法人など、営利を目的としない自発的な活動に対する相談や支援に努めます。
- 地域コミュニティ機能の向上を図るため、町民の行政区・町内会への加入促進啓発に努めます。

##### ■ 主な取り組み ■

- 【継続】 地域担当職員制度事業（H29～H33）
- 【継続】 住民自治検討会運営事業（H29～H33）
- 【継続】 職員出前講座事業（H29～H33）
- 【継続】 まちづくり活動支援事業（H29～H31）

### まちづくりの成果指標（施策評価）

成果指標	単位	実績値	H24	現状値	H27	目標値	H33
各種審議会・委員会の公募委員選任の割合	%	0.0		0.4		2.0	

※対象は、地方自治法第202条の3に基づく審議会及び第180条の5に基づく委員等とします。

## ② 情報共有化の推進

### ■ 現 状 ■

- 情報公開条例に基づき行政運営の透明性の確保に努めています。
- 役場庁舎、保健福祉総合センター、夕張太ふれあい館に情報コーナーを設置し、町政の情報提供に努めています。
- 広報活動は、毎月1回の広報誌発行やホームページの公開、フェイスブックの投稿により、町の情報を発信しています。また、広報誌の配布については、各行政区及び町内会の協力を得て実施しています。
- ホームページは、内容の充実とあわせて、より見やすく分かりやすさを目指して、平成26年度に全面リニューアルしています。
- 広聴活動は、主要公共施設に町民意見箱の設置や電子メール等により町民から町政に対する提案・意見・要望等を広く求めており、また意見交換を行う場として、行政懇談会、町長談話室、故郷ふれあいミーティングを実施し、住民参加と協働のまちづくりを推進しています。
- 行政への町民等の参加を促進するため、パブリック・コメント（政策等に対する町民等の意見募集）制度を実施しています。

### ■ 課 題 ■

- 町民と行政の情報の共有化を図るため、町民の求める情報を的確に把握し、必要な情報の提供に努めるとともに、「利用しやすさ」と「情報量」を兼ね備えたホームページにする必要があります。
- 住民主体の行政、協働のまちづくりを実現するため、より多くの意見を聞く場を設けるとともに、町民が参加しやすい環境の充実を図る必要があります。

### ■ 施策のねらいと展開方向 ■

- 町内外への情報発信を強化するため、ホームページやフェイスブックを運営します。また、生涯学習センターに情報コーナーを増設し、町政の情報を積極的に公開します。
- 町民の視点に立ったよりきめ細かな情報の提供など、多様化する町民のニーズに対応した情報の発信に努めます。
- パブリック・コメント制度を通して政策形成過程での町民参加の促進に努めます。
- フェイスブックを活用し、町の出来事のリアルタイムでの発信と情報の拡散を図ります。

### ■ 主な取り組み ■

【継続】 広聴活動事業（H29～H33）

【継続】 広報誌発行事業（H29～H33）

### まちづくりの成果指標（施策評価）

成果指標	単位	実績値	H24	現状値	H27	目標値	H33
町ホームページのセッション件数（年間）	件	73,657		144,740		200,000	

※セッション件数、H24年度はトップページのアクセス件数

### ③ 町民ニーズに対応できる職員の育成

#### ■ 現 状 ■

- 多様化する町民ニーズに対応するため、職員の意欲や能力を高めるための各種研修事業を積極的に推進しています。

#### ■ 課 題 ■

- 時代に即した対応ができる職員の育成や能力を高め、効率的・効果的な行政運営を推進していく必要があります。

#### ■ 施策のねらいと展開方向 ■

- 職員研修センター等の利用や自主的な希望による研修への参加により、町民ニーズに的確な対応ができる職員の育成に努めます。

#### ■ 主な取り組み ■

【継続】職員研修事業（H29～H33）

#### まちづくりの成果指標（施策評価）

成果指標	単位	実績値	H24	現状値	H27	目標値	H33
職員研修受講者数	人	123		117		130	

※職場内外研修、派遣研修等各種研修の受講者数の合計

## (2) 持続可能な行財政運営の推進

### ① 財政運営の健全化

#### ■ 現 状 ■

- 町税等は、督促・催告等により早期に納付催告し収納率の向上に努め、公平・公正な税務行政を推進しています。また、未来を担う子ども達に貴重な財源である税金の重要性を理解してもらうために、小学生に対する租税教育活動及び中学生を対象とした租税教室を開催しています。
- 着実な行財政改革の遂行により、財政状況は改善したものの、地方自治体を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にあります。
- 地方自治体の財政状況については、財政健全化法の施行により、実質赤字比率など4つの指標を公表することとされています。本町の平成27年度決算数値は、実質公債費比率が14.0%であり、新発債の抑制等により年々比率は減少傾向にあります。
- 住民等に対する財政情報公開や財政の効率化、適正化を一層進める観点から、新地方公会計制度による資産・債務の情報を開示します。
- ふるさと納税制度で納めていただいた寄附金は、ふるさと応援基金に積み立て、子どもたちや高齢者、町の環境整備や特産品PRなどの事業から寄附者が指定した事業に活用しています。ふるさと納税の寄附者に対して、約30種類の本町特産品等から選定したものを謝礼品として贈呈しています。

#### ■ 課 題 ■

- 滞納者の状況に応じた納付管理を行い、悪質滞納者に対しては厳正な滞納処分を行うことが必要です。また、全町的な納税意識の高揚につなげるための啓蒙活動を行うことが重要です。
- 南幌町行財政改革実行計画の着実な実行など、引き続き効率的な財政運営を図る必要があります。
- ふるさと納税を活用し安定した財源確保を目指し、今後も南幌町を応援したいと思っただけの寄附者を増やすべく、リピーターを確保することが重要です。また、知名度向上や町特産品PR、販売促進につなげるために謝礼品の見直しが必要です。
- 多様化する町民ニーズに対応したサービスを提供するためには、施策・事業の効果や効率性について評価し、評価結果については、町民にわかりやすく公表する必要があります。

## ■ 施策のねらいと展開方向 ■

- 南幌町町税等収納対策本部を中心とした徴収体制を活用し、幅広く集中的な特別徴収を行い、全庁的な収納業務を推進します。また、租税への理解を深めるとともに、納税意識を喚起するため、町広報誌等を活用した積極的な情報提供に努めます。
- 南幌町行財政改革実行計画の取り組みにより行財政改革を進め、持続可能かつ安定的な財政運営を進めます。
- 総合計画の着実な推進に向け、計画で掲げた施策の達成指標や事務事業の評価について、外部評価を導入した行政評価システムにより検証し、効果的・効率的な行財政運営を推進します。
- 南幌町公共施設等総合管理計画を基本に、計画的な施設の統合や改修、遊休施設のあり方など公共施設の効果的・効率的な管理運営に努めます。
- 南幌町の発展を願い、応援しようとする個人等から広く寄附金を募り、これを財源として寄附者が指定した事業に活用します。また、ふるさと納税の寄附者に対して、町の特産品等を贈呈することにより知名度向上や町特産品PR、販売促進につなげます。

## ■ 主な取り組み ■

【継続】 行政評価システム事業（H29～H33）

【継続】 町税等収納対策本部設置事業（H29～H33）

【継続】 租税教育事業（H29～H33）

【継続】 ふるさと応援寄附事業（H29～H33）

＜新規＞ 庁舎改修事業（H32）

### まちづくりの成果指標（施策評価）

成果指標	単位	実績値	H24	現状値	H27	目標値	H33
ふるさと応援寄附件数	件	—		5,193		7,000	

※本町は、H26年度からふるさと応援寄附事業を実施しています。

## ② 行財政改革の推進

### ■ 現 状 ■

- 南幌町行財政改革実行計画が平成28年度で終了し、継続して行財政改革に取り組むため新たな南幌町行財政改革実行計画を策定しています。
- 北海道からの事務権限移譲については、行政体制の充実・強化、住民サービスの向上を目指し、積極的に進めています。

### ■ 課 題 ■

- 南幌町行財政改革実行計画に基づく改革項目を計画的に実施していく必要があります。

## ■ 施策のねらいと展開方向 ■

- 南幌町行財政改革実行計画に基づいて、効率的かつ効果的な施策を進めるとともに、毎年度進捗状況を管理し、達成度について評価検証を行います。

## ■ 主な取り組み ■

【継続】 行財政改革推進事業（H29～H33）

## (3) 地域と地域のつながりを強める広域行政の推進

### ① 広域行政の推進

### ■ 現 状 ■

- 上水道・火葬場・ゴミ処理・消防は、一部事務組合を組織し共同処理しています。

- 可燃ゴミは、2市4町（千歳市・北広島市・栗山町・長沼町・由仁町・南幌町）の協議会により一部事務組合を設立し、平成36年度の焼却施設稼働に向けて、準備を進めています。
- 南空知の全市町で、南空知ふるさと市町村圏組合を組織し共同で施策や事業を実施しています。また、平成24年度に南空知災害時相互応援に関する協定を締結しています。
- 南空知南部介護認定審査会（栗山町・由仁町・南幌町）を共同設置しています。
- 南空知南部障害認定審査会（夕張市・栗山町・由仁町・南幌町）を共同設置しています。
- 厳しい財政運営の中、社会経済環境の変化や多様化する住民ニーズへの対応に伴う事務の効率化に向けて、周辺自治体との広域的な連携を進めています。
- 消費生活相談業務は、4町（栗山町・長沼町・由仁町・南幌町）を含めた広域で消費者相談に対応するため、平成23年度より栗山消費者協会に委託しています。
- 有害鳥獣駆除業務は、1市4町（夕張市・栗山町・長沼町・由仁町・南幌町）及び関係機関・団体を含めた広域協議会として、南空知広域有害鳥獣被害防止対策協議会に平成25年度より加入しています。
- 平成23年度より南空知4町（栗山町・長沼町・由仁町・南幌町）で、事務事業の広域連携を探るため、広域連携検討会議を設置しています。また、知名度向上、観光振興、移住定住の促進に向けた取り組みを行っています。
- 江別市内の大学・短大に通う学生の地域定着を促進するため、平成27年度に江別市が主体となり周辺自治体とともに学生地域定着推進協議会を設立しています。
- 空知地域の知名度向上と総合的な魅力発信をはじめとする空知地域の活性化を目指し、平成28年度に北海道空知総合振興局と管内24市町による北海道空知地域創生協議会を設置しています。

## 課題

- 少子高齢化の進行などによる人口減少の一方、住民の活動範囲の広域化と情報通信手段の急速な発達・普及に伴い多様化・高度化する住民ニーズと行政課題への効率的かつ的確な対応が求められています。
- 大都市圏在住者を対象とした知名度向上や観光振興、移住定住促進事業などにおいて、単独自治体だけでは効果的な取り組みが難しい状況です。

## 施策のねらいと展開方向

- 既存の一部事務組合等のほかに、複数市町との広域的な連携による新たなサービスや事務処理体制のあり方などを検討し、効率的な広域行政を推進します。
- 周辺市町や北海道空知総合振興局とともに圏域一体となって、スケールメリットを生かした知名度向上、観光振興、地域定着、移住定住の促進を図ります。

## 主な取り組み

- 【継続】南空知4町地域連携事業（H29～H33）
- 【継続】学生地域定着支援推進事業（H29～H31）
- 【継続】空知魅力発信プロジェクト事業（H29～H31）

### まちづくりの成果指標（施策評価）

成果指標		単位	実績値	H24	現状値	H27	目標値	H33
南空知4町	観光入込客数	千人	1,893		1,907		1,951	

※北海道経済部観光局調べ

## 2. 地域ぐるみで支え育てる活力ある産業経済のまちづくり

### (1) 地場の交流を通じた顔の見える農業・農村環境づくり

#### ① 収益性の高い農業の確立

##### ■ 現 状 ■

- 平成28年度の農家戸数は177戸（農家人口797人）で、そのうち農地所有適格法人（以下、農業生産法人）は15経営体（複数戸法人11：個人法人4）となっており、大規模化が進む一方、小規模農家の離農により農家戸数は依然減少が続いています。
- 本町農業は、強靱な農業基盤の構築を目指し、これまで土地改良事業を強力に推進してきたことにより安定した生産性を実現しています。
- 農業を取り巻く情勢は、TPP（環太平洋経済連携協定）交渉の大筋合意や平成30年の生産調整廃止など、大きな岐路に立たされています。
- 本町では、担い手の経営規模拡大の意向に対応するため、引き続き土地改良事業を継続するとともに、ICT（情報通信技術）を活用した農作業の効率化を図るなど、更なる生産性の向上と農業経営の発展に取り組んでいます。

##### ■ 課 題 ■

- 生産者の土地利用型農業への志向が強く、近年では本町が生産を奨励しているキャベツの作付が減少しているため、水稻・小麦・大豆との生産のバランスをとる必要があります。
- 農作物の生産性・品質の向上による安定的な農業経営の確立を図るためには、計画的に区画整備などの基盤整備を行う必要があります。
- 農家戸数が減少する中で、将来的に農地を維持し耕作放棄地の発生を抑止していくには、農地中間管理機構の活用も視野に入れ対策を検討していく必要があります。
- 町内で稼働している農産施設の老朽化対策や作付が増えている大豆の調製施設の建設に向け、生産者及び農業団体と協議していく必要があります。
- スマート農業の普及促進に向けて、すべての生産者に対し導入効果をあらゆる機会に周知し、理解を求めていく必要があります。

##### ■ 施策のねらいと展開方向 ■

- 売れる米づくりに向けた良質・良食味米の安定生産や新しい技術の導入を推進します。また、輪作体系の確立に向けた取り組み、収益性の高い野菜などの作物の導入を推進し、農業経営の安定化を図ります。
- 土地利用型の農業を確立していくために必要な基盤整備等を計画的に行い、生産基盤の強化を図ります。
- 全町をカバーしているRTK基地局の活用により、GPS機器の精度を高め、作業時間の短縮や生産コストの削減など、大幅な効率化を図ります。

##### ■ 主な取り組み ■

- 【継続】 農業振興補助金交付事業（H29～H33）
- 【継続】 道営経営体育成基盤整備事業（H29～H31）
- 【継続】 農業経営高度化促進事業（H29～H33）
- 【継続】 スマート農業推進事業（H29～H33）

### まちづくりの成果指標（施策評価）

成果指標	単位	実績値	H24	現状値	H27	目標値	H33
農家戸数	戸	195		179		152	

## ② 経営基盤の強化に向けた担い手の育成

### ■ 現 状 ■

- 平成27年度における認定農業者は167経営体であり、1戸当りの経営耕地面積は29.7ha（個人22.2ha、法人112.6ha）で、依然、規模拡大は進んでおり、担い手への農地集積率も96%に達しています。
- Uターンや新規学卒による親元就農により世代交代が進む一方、高い担い手への農地集積率により新規参入者を積極的に受け入れる余地がない状況です。
- Uターン等による親元就農を促進し、次代の担い手を確保するために親元への新規就農者に対する給付金を支給するとともに、農業研修生等の住宅を確保するため、新規就農者支援住宅を2棟4戸整備し、生活を支援しています。
- 若手女性農業者の農業知識の向上に向けた勉強会などを行っています。
- 農業後継者のパートナー確保を支援するため、農協と連携して婚活事業を実施しています。

### ■ 課 題 ■

- 規模拡大が進む一方、蔬菜において、農作業繁忙期におけるパート労働者の確保が困難な状況です。
- 将来に向けて、基幹産業である農業を持続していくため、新規就農者の受け入れ方策を検討する必要があります。
- 農業経営に参画することができるように、女性農業者を育成支援する必要があります。

### ■ 施策のねらいと展開方向 ■

- 効率的かつ安定的な農業経営体を育成するため、関係機関と連携し、経営基盤強化に向けた有利な制度資金等の効果的な活用を推進します。
- 意欲ある担い手に円滑な農地の利用集積を図るため、関係機関における農地に関する情報や集積に関する事業を活用し、農地の流動化及び利用調整を図ります。
- 農業後継者による各種団体活動や、農家子弟を含む新規就農者の相談受付や各種情報提供を適宜、迅速に行うとともに、新規就農者説明会等に赴き新規就農希望者の動向把握と情報提供を行います。
- 女性農業者が農業経営に関わることができるように、社会参画を促進するための研修等を含め、他団体との交流も視野に入れて活動を推進していきます。
- 農業後継者のパートナー確保を継続支援するため婚活事業の内容を見直ししながら、参加者数の増員を図ります。
- 労働力の確保について、生産者及び農業関係団体等と対策を協議していきます。

### ■ 主な取り組み ■

- 【継続】 農業制度資金利子補給事業（H29～H33）
- 【継続】 担い手育成対策事業（H29～H33）
- 【継続】 新規就農支援事業（H29～H33）
- 【継続】 ふるさと就農促進給付金事業（H29～H33）

### まちづくりの成果指標（施策評価）

成果指標	単位	実績値	H24	現状値	H27	目標値	H33
新規就農者数	人	4		4		2以上	

※親元就農を含みます。

### ③ 消費者との交流と食育の推進

#### ■ 現 状 ■

- 生産者自らの取り組みとして、朝市や花市が開催されているほか、町内会からの依頼により町内会での催しにあわせて移動直売会を開催し、生産者と消費者との交流の場が設けられています。
- 農産物の高付加価値化や地場農産物の消費拡大のため、農業者自らが、直売所や地域等で直売を行っています。
- 特産である農産物を加工した新しい商品が開発され販売されています。
- 生産者自らが、都市部からの住民の農業体験を受け入れるなど、グリーンツーリズムとして徐々に定着しています。
- 『農業がもつ「食」のすばらしさを伝える』ことを基本理念とした南幌町食育推進計画に基づき、食育に関する事業が行われています。
- 本町特産品を用いたキャベツキムチに対する理解を深めてもらうため、町民還元事業を実施しています。

#### ■ 課 題 ■

- 本町住民のほか札幌圏の消費者に南幌産農産物の多様性と新鮮さをアピールするとともに、農業・農村への理解や関心を深めるため、生産者と消費者との交流を促進する必要があります。
- 地場農産物での新たな加工品の開発と他産地との差別化に向けた取り組みが必要です。
- 今後、外国産農作物の普及が進む中、消費者に信頼される農業を確立するため、「食」を通じて、農業の役割や重要性の理解を深める必要があります。
- 本町を縦断する道央圏連絡道路の開通に向けて、その沿線に、6次化の拠点となる農産物直売所等の整備を検討する必要があります。

#### ■ 施策のねらいと展開方向 ■

- 本町特産の農産物の高付加価値化を推進するため、地理的表示保護制度を活用するなど、他地域との差別化を図り、生産・供給を促進するとともに、加工や直売など6次産業化への取り組みを奨励します。
- 地元消費者と生産者の距離が近い地産地消の取り組みを中心に、南幌だからこそ手に入る安全・安心な地元農産物の消費拡大を推進します。
- 札幌近郊という地理的優位性を活かし、消費者ニーズの把握と都市住民に向けた効果的な情報発信に努め、新鮮かつ安全・安心な農産物の消流活動を推進します。
- 農業者自らが取り組むグリーンツーリズム事業を推進します。
- クリーン農業を推進し、付加価値の高い食品づくりや販路拡大を促進します。
- 南幌町食育推進計画の目標達成に向けて、食育を推進します。
- 農産物加工センターで製造販売している特産品の地元消費を拡大するため、住民還元の効果的な方法を検討・実施し、地産地消につなげていきます。
- 道央圏連絡道路の開通に合わせた本町6次化の拠点となる農産物直売所等の整備について、検討を進めます。

#### ■ 主な取り組み ■

- 【継続】地産地消活動推進事業（H29～H33）
- 【継続】都市との交流と販路拡大事業（H29～H33）
- 【継続】食育活動推進事業（H29～H33）

#### ④ 環境と調和した活力ある農村の構築

##### ■ 現 状 ■

- 環境に配慮した循環型農業を推進するため、稲わら、麦わらの焼却はせず、鋤き込みや堆肥化などを行っています。
- 景観の保全や風害から農作物を守るため、防風保安林109ha、耕地防風林9haの管理を行っています。なお、平成28年度より南空知森林組合に出資・加入し、更なる防風保安林の適正な維持管理に努めています。
- 農業・農村の有する多面的機能の維持、発揮のための地域活動や地域資源（農地・水路・農道など）の質的向上を図る地域活動組織3組織の活動に対して、国、道、町が一体的に支援しています。
- 本町では、14戸の農業者が有機JAS規格やエコファーマーの認定を受け、環境への負担を軽減し、消費者に信頼される安全・安心な農作物の生産に取り組んでいます。

##### ■ 課 題 ■

- 高齢化した防風保安林等の維持・保育のため、専門知識に基づいた計画的な間伐や補植等を行い保全に努める必要があります。
- 各活動組織での農村環境の保全に関する様々な取り組みに対し、その活動内容や運営・経理などの適切な指導・助言を行う必要があります。
- 環境保全型農業に取り組む農業者に対して、適正な事業実施に向け、活動内容の確認など指導・助言を行う必要があります。

##### ■ 施策のねらいと展開方向 ■

- 環境への配慮を最優先とするため、稲わら、麦わらは鋤き込みや堆肥化、エネルギー資源として有効活用するとともに農業用廃プラスチックなど廃棄物の適正な処理を推進します。
- 防風保安林等の機能維持のため、南空知森林組合から技術的支援や専門的知識の供与を受け、植樹、間伐、保育等、適正な整備や維持管理を行います。
- 各活動組織を中心に、農村地域における農業施設や農村景観の保全活動を実践することで持続可能な農村づくりを推進します。
- 環境への負担を軽減し、消費者に信頼される安全・安心な農作物を生産・供給する農業者を支援します。

##### ■ 主な取り組み ■

- 【継続】 多面的機能支払事業（H29～H33）
- 【継続】 環境保全型農業直接支援対策事業（H29～H33）

## （2）地域で支える活力ある産業の育成

### ① 南幌に適した業種の誘致・育成

##### ■ 現 状 ■

- 平成28年7月現在において南幌工業団地の未処分面積を約18ha抱えています。
- 南幌工業団地の分譲等促進に向けて、企業訪問活動やイベントへのブース出展等の活動に取り組んでいますが、企業誘致が思うように進んでいない状況にあります。
- 中小企業の育成振興等を図るため、北海道中小企業総合振興資金制度を活用した事業者への利子補給事業を実施し、負担軽減の支援を行っています。
- 商工会では新規会員の加入促進に努めているものの、廃業等により会員数の減少が進んでおり、空き店舗が増加しています。

## 課題

- 地域経済の活性化と地元雇用機会拡大のため、積極的に企業誘致を推進する必要があります。
- 中小企業の経営環境は、厳しさを増しており、町内中小企業者の経営の安定化を図る必要があります。
- 商店街の活性化を図るため、空き店舗の利用促進を検討していく必要があります。

## 施策のねらいと展開方向

- 南幌工業団地への企業誘致を推進するため、積極的な企業訪問活動や広告宣伝活動を行うとともに、企業ニーズに即した優遇制度の見直しを視野に入れ、企業誘致活動に取り組みます。
- 商工会と連携し、引き続き中小企業者に対する利子補給事業を実施し、経営の安定化を推進します。
- 町内の空き店舗を活用する新規起業家に対して支援を行い、空き店舗の解消に努めます。

## 主な取り組み

【継続】 企業誘致推進事業（H29～H33）

【継続】 中小企業総合振興資金利子補給事業（H29～H33）

＜新規＞ 空き店舗活用支援事業（H29～H33）

### まちづくりの成果指標（施策評価）

成果指標	単位	実績値	H24	現状値	H27	目標値	H33
南幌工業団地 誘致企業数	社	2		0		1以上	

## ② 地域と連携した工業・雇用環境づくり

### 現状

- 工業団地内に立地している企業の中には、積極的に町民を雇用している企業もありますが、新規企業立地の低迷と相まって、新たな雇用機会の確保が進んでいない状況にあります。
- 町内2箇所の工業団地に立地している企業等により組織している南幌工業団地企業協議会と連携し、地元高校を対象とした企業見学会等を実施しています。
- 町内においても景気低迷により雇用環境が厳しい状況にあります。
- ふるさと物産館等にハローワーク求人情報誌等を設置し、雇用に関する情報を提供しています。
- 本町の季節労働者の通年雇用化に向けて、南空知通年雇用促進協議会が実施している技術講習会や資格取得支援事業などの情報提供、参加勧奨に取り組んでいます。

### 課題

- 南幌工業団地企業協議会との連携を深め、地元雇用の拡大や定住人口の増加につながるような雇用を生み出す必要があります。
- 南空知通年雇用促進協議会が実施する事業への参加者が少ないため、積極的な参加勧奨が必要です。

## 施策のねらいと展開方向

- 新規企業の誘致による雇用の創出、企業との連携強化により雇用環境の充実を目指します。
- 工業団地企業協議会との連携により、立地企業や商工会、地域との交流促進を図ります。
- 季節労働者の通年雇用化を促進するため、南空知通年雇用促進協議会との連携を図るとともに、商工会・建設業協会等の協力を得て事業参加者の確保に努めます。

## 主な取り組み

【継続】 通年雇用促進支援事業（H29～H33）

### まちづくりの成果指標（施策評価）

成果指標	単位	実績値	H24	現状値	H27	目標値	H33
季節労働者の通年雇用化人数	人	—		2		5	

※南空知通年雇用促進協議会（H26年設立）調べ

## （3）にぎわいのある商店街

### ① 地域交流の場となる商店街づくり

#### ■ 現 状 ■

- 商店街の活性化や消費者の集客力向上に向けて、商工会が行なっている会員への経営相談及び地域振興事業に対して支援を行っています。
- 多様化してきた消費者ニーズへの対応が難しく、購買力が町外へ流出している状況です。
- 商工会では新規会員の加入促進に努めているものの、廃業等により会員数の減少が進んでおり、空き店舗が増加しています。 ※重複

#### ■ 課 題 ■

- 町外に流出している購買力を抑制するため、各商店や商店街独自に工夫を凝らした事業を展開し、さらなる集客を図る必要があります。
- 商店街の活性化を図るため、空き店舗の利用促進を検討していく必要があります。 ※重複

#### ■ 施策のねらいと展開方向 ■

- 商工会と連携し、地域住民が集い、にぎわい・交流の場となる商店街づくりを支援します。
- 商工会が実施する町の活性化につながるイベントなどの地域振興事業に対して支援します。
- 町内の空き店舗を活用する新規起業家に対して支援を行い、空き店舗の解消に努めます。

※重複

#### ■ 主な取り組み ■

【継続】商工会運営助成事業（H29～H33）

＜新規＞空き店舗活用支援事業（H29～H33） ※重複

### まちづくりの成果指標（施策評価）

成果指標	単位	実績値	H24	現状値	H27	目標値	H33
商工会会員数	件	102		105		115	

※商工会会員数は、賛助会員及び定款会員を除きます。



# 教育・文化分野

## 3. 地域に根ざした教育と文化の高いまちづくり

### (1) 地域みんなで支える子育て・家庭教育の推進

#### ① 子育て支援の充実

##### ■ 現 状 ■

- 少子化や核家族化、地縁的つながりの希薄化などにより、子育ての知恵を学んだり、助け合う機会が少ないことから、子育てに対する不安や悩みを持つ親（保護者）が多く潜在していることが問題視されています。

##### ■ 課 題 ■

- 子育てに対する不安や悩みを身近に相談したり、解決したりする交流の場を提供し、地域全体で子育て支援に取り組む環境づくりが必要です。

##### ■ 施策のねらいと展開方向 ■

- 子育てに対する不安や悩みの解消を図るために親（保護者）同士が交流する場や子育ての経験者（生涯学習サポーター）、保健師などに身近に相談できる場の提供に努めます。
- 子育てに関係する部署や関係機関、ボランティアと連携を図り、情報を共有し、子育て支援の充実に努めます。

##### ■ 主な取り組み ■

【継続】 子育て支援事業（H29～H33）

#### ② 家庭教育支援の充実

##### ■ 現 状 ■

- 少子化や核家族化など家庭環境が大きく変化する中で、本来、家庭で担うべき役割の認識の低下が指摘されています。

##### ■ 課 題 ■

- 家庭教育は「すべての教育の出発点」であることから、家庭教育に関わる様々な学習の機会や情報を提供し、支援することが必要です。

##### ■ 施策のねらいと展開方向 ■

- 多くの親（保護者）が集まる場を活用して、家庭教育に関する学習機会や情報を提供し、家庭の教育力の向上に努めます。

##### ■ 主な取り組み ■

【継続】 家庭教育支援事業（H29～H33）

#### まちづくりの成果指標（施策評価）

成果指標	単位	実績値	H24	現状値	H27	目標値	H33
家庭教育支援事業参加者の満足度	%	51		72		86	

※生涯学習課調べ

### (2) 地域とともにある学校教育の推進

#### ① 農業を生かした学習機会の充実

##### ■ 現 状 ■

- 小学校の総合的な学習では、農業体験・実践学習等を学習過程に組み入れ、本町の基幹産業で

ある農業と食育に対する理解教育に努めています。

- 中学校1、2年生の総合的な学習では、キャリア教育の一つとして、農業を通して働くことの体験に取り組んでいます。
- 小中学校の食に関する指導の全体計画を踏まえた食に関する年間指導計画を各校で作成し、栄養教諭による指導を行っています。
- 学校給食で旬の物や南幌産の食材を積極的に使用することで生きた教材となるよう食に関する指導の推進を行っています。
- 毎月発行している「給食だより」に食事のマナーや規則正しい食習慣などの記事を掲載し、家庭における食生活改善の啓発を行っています。

### 課題

- 総合的な学習課程は国際理解、情報、環境、福祉、健康など多様なものがあり、年間を通した農業体験等の時間確保に制限があります。
- 南幌産の野菜などを積極的に使用するため、地元出荷団体や生産者の理解と協力が必要です。
- 学校における食育指導と合わせ、1日の活動源となる朝ごはんをしっかりと食べることなど、生活の基本となる家庭での食習慣の大切さを伝えるため、さらなる啓発を行うことが必要です。

### 施策のねらいと展開方向

- 総合的な学習において、受入農家の協力を得ながら田植えなどの農業体験学習を行い、農業・食育に対する理解を深めます。
- 南幌産の米や小麦、野菜などを使用した学校給食を通じ、児童生徒や保護者へ地域の食文化や食に関する産業、自然からの恵みなど食の大切さについて伝える食育を行います。

### 主な取り組み

【継続】総合的な学習事業（H29～H33） ※小学校・中学校

【継続】学校における食育推進事業（H29～H33）

#### まちづくりの成果指標（施策評価）

成果指標	単位	実績値	H24	現状値	H27	目標値	H33
学校給食における南幌産食材の使用割合	%	14		21		25	

※学校給食センター調べ

## ② 地域と連携した開かれた学校教育

### 現状

- 高い資質能力を備えた教師の指導力の向上を目指し、授業公開や公開研究等を実践しています。
- 学校・地域・家庭が連携協力して、児童生徒の健やかな成長を図ることを目的として、小中学校に学校評議員及び学校関係者評価委員を置き、学校運営に幅広く意見を取り入れています。
- 障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向け、その一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を行っています。
- 「南幌町立小学校適正規模・適正配置基本方針（平成22年度制定）」により、適正規模として、1学年2学級以上を維持できることが適正であるとされていますが、平成29年度より維持が難しくなる学年が出てきます。
- 南幌小学校は築20年が経過し、建物及び各設備の機能低下が進んでおり、一体的な改修が求められています。
- 平成32年度に小学生からの正式な英語の教科化や世界で活躍する人材を育成するため、早い時期から英語力を身に付けさせることが求められています。

- 小中学生ともに基礎的な学習内容が十分に身に付いていない、1日の家庭学習の時間が少ない状況となっています。

### 課題

- 教職員の研究実践を深め、その研究成果等を保護者や地域に公開するなど、教職員の資質向上と開かれた学校づくりを進める必要があります。
- 情報化社会や国際化教育に向けた、教育環境の整備を進める必要があります。
- 普通学級に在籍するLD（学習障がい）やADHD（注意欠陥・多動性障がい）など発達障がいのある児童生徒への教育的対応を行う必要があります。
- 児童数の減少に伴い、国及び道の少人数学級基準が適用されない3学年からの2学級以上の維持が難しくなる学年が発生することが懸念され、適正規模を検討する必要があります。
- 南幌小学校は、屋上防水・内部塗装・給排水設備・電気設備・暖房設備などの大規模な改修を行う必要があります。
- 小学生からの正式な英語の教科化に向け、外国語指導助手を南幌小学校へ配置するなど検討する必要があります。また、南幌中学校では、英語検定取得を奨励するなどの英語力向上の取り組みを行っていますが、児童生徒自らが生きた英語力を身につけて、将来国際社会で活躍できるようになりたいという要望に応える取り組みが引き続き必要となっています。
- 将来自立して生きていくために、必要な学力を確実に身に付けなければなりません。そのため、適切な学習習慣や学習方法、基礎学力向上を図る必要があります。

### 施策のねらいと展開方向

- 小中学校の授業公開や公開研究等を継続して実施することにより、教職員の意識高揚を図るとともに、地域の信頼に応える学校づくりを進めます。
- 言葉に遅れがあったり、比較的軽度の言語障がいを持つ児童に対して設置している「ことばの教室」の通級を通じて、一人ひとりの能力や実態に応じた指導を行います。
- 小中学校におけるICT（情報通信技術）環境の整備を行い、教育の情報化を推進します。
- 外国語指導助手を継続的に招致し、英語力の向上及び国際化社会への意識喚起に努めます。また、小学生からの正式な英語の教科化に向け、必要に応じて小学校へ外国語指導助手を配置します。
- 姉妹町提携の熊本県多良木町との間で、小学生の交流を通じ、学校間さらには家族を含めた末永い交流を深めます。
- 小中学校に特別支援教育コーディネーターや支援員を配置するとともに、学校と関係機関が連携・協力し、障がいのある児童生徒の多様な教育的ニーズに柔軟に対応していく体制づくりを構築します。
- 国及び道の少人数学級基準が適用された学年について、小学校の在籍中を通じて、適正規模である2学級を維持します。
- 南幌小学校の大規模改修工事を行い、学校施設の機能改善を図り、児童等の安全安心な学校生活を確保します。
- 中学生を外国に派遣し、現地学校における語学研修及びホームステイにおける生活体験を通じて、生きた英語力を身につけさせることで、国際社会で活躍できる人材の育成を図ります。
- 基礎・基本を中心に学習会を行い、基礎学力と学習意欲の向上、家庭学習の定着を図るとともに、児童生徒の学習支援を行います。

### 主な取り組み

【継続】公開研究会事業（H29～H33）

【継続】ことばの教室事業（H29～H33）

【継続】教育コンピューター施設整備事業（H29～H33） ※小学校・中学校

【継続】外国語指導助手招致事業（H29～H33）

- 【継続】 姉妹町児童交流事業（H29～H33）
- 【継続】 特別支援教育推進事業（H29～H33）
- 【継続】 中学生国際留学プログラム事業（H29～H33）
- ◀新規▶ 少人数学級教職員加配事業（H29～H33）
- ◀新規▶ 小学校大規模改修等事業（H30・H31）
- ◀新規▶ 公設学習塾事業（H29～H33）

#### まちづくりの成果指標（施策評価）

成果指標	単位	実績値	H24	現状値	H27	目標値	H33
平日1日あたり1時間以上家庭学習に取り組んでいる児童(小6)の割合	%	35.5		39.6		50.0	
平日1日あたり1時間以上家庭学習に取り組んでいる生徒(中3)の割合	%	41.9		53.5		60.0	

※全国学力・学習状況調査より

### ③ 高等学校の充実と支援

#### ■ 現 状 ■

- 南幌高校では、以前より募集定員に満たない状態が続いており、北海道教育委員会からは、今後の中学校卒業生数の状況等から、平成31年度までは、1学級とする公立高等学校配置計画が決定しています。
- 南幌高校では、ボランティア活動への積極的な参加、住民への公開授業の実施、学校広報誌の町内全戸配布等、地域の学校としての定着と充実に努めています。また、各種検定資格の取得、インターンシップ活動、進路指導の充実強化に努めています。
- 南幌中学校から南幌高校への進学率は低く、町外の高校への進学者が多い状況にあります。

#### ■ 課 題 ■

- 南幌高校への進学率を高めるため、地域に根ざした特色ある学校づくりを支援する必要があります。
- 進学及び就職等の進路充実に図り、特色ある教育活動の展開や魅力ある学校づくりが求められています。
- 町外の高校へ通学させている保護者にとって就学に係る費用が負担となっています。

#### ■ 施策のねらいと展開方向 ■

- 南幌高校が目指す「魅力ある」学校づくりの取り組みに対して、継続して南幌高校振興協議会を通じて支援するとともに、生徒の将来に向けた進路実現と充実した学校生活を送れるよう支援します。
- 高校生の通学に係る費用の一部を助成し、子どもの教育に係る保護者の経済的負担の軽減を図ります。

#### ■ 主な取り組み ■

- 【継続】 南幌高等学校支援事業（H29～H33）
- 【継続】 高校生通学費補助事業（H29～H33）

### (3) 豊かな心を育てる生涯学習・社会教育の推進

#### ① 生涯学習の充実

#### ■ 現 状 ■

- 町民の学習活動に対する要求が多様化していることから、行政や関係機関で実施している学習機会の情報を共有し、町民の学習要求に応えられる環境づくりが求められています。

## 課題

- 町民の学習機会の充実に向けて、各部署や関係機関が生涯学習の推進に向けた連携を図ることが必要です。

## 施策のねらいと展開方向

- 町民の多様な学習活動に対応するため、生涯学習推進本部を核とした「生涯学習推進基本構想」の推進に努めます。
- 生涯学習推進アドバイザーの活用を図り、町民の生涯学習の活性化に努めます。

## 主な取り組み

【継続】生涯学習推進事業（H29～H33）

### ② 青少年健全育成の充実

#### 現状

- 子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化していくなか、親子でのふれあいや、異年齢との交流の不足、地域での人間関係の希薄化、地域活動への関心の薄れなどが指摘されています。
- 子どもたちが、豊かな感性や協調性など、社会において生きる力を身に付けるために、地域全体で子どもたちを守り育てるという環境整備が求められています。

#### 課題

- 家庭・地域・学校が連携し、子どもたちの多様な学習活動や体験活動、地域の人たちとの交流などが、安全、安心にできる場を充実することが必要です。
- 子どもたちの学びや、活動を支えることのできる地域コミュニティを再生し、家庭・地域・学校、関係機関が一体となった青少年健全育成活動の取り組みが必要です。

#### 施策のねらいと展開方向

- 生涯学習サポーターの協力を得て、家庭と学校との連携を図り、学習活動や体験活動などを実施し、安全、安心な子どもの居場所づくりに努めます。
- PTAや子ども会育成連絡協議会などの関係団体と連携し、子どもたちの健全育成に関する意識啓発を図り、地域の教育力向上に努めます。

#### 主な取り組み

【継続】青少年健全育成事業（H29～H33）

#### まちづくりの成果指標（施策評価）

成果指標	単位	実績値	H24	現状値	H27	目標値	H33
青少年健全育成事業に関わった住民	人	608		798		830	

※事業参加者を除くボランティア、地域団体関係者、講師・指導者などの人数

### ③ 社会教育の充実

#### 現状

- 価値観の多様化や少子高齢化が進む中、町民が生きがいを持って、明るく豊かな生活を送るため、個人の要望と社会の要請に応じた学習の機会や情報の提供が求められています。
- 町民の学習意欲の高まりや学習要求に応え、あらゆる機会・場所において活動し、学ぶことができる環境づくりが求められています。
- 本町の社会教育活動については、地域青年団、PTA連合会を中心にそれぞれ自主的・主体的な活動に取り組んでいます。
- 生涯学習社会が進展する中、町民や学校などの多様な学習要求に対応する人材の育成や活用を図ることが求められています。

## 課題

- 社会の変化に伴う地域課題や生活課題を把握し、関係機関や団体と連携を図り、様々な学習ニーズに対応した学習機会を提供することが必要です。
- 高齢者が生きがいをもって豊かな生活を営むことができるように学習機会の提供やボランティア活動への取り組みを推進することが必要です。
- 地域活動を活性化させるためには、それぞれの団体との連携・協力を深め、自主的・主体的な活動を支援することが必要です。
- 様々な学習活動によって得た知識や成果を生かせるような仕組みや支援体制の整備などが必要です。

## 施策のねらいと展開方向

- 町民の様々な学習ニーズを大切にし、地域の課題に取り組むため、関係機関や団体との連携を図り、学習情報や学習機会の提供に努めます。
- 個人の要望や地域社会が求める学習ニーズに対応するため、主体的で継続的な社会教育活動に努めます。
- 高齢者への学習機会の提供やボランティア活動への取り組みを推進します。
- 団体の自主的・主体的な活動を助長しつつ、関係する社会教育事業の企画や運営を協働で行うことで、町民と交流する場を広げ、地域活動の活性化につながる団体支援に努めます。
- 生涯学習サポーター制度をさらに充実し、町民や学校などの多様な学習要求に対応できる人材の育成や活用に努めます。

## 主な取り組み

【継続】成人教育推進事業（H29～H33）

【継続】地域活動活性化事業（H29～H33）

## （4）健康な心身を育てるスポーツ・レクリエーション活動の推進

### ① スポーツ・レクリエーション活動の充実

#### 現状

- 町民の健康に対する意識の高まりから健康維持や体力向上に向けた各種スポーツ教室・大会等を実施しています。
- 生涯を通じてスポーツやレクリエーション活動に親しむ環境づくりに努めています。
- 本町には、スポーツセンター（アリーナ・格技場・プール）をはじめとした体育施設があり、各種大会や体力・健康増進の場として多くの町内外の利用者に活用されています。

#### 課題

- 町民が気軽にスポーツやレクリエーション活動に親しみ、健康維持や体力向上を目指すことのできる機会の拡充が必要です。
- スポーツを通じて地域の交流や親睦を図るための環境整備や関係団体の育成・支援が必要です。
- 全国的に子どもの体力・運動能力の低下が進む状況が問題視される中、幼少期からスポーツに取り組むことができる機会の拡充が必要です。
- 安全で快適な環境でスポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう適切な管理・運営が必要です。
- スポーツセンターをはじめとする体育施設は、建設から年数が経過し、老朽化が進んでいます。

#### 施策のねらいと展開方向

- 町民が生涯を通じて、心身ともに健康な生活を送れるよう、身近にスポーツやレクリエーション活動に参加できる機会の拡充に努めます。

- スポーツやレクリエーション活動を通じて地域間交流の活性化に努めます。
- スポーツ少年団本部等関係団体と連携・協力し、幼少期からスポーツに取り組むことができる機会の拡充に努めます。
- 体育施設の管理・運営を適切に行い、利用者の利便性の向上に努めます。
- スポーツセンターをはじめとした体育施設の計画的な修繕等に努めます。

### ■ 主な取り組み ■

【継続】 スポーツコミュニティ推進事業（H29～H33）

【継続】 健康づくり・体力向上推進事業（H29～H33）

【継続】 子ども体力向上推進事業（H29～H33）

≪新規≫ スポーツセンタートレーニングジム整備事業（H29・H30）

#### まちづくりの成果指標（施策評価）

成果指標	単位	実績値	H24	現状値	H27	目標値	H33
スポーツを通じて交流した住民	人	830		845		870	

※スポーツコミュニティ推進事業参加者とボランティア、講師・指導者などの人数

## （5）ふるさとの記憶を伝える芸術・文化活動の推進

### ① 芸術・文化活動の充実

#### ■ 現 状 ■

- 南幌町の文化活動は文化協会が中心となり、音楽や美術、舞踊、文芸など様々な分野において団体や個人が活動しており振興が図られています。
- 町民の芸術文化に対する関心を高めるため、鑑賞や発表の機会を文化協会などと連携し、実施しています。

#### ■ 課 題 ■

- 文化団体においては、会員数の減少や会員の高齢化などの理由により一部の団体で活動が困難な状況が見受けられることから継続した支援が必要です。
- 町民の心豊かな生活を実現していく上で芸術・文化活動は重要であることから、鑑賞や発表の機会などを通じて幅広く関心を高める必要があります。

#### ■ 施策のねらいと展開方向 ■

- 町民が心豊かな生活を送れるよう、鑑賞や発表の機会など文化事業の充実に努めます。
- 南幌町における芸術・文化の振興の中心的な役割を果たしている文化協会の支援に努めるとともに文化団体などの育成に努めます。

### ■ 主な取り組み ■

【継続】 芸術・文化推進事業（H29～H33）

### ② ふるさとの記憶の保全

#### ■ 現 状 ■

- 南幌町の歴史や文化を伝える資料等が生涯学習センター郷土資料室に数多く保存されています。
- 南幌町では長い歴史のある郷土芸能（南幌太鼓、なんぼろ俵つみ唄、南幌音頭）が町民により継承されています。

#### ■ 課 題 ■

- 資料の種別や特性に応じて計画的に整備、その他必要な措置を講じて保存・継承する必要があります。

- 郷土芸能を継承する担い手の減少や高齢化により継承が難しい状況にあることから、団体への支援が必要です。

#### ■ 施策のねらいと展開方向 ■

- 南幌町の歴史を伝えるための貴重な資料等の適切な保存・継承に努めます。
- 郷土芸能に対する理解を広く町民に求め、関係団体の協力を得ながら支援・継承に努めます。

#### ■ 主な取り組み ■

【継続】ふるさとの記憶保全事業（H29～H33）

### ③ 読書活動の充実

#### ■ 現 状 ■

- 生涯学習センター図書室を拠点として、関係機関・団体や施設との連携により、読書活動を推進しています。
- インターネットやゲーム機器等の様々な情報メディアの発達普及や子ども達を取り巻く生活環境の変化等により「子どもの読書離れ・活字離れ」が指摘されています。

#### ■ 課 題 ■

- 読書は感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人間性を育むために極めて重要なものであることから読書に親しむ環境を充実することが必要です。
- 「子どもの読書離れや活字離れ」を改善するため、早い段階から読書に親しむ環境を計画的に整備することが必要です。

#### ■ 施策のねらいと展開方向 ■

- 読書活動の活性化を図るための環境整備や関係機関・団体と連携した読書活動の充実に努めます。
- 「南幌町子どもの読書活動推進計画」の推進に努めます。

#### ■ 主な取り組み ■

【継続】読書活動推進事業（H29～H33）

#### まちづくりの成果指標（施策評価）

成果指標	単位	実績値	H24	現状値	H27	目標値	H33
生涯学習センター図書室	冊	28,524	35,746	57,600			
蔵書数							
貸出冊数					15,872	30,945	34,000



## 4. 健康的で自立した暮らしを支える保健福祉と医療の整ったまちづくり

### (1) 充実した医療環境の確立

#### ① 地域医療の確保（診療体制の確保）

##### ■ 現 状 ■

- 町内の医療機関は、国民健康保険町立南幌病院と民間医療法人の医院、歯科医院等があります。
- 札幌圏に接し、比較的近距离に総合病院、専門病院があるため、入院・外来ともに町内医療機関での受診者が減少傾向となっています。
- 診療科目は、町立病院では内科・外科・小児科（現在休診中）・眼科があり、民間医療法人の医院では内科、整形外科、リハビリテーション科、歯科があります。
- 医療機関の経営は、医療制度の改革や医療環境の変化などにより年々厳しくなっており、医師の確保についても困難な状況にあります。
- 札幌圏域自治体病院等広域化・連携構想検討会議江別地区部会の構成員として、行動計画により協力・連携を進めるとともに、江別市立病院・町立南幌病院医療連携会議により医療連携を進めています。
- 町立病院の常勤医師は、江別市立病院総合内科から派遣を受けています。

##### ■ 課 題 ■

- 地域医療機関の確保については、江別市立病院等二次医療機関との連携体制や医科大学との連携を強化し、救急医療体制を含めた広域医療や診療体制の確保が必要です。
- 地域住民が安心して暮らせる医療環境を継続して提供するため、病院での医療の他、在宅医療などを進める病院体制の改革や患者ニーズに対応するための職員の資質向上を図ることが必要です。
- 町立病院は、国民健康保険直診病院として、また一次医療機関としての機能の充実と予防医療・在宅診療の促進に取り組むことが必要です。
- 地域において必要な医療提供体制の確保を図り、町立病院が安定した経営の下で役割を継続的に担っていくことができるよう、地域医療構想を踏まえて策定した「新・国民健康保険町立南幌病院改革プラン」の取り組みを進めることが必要です。

##### ■ 施策のねらいと展開方向 ■

- 自治体病院等広域化・連携構想に基づき効率的な地域医療体制を図るため、札幌圏域の医療機関を中心に病院相互の連携強化と機能分担を進め、また診療体制を確保するための医師派遣や地域医療が抱える諸課題を解決するために近隣医療機関との連携・協力体制を推進します。
- 町外医療機関、特に江別市立病院との医療連携により医師の派遣や入院・外来患者数の増加や職員の資質向上の研修会・学習会を推進します。また、今後も医科大学との連携を図り救急医療体制を確保します。
- 新たな病院改革プランに基づき病院事業経営の改革に取り組めます。
- 一次医療機関として救急医療も含めた医療機能を維持するため、医師をはじめ医療スタッフの確保に努めます。
- 町内の児童生徒の各種健診と手軽に受けられる健診事業をはじめとした予防医療を行うとともに、保健・福祉・国保等関係機関と連携し、町民の健診や在宅医療の役割を担います。
- 地域医療連携室を中心に他の医療機関との適切な役割分担と連携を充実させるため、的確で迅速な情報交換等や医療相談等を進めるとともにサービス調整会議等による保健福祉関係機関との連携を進めます。

### まちづくりの成果指標（施策評価）

成果指標	単位	実績値	H24	現状値	H27	目標値	H33
町立病院 入院患者数（のべ人数）	人	14,234		12,292		14,600	
町立病院 外来患者数（のべ人数）	人	21,171		17,998		15,860	

※H24－内科、外科、眼科、小児科患者数  
H27－内科、外科、眼科患者数  
H33－内科、眼科患者数

## ② 地域医療の確保（救急体制の確保）

### ■ 現 状 ■

- 本町では、栗山町、長沼町、由仁町の四町で一部事務組合を組織し救急業務を行っていますが、高齢化に伴い急病による救急要請が増加しています。
- 傷病者の搬送は町立病院を基本としていますが、傷病の状態によっては、近隣市町の中核医療機関への搬送も行っています。
- 救急活動は、救急救命士8名を含む18名で行っています。
- 町立病院は救急告示指定病院となっており、休日・夜間を問わず対応しているものの、診療科目が限られているため、十分な救急体制が整っていない状況にあります。

### ■ 課 題 ■

- 救急救命士に対し生涯にわたる教育を行う必要があります。また、救急救命士が行える処置の範囲が拡大され、それらの処置を行うことができる認定救急救命士を養成し救急体制の充実強化を図る必要があります。
- 救急救命士が救急自動車で特定行為をするために、町立病院の医師・看護師等との連携体制が必要です。
- 救急救命士の高齢化により現場での活動が困難になることが予想されるため、計画的に救急救命士数を維持する必要があります。

### ■ 施策のねらいと展開方向 ■

- 救急体制の充実強化のため、救急救命士の認定資格者を養成します。また、将来にわたり救急体制を維持させるため、高度な知識を習得した救急救命士の育成に努めます。
- 医師、看護師及び病院と救急隊が連携することにより特定行為を含む救命処置が迅速かつ的確に行え、また病院選定と搬送時間の短縮が可能になります。これにより患者及び家族の苦痛・不安の軽減を図ります。
- 救急救命士数を維持し、救命率の低下等を防ぎ、住民サービスの維持向上に努めます。

### ■ 主な取り組み ■

【継続】 救急業務高度化推進事業（H29～H33）

## (2) 町民の健康づくり対策

### ① 成人保健対策の推進と充実

### ■ 現 状 ■

- いきいきと健やかな生活を送るため、健康寿命の延伸を目指し、南幌町健康づくり計画（第2期）と特定健康診査等実施計画（第2期）、データヘルス計画に基づき、生活習慣病の一次予防や合併症の発症、症状の進展などの重症化予防を重視した各種健診や保健指導を実施しています。
- がんの早期発見・早期治療のため、国の指針に基づき胃・肺・大腸・子宮・乳がん検診を行っ

ています。平成28年度からは、町民への意識づけとして対象者へ個別周知とがん検診受診券を送付しています。また、50歳以上の男性を対象に前立腺がん検診の一部助成を実施しています。

- 後期高齢者の健康診査は、実施主体である北海道後期高齢者医療広域連合から町が委託を受け、健診に関する事務を行っており、各種がん検診もあわせて実施することにより病気の早期発見や早期治療を促進し、後期高齢者の健康増進に寄与しています。

### 課題

- 生活習慣病と関連の深い肥満改善のため栄養・保健指導を行う必要があります。また、治療中でも治療状況の悪い方や治療中断者に改善への取り組みを行う必要があります。
- がん検診を受診し、早期発見・早期治療に結びつけるために、検診の必要性並びに精密検査の重要性を啓発していく必要があります。
- 本町における後期高齢者の健康診査受診率は、全国平均に達しておらず、対象者への啓蒙等改善への継続した取り組みが必要となります。

### 施策のねらいと展開方向

- 町民一人ひとりが、自分の健康管理に取るよう、保健師や管理栄養士の専門性を活用し、「適正な食事摂取」「運動習慣」等、具体的な保健指導を行います。
- がん検診において、多くの人が受診できるよう受診券交付を継続し検診の勧奨に努めます。また、精密検査未受診者への勧奨も引き続き行います。
- 後期高齢者の各種健診対象者に対し、生活習慣病の早期発見や予防のため、健康診査を定期的を受診してもらうよう周知に努めます。

### 主な取り組み

【継続】成人保健事業（H29～H33）

【継続】後期高齢者保健事業（H29～H33）

#### まちづくりの成果指標（施策評価）

成果指標	単位	実績値	H24	現状値	H27	目標値	H33
各種がん検診受診率（全体）	%	29.9		28.7		36.0	

※各種検診の内訳－胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん

## ② 感染症予防対策の推進と充実

### 現状

- 食中毒やノロウイルス等の感染予防について町民及び各施設へ健康教育等により周知しています。
- 乳幼児、児童、高齢者の定期予防接種を実施しています。
- 任意予防接種のおたふくかぜ予防接種の全額公費助成により自己負担の無料化を実施しています。
- 感染症予防、予防接種の正しい理解について、広報や対象者への個別案内等の他に、健康教育において周知しています。

### 課題

- 食中毒やノロウイルスなど発症や感染拡大予防のための、正しい知識のさらなる普及が必要です。
- 乳幼児の定期予防接種の種類が増加しているため接種率向上を図るため、十分な住民への周知や情報提供が求められています。

### 施策のねらいと展開方向

- 予防接種について、対象者への個別案内だけでなく、あらゆる場面での周知を行い、接種率の向上を図ります。

- 任意予防接種のおたふくかぜの接種料金無料化を継続し経済的負担の軽減をすることで、接種率の向上を図ります。

### ■ 主な取り組み ■

【継続】 感染症予防事業（H29～H33）

## ③ 母子保健対策の推進と充実

### ■ 現 状 ■

- 年々出生数が減少しており近年では40人前後で推移しています。また、子どもと親を取り巻く環境も大きく変化しています。子どもの成長発達に伴う子育て上の不安や心配事も多様化しており、成長にあったアドバイスや不安の解消に向けて、母子保健法や第2期健康づくり計画に基づき支援を展開しています。

### ■ 課 題 ■

- 妊娠・子育て期の様々な課題に対して、母子のニーズに沿った質の高い事業展開が求められおり、そのためには、保健のみではなく、児童福祉、医療や教育などとの連携に努め支援を展開していく必要があります。

### ■ 施策のねらいと展開方向 ■

- 子どもたちが健やかに成長できるように、関係団体との連携を強め協力を得ていくことで、質の高い母子保健事業並びに子ども・子育て支援事業を推進します。
- 法で定められた3歳児健康診査後、就学を迎える前のお子さんや保護者を対象に、切れ目ない子育て支援（4歳児・5歳児健康相談）を行います。
- 次世代を担う小中学生に対し、命の尊さや親子のつながりを認識するために、小中学校と連携して「命のふれあい交流事業」を行います。

### ■ 主な取り組み ■

【継続】 母子保健事業（H29～H33）

#### まちづくりの成果指標（施策評価）

成果指標	単位	実績値	H24	現状値	H27	目標値	H33
初産婦の母親学級・両親学級参加率	%	35.3		58.3		60.0	

## (3) 誰もがいきいきと暮らせるまちづくり

### ① 地域で暮らすための支援

#### ■ 現 状 ■

- 平成28年10月1日現在の高齢化率は30.5%と約3人に1人が65歳以上で、今後も高齢者の増加が見込まれます。加えて、家族構成の変化等に伴い、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯が増加しています。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、あんしんキットの配布、配食サービスや緊急通報装置・GPS装置の貸与、冬期間の除雪サービス、屋根雪下し費用の助成を実施しています。
- シルバーハウジングに、生活援助員を配置し、生活支援、安否確認、緊急時の対応を実施しています。

#### ■ 課 題 ■

- 高齢者が安心・安全な在宅生活を送るために在宅福祉サービスの充実を図るとともに、在宅高齢者ニーズの把握とその検討を進める必要があります。

### ■ 施策のねらいと展開方向 ■

- 高齢者が健康で、安心・安全な在宅生活を継続できるようニーズを把握し支援します。

### ■ 主な取り組み ■

【継続】 高齢者在宅支援事業（H29～H33）

## ② 介護保険サービス等の充実

### ■ 現 状 ■

- 南幌町介護保険事業計画に基づき、介護施策を総合的に推進しています。
- 在宅、施設、地域密着型サービスが整備されており、介護保険利用者が必要に応じて利用できる体制になっています。
- 要介護認定者が、年々増加しています。

### ■ 課 題 ■

- 介護予防・生活支援サービス事業が実施されることで、要支援・要介護のサービスが多様化し、利用者にとって適切なサービスの選択が重要になります。
- 介護予防・生活支援サービス事業の展開に向け、介護サービス事業所のほか、NPO、社会福祉法人、ボランティア等の多様な地域の支え合い体制を構築する必要があります。

### ■ 施策のねらいと展開方向 ■

- 高齢者のニーズに対応できるよう、適切なサービスを支援します。
- 町の実情に応じ、介護サービス事業所等の他、NPOや地域との支え合い体制から、多様なサービスの構築を推進します。

### ■ 主な取り組み ■

【継続】 地域支援事業（介護予防・生活支援サービス事業）（H29～H33）

## ③ 社会参加と生きがいのづくりの支援

### ■ 現 状 ■

- 元気な高齢者が、状態を維持し生活できるよう、快足シャキッと倶楽部や老人クラブでの運動教室、水中運動教室を実施しています。
- 高齢者が楽しく、心豊かな生活を送ることができるよう、健康マージャンやカフェサロン、男の料理教室を実施しています。
- 老人クラブ連合会を中心に地域の老人クラブで、軽スポーツや地域奉仕活動などが取り組まれています。



- これからの高齢社会においては、高齢者は福祉やサービスの受け手としてだけでなく、担い手としての役割も期待されています。

### ■ 課 題 ■

- 高齢期を迎えても健康で生き生きと生活していくためには、積極的に生きがいづくりを進めていく必要があります。
- 元気で活力ある高齢者自身が、介護ボランティアや地域の見守り・支え合い活動の担い手となり、地域を活性化させていくことが重要です。

### ■ 施策のねらいと展開方向 ■

- 南幌町介護保険事業計画に基づき、高齢者が介護状態に陥ることなく、健康で心豊かな生活を送れるよう支援します。
- 地域でお互いを見守り、支え合う意識づくりや交流の場への参加を推進します。
- 介護予防の必要性を広く周知し、地域で高齢者自身が自主的に介護予防に取り組むことのできる環境づくりを目指します。
- 老人クラブ活動の支援を行い、スポーツや地域奉仕活動など高齢者の生きがいづくりを支援します。

### ■ 主な取り組み ■

【継続】 地域支援事業（一般介護予防事業）（H29～H33）

## ④ 地域包括ケアシステムの充実

### ■ 現 状 ■

- 高齢化の進展により、一人暮らしや老老介護高齢者など困難世帯が増加しています。
- 住み慣れた地域で安心して暮らし続けていけるよう、保健、医療、福祉、介護関係機関や地域住民等の連携のもと活動しています。
- 高齢者の約4人に1人が認知症又は予備軍であり、認知症の理解を深めるため、認知症サポーター講習などの普及・推進を図っています。

### ■ 課 題 ■

- 医療や介護を必要とする状態になっても、高齢者が住み慣れた地域で、必要なサービスを切れ目なく提供することが求められています。
- 社会保障制度の変化や多様なニーズに的確に対応することが求められています。
- 様々な問題を抱えた高齢者であっても、在宅生活が継続できるよう関係機関や地域の連携により対応が求められています。
- 認知症の方に対して専門チームによる早期診断・早期対応が求められています。

### ■ 施策のねらいと展開方向 ■

- 地域包括ケアシステム推進のため、関係機関だけでなく地域住民も参加する会議を開催します。
- 高齢者が人生の最後まで住み慣れた地域で暮らせるよう在宅医療と介護を一体的に提供できるよう支援します。
- 認知症本人の意思を尊重しながら、本人のみならず家族を含めた早い段階からの支援を包括的、集中的に行い、自立した生活が送れるよう支援します。

### ■ 主な取り組み ■

【継続】 地域支援事業（包括的支援事業）（H29～H33）

### まちづくりの成果指標（施策評価）

成果指標	単位	実績値	H24	現状値	H27	目標値	H33
認知症サポーター講座受講者数 (のべ人数)	人	635		1,059		1,660	

## ⑤ 地域福祉活動の推進

### ■ 現 状 ■

- 地域福祉の推進を目的に、行政のみでは行き届かない多様な福祉ニーズへの対応や地域の特性を踏まえ、町の福祉施策と連携した事業を実施している社会福祉協議会に対し、事業費等の一部を補助し、活動の支援を行っています。
- 高齢者事業団では、就労の場の提供を通して、高齢者の社会参加や生きがいづくりを進めています。現在120人程の会員が登録し、自分の能力と経験、体力に合った業務（草刈・剪定作業や施設管理業務、除雪作業など）に従事しています。本町においても高齢化の進行が見られる中、就労の機会を創設・提供できる事業団の運営に町として必要な支援を行っています。

### ■ 課 題 ■

- 福祉ニーズが多様化・複雑化する中、地域住民が共に支え合い、安心して暮らし続けることが出来る地域社会の実現に向け、社会福祉協議会にも新たな役割・機能が求められています。
- 高齢者世帯や農業生産法人などからの業務依頼が増加傾向にありますが、民間業者と異なり危険を伴う機械作業・業務は受けられないことや指定管理者制度に伴う大口業務の減少、さらに会員の高齢化やなり手不足もあり、人員の手配に苦慮する状況にあります。

### ■ 施策のねらいと展開方向 ■

- 誰もが住み慣れた地域で共に支え合い、安心して自立した生活を継続できるよう町と連携のもと、必要とされる福祉事業の実施に向け、又、地域福祉活動を促進するため、社会福祉協議会の活動の支援継続に努めます。
- 高齢者事業団への情報提供・発信に努め、会員加入の掘り起こしや多様な就労先の創設をさらに進め、高齢者福祉の一翼を担う事業団の安定した運営が可能となるよう、将来的な財政面での自主運営化を見据え、支援の継続に努めます。

### ■ 主な取り組み ■

【継続】社会福祉協議会運営補助事業（H29～H33）

【継続】高齢者事業団運営補助事業（H29～H33）

## ⑥ 障がい児者福祉の充実

### ■ 現 状 ■

- 町内には、社会福祉法人による施設入所支援・短期入所・生活介護・就労継続支援B型・居宅介護・グループホーム等の利用可能なサービスが拡大しており、ニーズに基づいたサービス提供ができるように、障がい者相談支援事業所においてサービス等利用計画を作成しています。
- 地域生活支援事業により障がいのある方が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、サービスの提供や障害者虐待の防止のため障がい者虐待防止ネットワークにより関係機関と連携を図り、早期発見・見守りを行っています。
- 人工透析療法で町外へ通院している腎臓機能障がいのある方と北海道が定める特定疾患受給者証が交付されている方に対して交通費を負担することで経済的負担等の軽減を図っています。
- こころの健康に関するスクリーニング、相談、普及啓発等により、こころの病気の正しい知識の普及を行っています。

## 課題

- 地域生活支援事業を実施し、障がい児者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、制度の周知・地域の実情や町民のニーズに応じた事業の展開・障がい児者を虐待から守るために障がい当事者や養護者等の様子を見守っていく必要があります。
- 就労支援のための受け皿の確保、個々の状況やニーズ把握を的確に行い、サービス等利用計画に反映させられるよう、相談支援体制のさらなる充実が求められています。
- うつ病などのこころの病気になる方や自殺者がいるため、正しい知識の普及とともに、地域住民による見守りや共生、専門職へつなげることが求められます。

## 施策のねらいと展開方向

- 地域生活支援事業を実施し、地域の実情や障がい者のニーズを明確にし、適切なサービスの提供により障がい者の暮らしやすさや介護者の介護負担の軽減を図り、南幌町障がい者虐待防止ネットワークの構築により、障がい者虐待の未然防止及び早期発見に努めます。
- 障がいのある人の自立生活や社会参加を促進するためには、外出の支援や移動手段の確保、交通費の経済的負担軽減を図ることが必要です。本町では各種交通費の助成を行っており、難病のある方にも通院交通費の補助を拡大し、経済的負担の軽減を図るよう努めます。
- 障がい者相談支援事業所において、サービス等利用計画を作成し、本人のニーズに基づいた支援を受けることができるようサービスを調整し、適切で効果的なケアにつながるよう関係機関と連携しながら進めます。
- こころの健康を守るための予防や病気への正しい対応の周知を行い、早期に専門職による相談利用につながるよう支援に努めます。

## 主な取り組み

- 【継続】精神保健福祉事業（H29～H33）
- 【継続】人工透析患者等通院交通費助成事業（H29～H33）
- 【継続】指定特定相談支援事業所運営事業（H29～H33）
- 【継続】地域生活支援事業（H29～H33）

## ⑦ 児童福祉の充実

### 現状

- 南幌町子ども・子育て支援事業計画に基づき、学童保育、子育て支援センター事業、保育所での一時預かり、延長保育、ファミリー・サポート・センター事業等の子育て支援を行っています。また、保育所は、民間により円滑な運営がなされています。
- 南幌町要保護児童対策地域協議会において、関係機関との連携を図ることにより、児童虐待などの早期発見に努めています。
- 早期療育事業については、発達に心配のある子どもに療育を行い、保護者が安心して子育てができるよう進めています。
- 「せわずき・せわやき隊」による児童・生徒の見守り・声かけ活動は定着してきており、子どもたちと隊員などの地域住民と気軽に挨拶を交わすなど、挨拶運動にも寄与しています。
- 乳幼児、児童生徒等の医療費助成事業の範囲を高校生まで拡大しています。

### 課題

- 発達に心配のある子どもの早期発見・早期療育に努めるとともに、支援体制を充実させるために関係機関とのネットワークづくりを行っていく必要があります。
- せわずき・せわやき隊員の高齢化に伴い、隊員数が減少しています。安心して住める環境づくりのためにも、新規隊員の増強を積極的に進めていくことが必要です。

- 児童虐待は、子どもの心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なうことから、普段から子どもや保護者に接する関係者は、子どもや保護者の様子を見守っていく必要があります。
- 家族の生活形態の多様化により、安心して子どもを産み育てられ、就業と子育ての両立もできる支援体制が求められています。また、子育てに関する不安感・負担感を解消するための情報交換や相談の場が求められます。
- 小、中、高生の医療費に対する助成事業は、病気の早期発見、早期治療を促進し、子育て世代の経済的な負担軽減になっているため、継続する必要があります。
- 本町の保育所利用者負担額は、国基準より減額している階層があるものの、近隣市町より高い状況にあります。

### ■ 施策のねらいと展開方向 ■

- 南幌町要保護児童対策地域協議会におけるネットワークにより、児童虐待などの未然防止及び早期発見に努めます。
- 子どもの発達支援については、関係機関がネットワークをつくることで、発達支援体制が充実するように努めます。
- 子育て家庭の孤立や育児不安を軽減できるよう、子育ての仲間づくりや子育てに関する情報提供、相談体制、保育サービスの充実を図ります。
- せわずき・せわやき隊の活動促進を図るために、新規隊員募集の広告を広報誌などに掲載し、広く町民に周知します。
- 小、中、高生に対する医療費の一部又は全額助成は、健康の保持と福祉の増進を図り、併せて子育てに係る費用を軽減するため、今後も継続します。
- 保育所利用者負担額を引き下げるとともに、利用者負担額を決定する際の階層区分を細分化し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

### ■ 主な取り組み ■

- 【継続】 子ども・子育て支援事業（H29～H33）
- 【継続】 早期療育事業（H29～H33）
- 【継続】 せわずき・せわやき隊活動事業（すきやき隊）（H29～H33）
- 【継続】 要保護児童対策地域協議会推進事業（H29～H33）
- 【継続】 児童生徒等医療費助成事業（H29～H33）



## 5. 安心して楽しく暮らせる快適な生活環境のまちづくり

### (1) みどりあふれる快適な都市環境づくり

#### ① 緑の保全と緑化の推進

##### ■ 現 状 ■

- 団地造成時に緑地、公園などに様々な種類の樹木が植栽されています。
- 行政区、町内会が自主的に花植及び除草作業を実施し、緑の保全と緑化に取り組んでいます。
- 防風林を活用した散策路により身近に緑にふれあうことができます。

##### ■ 課 題 ■

- 団地内緑地、公園などにある樹木の維持・保全を図る必要があります。
- 潤いと安らぎのある空間を確保するため、緑を大切に、町民主体での清掃や緑化活動により身近な緑の保全を促進するため、緑化意識を高める必要があります。

##### ■ 施策のねらいと展開方向 ■

- 団地内緑地、公園、防風林など地域の風土に育まれた緑の維持、保全と活用に努めます。
- 町民の環境緑化に対する意識を高めるとともに、地域が行う緑化活動を支援します。

##### ■ 主な取り組み ■

【継続】緑化活動推進事業（H29～H33）

#### ② 公園の管理

##### ■ 現 状 ■

- 都市公園は27箇所84.33haが整備されています。うち26箇所は指定管理者により効率的、効果的に管理されていますが、公園施設の老朽化が見られます。
- 都市公園には、水辺や自然とふれあえる公園、キャンプが出来る公園、パークゴルフ等運動施設を備えた公園があります。

##### ■ 課 題 ■

- 住民が安全・安心に利用出来るよう遊具等の点検、整備、改修が必要となっています。
- 公園施設長寿命化計画に基づき、遊具等の改築更新が必要とされています。

##### ■ 施策のねらいと展開方向 ■

- 遊具等を安全に使用できるよう公園施設の改築更新を行います。

##### ■ 主な取り組み ■

【継続】公園施設管理事業（H29～H33）

【継続】公園施設改築更新事業（H29～H33）

#### ③ 豊かで快適な住宅・住環境づくり

##### ■ 現 状 ■

- 北海道住宅供給公社では、平成28年7月現在において、みどり野団地造成済宅地680区画と未造成地約39haを所有しています。この未造成地に町有地の未造成地を含めた約48haについては、昨今の経済情勢により、新たな開発事業を実施できない状況となっています。
- 夕張太西地区団地造成事業用地については、平成24年度に町土地開発公社から町へ事業継承されていますが、昨今の戸建住宅需要低迷等により、造成事業を休止しています。
- 本町の定住人口増加を図るため、北海道及び北海道住宅供給公社との連携協力のもと、子育て

世代に対する住宅建築助成事業を実施しています。

- 本町への移住を促進するため、一定期間本町での生活を体験できる移住体験事業や道外イベントへの出展等に取り組んでいます。
- みどり野団地などでは住宅が集中的に建設されてきた経過から、良好な住環境を保つ事を目的として住宅リフォーム等助成事業を進めています。施工については、地元建設業による対応で行っており、昭和56年以前に建設された住宅について、耐震基準を満たしていない場合も想定されるため、無料耐震診断を行い住宅リフォーム等助成事業において耐震改修を実施しています。
- 少子化対策として、子育て世代の支援の拡充及び若年世代への定住促進が望まれている中で、子どもとともに安心して生活できる住環境整備が必要とされています。これらを支えるために子育て支援住宅の供給や空き家・空き地情報バンクによる情報提供、住宅リフォーム等助成事業による所有者負担の軽減等を行っています。
- 町が管理する公営住宅及び特定目的住宅は、建設時より年月が経過することにより、老朽化しつつあります。
- 農村地域で住み続けている高齢者の方々の居住環境への支援が必要となってきました。

### 課題

- 北海道住宅供給公社が所有している造成済地地の販売促進や未造成地の活用について関係機関と連携を図りながら、事業を推進する必要があります。
- 移住促進事業の展開にあたっては、より移住への関心度が高い方へのアプローチが必要です。
- 夕張太西地区団地造成事業については、宅地供給のあり方や住宅需要動向を把握しながら整備を検討していく必要があります。
- 今後も多世代が住み続けられる良好な団地環境を維持するために、住宅リフォーム等助成事業をより多くの町民が利用できるよう、普及啓発をさらに推進していく必要があります。  
また、地元建設業者の技術力の向上支援や業者の連携等による受託体制の向上を図る必要があります。
- ゆとりある住環境の確保として子育て及び若年世代への定住促進に適した住宅供給のみならず、ソフト面の施策と連携し、需要動向を把握しながら、供給を進める必要があります。
- 公営住宅は、今後とも良好な状態での管理に努め、機能低下をきたさないよう計画的に修繕を行っていく必要があります。
- 定住促進や住替えによる新たな公的住宅のニーズが想定されることから、供給の検討が必要となります。
- 住み慣れた地域で住み続ける事が困難となった高齢者対応が必要となってきます。

### 施策のねらいと展開方向

- みどり野団地の販売を促進するため、北海道及び北海道住宅供給公社と連携し、三者共催による新たな事業を展開するとともに、道外イベント出展等による本町への移住定住の促進に向けた取り組みを行います。
- 夕張太西地区団地造成事業を進めるため、団地ニーズや住宅需要動向の把握等に努めます。
- 引き続き住宅相談窓口の設置により、住宅の建設、リフォーム、耐震、住宅紛争等の相談と住宅リフォーム等助成事業により費用の負担軽減と地元経済への寄与に努めます。
- 子育て及び若年世代における民間賃貸住宅への支援について調査を進めます。
- 町公営住宅長寿命化計画に基づく計画的な修繕を行い、良質な住宅のストックに努めます。
- 農村地区の高齢者も含め、まちなか居住を推進するため、高齢者向けの住まいが適切に供給される環境や町公営住宅の建設に関して調査、研究を行います。

## ■ 主な取り組み ■

- 【継続】 みどり野団地販売促進事業（H29～H33）
- 【継続】 移住促進事業（H29～H33）
- 【継続】 空き家・空き地情報バンク制度事業（H29～H33）
- 【継続】 南幌町子育て世代住宅建築助成事業（H29～H32）
- 【継続】 住宅相談窓口事業（H29～H33）
- 【継続】 住宅リフォーム等助成事業（H29～H33）
- 【継続】 町公営住宅計画修繕事業（H29～H33）
- 【継続】 公的賃貸住宅建設促進事業（H29～H33）

## まちづくりの成果指標（施策評価）

成果指標	単位	実績値	H24	現状値	H27	目標値	H33
みどり野団地販売区画数	区画	1		1		10	

## ④ 雪に強い生活環境づくり

### ■ 現 状 ■

- 冬期間の住民生活を守るため、除排雪計画に基づき除排雪作業を実施しています。
- 団地内の生活道路の排雪については、地域住民と協力して地域援助排雪事業に取り組んでいます。
- 除排雪機械が老朽化しています。

### ■ 課 題 ■

- 除排雪事業は、町民の理解と協力が必要です。
- 地域援助排雪事業は、地域により活用に開きがあるため、未実施地域への普及啓発を促進する必要があります。
- 除排雪機械が老朽化していることから、重大な故障などが考えられるため、計画的な除排雪機械の更新が必要です。

### ■ 施策のねらいと展開方向 ■

- 町民が冬期間快適な生活が送れるよう、地域との連携を図りながら、適切な除排雪体制を整えます。



- 地域援助排雪事業の普及のため、広報誌・行政区長会議等で情報を提供します。
- 除排雪機械の計画的な更新により、効率化を図り除排雪費用の削減に努めます。

### ■ 主な取り組み ■

- 【継続】 地域援助排雪事業（H29～H33）
- 【継続】 雪寒機械導入事業（H29～H33）

## （2）資源循環型のライフスタイルを育む環境づくり

### ① ごみ処理体制の充実

#### ■ 現 状 ■

- 南幌町、由仁町、長沼町で南空知公衆衛生組合（一部事務組合）を組織し、ごみ（一般廃棄物9種類）の分別収集と処理が行われています。
- 各行政区、町内会の協力を得ながら南幌町環境衛生組合と連携を図り、地域の環境美化整備、資源ごみの分別などの啓発活動を展開しています。
- 道央廃棄物処理組合（一部事務組合）は、平成26年2月に設立され、平成27年度に焼却施設候補地が決定されました。平成36年度の焼却施設稼働に向けて準備を進めています。

#### ■ 課 題 ■

- ごみの減量化、適切な分別処理によるリサイクルの推進の普及及び啓発をごみ排出ルールの遵守とともに町民一人ひとりに一層理解を深めてもらう必要があります。
- 道央廃棄物処理組合は、焼却施設の平成36年度稼働に向け、施設建設地の決定、用地の取得を進める必要があります。

#### ■ 施策のねらいと展開方向 ■

- 不法投棄防止対策の強化に努めるとともに、ごみの減量化、ごみの分別等を徹底するため、南幌町環境衛生組合の活動支援を図り、3R活動の取り組みを進めていきます。
  - ・ Reduce（リデュース）～ごみを減らそう
  - ・ Reuse（リユース）～繰り返し使おう
  - ・ Recycle（リサイクル）～資源として再利用しよう
- 焼却施設の平成36年度稼働に向け、道央廃棄物処理組合（一部事務組合）において協議を継続していきます。

### ■ 主な取り組み ■

- 【継続】 ごみ処理対策事業（H29～H33）

#### まちづくりの成果指標（施策評価）

成果指標	単位	実績値	H24	現状値	H27	目標値	H33
町内から搬出されるごみの収集量	t	1,867		1,903		1,900	

### ② 環境を意識した循環型社会の形成

#### ■ 現 状 ■

- エネルギーの多様化、地域環境の保全と循環型社会の実現を図ることを目的として、平成23年度より稲わらを利活用した地域循環システムの構築を目指して実証運用を行っています。
- 産官学で組織する南幌町バイオマス利活用促進協議会において稲わらペレットの利用促進について検討を進めています。
- 一般家庭へのペレットストーブの導入促進を目的とした支援を行っていますが、稲わらペレツ

トが燃焼できるペレットストーブや農業用ボイラ等の商品化がなされていないため、稲わらペレットの利用・普及が進んでいません。

### 課題

- 稲わらペレットの利用をはじめとする新エネルギーの導入を推進するためには、町民、事業者及び行政が主体的に連携・協働することによる地域一体となった取り組みが必要です。
- 稲わらペレットを燃焼できるペレットストーブ等の商品化に向け産官学連携による研究・協議が必要です。
- 地域での新エネルギーの導入を促進するためには、町民に対するエネルギーの多様化、環境の保全や地球温暖化などに関する情報の提供をはじめとする支援が必要です。

### 施策のねらいと展開方向

- 稲わらペレットを利用した地域循環システムの構築を図るため、さらなる普及拡大を目指します。
- 稲わらペレットの利用促進を目指すため南幌町バイオマス利活用促進協議会において、課題・問題点の解決に向けた研究を進めます。
- 稲わらペレットが燃焼可能なストーブ等の商品化に合わせて、一般家庭への普及を図るため、支援拡大や新たな支援に向けて調査・研究を進めます。
- 町民へのエネルギー問題、環境及び温暖化に関する情報の提供をはじめとする支援やセミナー等の開催により、地域へのバイオマスエネルギーの導入を促進します。

### 主な取り組み

【継続】 地域新エネルギー推進事業（H29～H33）

#### まちづくりの成果指標（施策評価）

成果指標	単位	実績値	H24	現状値	H27	目標値	H33
二酸化炭素排出削減割合 (基準年H17対比)	%	1.4		7.0		17.0	

※南幌町地球温暖化対策実行計画に基づく。

## (3) 安全、安心な生活を支える防災・防犯対策の推進

### ① 治水対策の推進

#### 現状

- 千歳川河川整備計画に基づく治水対策として、堤防整備、河道掘削、遊水地の整備が進められています。
- 機場施設及び普通河川並びに幹線排水路の維持管理・補修を行い、治水対策を推進しています。
- 堤防については、毎年河川管理者と水防管理団体による合同の河川巡視を実施しています。

#### 課題

- 千歳川河川整備計画に基づく治水対策は、早期の完成が望まれます。
- 遊水地整備の早期完成と完成後の利活用方法を検討し、事業を推進する必要があります。
- 治水対策の実施や機場施設、普通河川及び幹線排水路の維持管理には、地域の理解と協力が必要となります。また、老朽化により排水路の補修を計画的に進める必要があります。

#### 施策のねらいと展開方向

- 水害のないまちづくりを形成するために、引き続き総合的な治水対策を推進します。
- 治水対策事業の早期完成のため、関係自治体並びに期成会による要望活動を行います。
- 堤防については、河川管理者と連携を図り、監視体制の強化に努めます。

- 普通河川及び幹線排水路の排水能力を確保するため、計画的に維持管理・補修を行うとともに環境整備を行います。

### ■ 主な取り組み ■

【継続】 機場（基幹水利）施設管理事業（H29～H33）

## ② 水環境の保全

### ■ 現 状 ■

- 合併処理浄化槽設置にあたって、補助対象者に助成を行っています。
- 公共下水道施設（昭和50年から整備開始）及び農業集落排水施設（平成2年から整備開始）については、長期にわたり使用していることから、劣化、腐食等がみられます。
- 公共用水域の水質保全及び生活環境の改善を図るために下水道施設を整備し、本町の汚水を江別浄化センターにおいて一括処理しています。
- 第2浄水場は昭和56年建設のため、施設の老朽化、水質基準の強化などの対応が必要となっています。

### ■ 課 題 ■

- 家屋の新築に伴う合併浄化槽の設置が大半を占めていることから、今後は既設単独浄化槽から合併浄化槽への転換を推進する必要があります。
- 公共下水道施設を今後も安定した能力を発揮させるため、適切な維持管理が必要です。特に、農業集落排水施設については既存施設の有効活用や長寿命化を図ることが必要です。
- 将来の水需要計画で求めた水量を確保するため、改築に係る水処理方法の検討及び認可の変更手続きが必要です。

### ■ 施策のねらいと展開方向 ■

- 水質保全を目指すため合併処理浄化槽のPR等を行い、設置の普及促進を図ります。
- 公共下水道施設の安全確実な機能を発揮するため、施設の適切な維持管理を図ります。また、農業集落排水施設については最適整備構想を策定し、計画的な改修を行い施設の延命を図ります。
- 第2浄水場の改築については、効率的な管理運営と安全・安心な水道水の供給のため、長幌上水道企業団が主体となり実施します。

### ■ 主な取り組み ■

【継続】 合併処理浄化槽設置助成事業（H29～H33）

◀新規▶ 農業集落排水最適整備構想策定事業（H29～H33）

◀新規▶ 長幌第2浄水場改築負担金事業（H29～H33）

## ③ 消防・防災対策の推進

### ■ 現 状 ■

- 近年の災害は想像を超える特殊な災害が増加傾向にあります。
- 大規模な災害発生時には、行政による対応のみでは被災者の救助や消火活動などの対策をとることが難しい場合も考えられます。
- 災害予防や災害発生時の基本計画となる「南幌町地域防災計画」及び「南幌町水防計画」の改正を平成23年度に行っています。
- 防災行政無線の戸別受信機全戸設置を推進し、災害、緊急、行政情報を町民に伝達しています。
- 大雨によって千歳川流域の川が増水し、町内で堤防が決壊した場合の浸水予測結果に基づいて、町内で予想される浸水範囲とその程度や、各地域の避難所等を示した地図（洪水ハザードマップ）を作成し、全戸に配布しています。

- 災害の発生に備え、町内外の関係機関と災害支援協定を結んでいます。
- 平成18年1月に改正耐震改修促進法が施行され、災害発生に対する備えを整えることが求められる状況になっています。
- 消防車両整備等にあっては年次計画を策定し、各種災害に備えています。
- 消防救急無線及びサイレン吹鳴装置のデジタル化は完了しましたが、消防通信指令システムがデジタル無線に対応していません。
- 農村地区の一部においては、消防水利が不足しています。
- 北海道消防広域化(南空知圏内)に向けての検討協議は平成24年を目途に進められてきましたが、結論は平成30年4月1日まで延長となり、継続して検討協議が進められています。
- 消防団は2分団6部制で活動しており、支署庁舎以外に4か所の消防団庁舎があります。

## 課題

- 災害発生時の防災関係機関等との連携強化や、町民への情報伝達体制などの整備が必要です。
- 町民一人ひとりが自ら災害に対する備えを意識するとともに、地域の実情に応じて住民が相互に協力し合う活動体制を整備する必要があります。
- 災害時においても停電が原因となり庁舎機能に支障をきたさないようにする必要があります。
- 南幌町耐震改修促進計画に位置付けられた公共建築物は完了しましたが、一般住宅の耐震化率95%を目標としていることから、耐震基準を満たしていない建築物の耐震化を図る必要があります。
- 複雑多様化する災害に対応するための車両を確保するとともに、老朽化した消防車両を計画的に更新する必要があります。
- デジタル無線に対応した消防通信指令システムの更新整備が必要です。
- 設置困難な農村地区もありますが、消火栓を設置し、災害に有効な水利を確保する必要があります。
- 北海道消防広域化に向けた協議の動向により組織の再編が想定されることから、現有の消防力を維持する必要があります。
- 夕張太地区にある第二分団1部の庁舎は、建築後30年以上経過し老朽化が著しい状況です。

## 施策のねらいと展開方向

- 町民の生命、身体及び財産をあらゆる災害から保護するため、防災資機材、備蓄品の確保を計画的に進めるとともに、地域単位での防災訓練などの防災啓発を行うことで、自主防災意識の高揚に努めます。
- 災害時においても災害対策機能の維持確保を図ります。
- 防災行政無線の活用による町民等への防災・行政情報の提供強化を図ります。
- 洪水ハザードマップの改訂を行い、住民周知により防災意識の向上を図ります。
- 住宅相談窓口にも位置付けられている一般木造住宅の無料耐震診断を実施し、耐震改修が必要な場合においては住宅リフォーム等助成事業により負担軽減を行い、耐震化の向上に努めます。
- 消防車両の更新により消防力の充実強化を図り、災害に強い安全・安心なまちづくりに努めます。
- 消防通信指令システムの更新を行い、消防救急デジタル無線への対応・統合型位置表示システムの導入・携帯電話からの緊急通報を受信可能とすることで通信指令業務を円滑化し複雑高度化する消防業務に確実に応えるよう努めます。
- 災害活動に有効な消防水利の整備に努めます。
- 消防団庁舎の整備を行い、消防団活動及び地域防災活動の拠点としての機能強化を図ります。

## ■ 主な取り組み ■

- 【継続】 防災対策事業（H29～H33）
- 【継続】 耐震改修等事業（H29～H33）
- 【継続】 消防車両更新整備事業（H30～H32）
- 【継続】 消防救急無線のデジタル化に伴う消防通信指令システム整備事業（H29）
- 【継続】 消防水利整備事業（H29～H33）
- ◀新規▶ 洪水ハザードマップ作成事業（H29）
- ◀新規▶ 役場庁舎非常用発電機設置事業（H30）

## ④ 防犯対策の推進

### ■ 現 状 ■

- 南幌町生活安全条例に基づき設置している南幌町生活安全推進協議会と栗山警察署、関係団体と連携及び情報交換を行い安全で住みよい地域社会に向け防犯対策に取り組んでいます。

### ■ 課 題 ■

- 多様化する街頭犯罪に対する情報発信、啓発活動を継続して実施しますが、高齢者を狙った特殊詐欺の被害を未然に防ぐため関係機関と連携し防犯対策を強化する必要があります。

### ■ 施策のねらいと展開方向 ■

- 継続的に防犯意識の向上を図るとともに、地域住民・教育関係各機関・南幌町生活安全推進協議会・栗山警察署が連携して防犯対策の強化に努め、「安全で安心なまちづくり」を推進します。

## ■ 主な取り組み ■

- 【継続】 防犯対策推進事業（H29～H33）

## （4）安全、安心、便利な交通対策の推進

### ① 交通安全対策の推進

#### ■ 現 状 ■

- 南幌町交通安全条例に基づいて設置している南幌町交通安全運動推進協議会と栗山警察署、関係団体と連携を図り、交通道德の高揚と交通事故防止運動の推進を図っています。
- 交通安全推進員、交通安全指導員、女性指導員を委嘱し、町民の交通安全確保と交通安全に関する知識の普及を図っています。
- 道路危険箇所点検を行い信号機や標識等の交通安全施設整備の要望を関係機関へ行っています。
- 高齢者の運転による交通事故が増加傾向にあります。

#### ■ 課 題 ■

- 町民の交通安全意識の高揚をより一層図ることが必要です。
- 信号機や標識等の交通安全施設整備の適正配置が求められています。
- 運転に不安を持つ高齢者による運転免許証の自主的な返納が進みません。

#### ■ 施策のねらいと展開方向 ■

- 家庭、職場また地域が一体となった交通安全運動の活動展開を図ります。
- 幼児、小中学生及び高齢者の交通安全教育を推進します。
- 高齢者の自主的な運転免許証の返納者に対して助成することで、交通事故の防止と外出支援を図ります。
- 交通安全施設整備の要望を関係機関に引き続き行います。

## ■ 主な取り組み ■

【継続】交通安全対策推進事業（H29～H33）

### まちづくりの成果指標（施策評価）

成果指標	単位	実績値	H24	現状値	H27	目標値	H33
交通事故発生件数（人身）	件	18		14		抑止	

## ② バス交通網の利便性向上

### ■ 現 状 ■

- 町内では、3社のバス事業者により路線バスの運行を行っており、札幌方面へは複数のアクセスを確保しています。
- 公共交通空白地域の足の確保として国のフィーダー系統補助を活用しながら町内巡回バスを運行しています。
- 町内巡回バスの利用者は、公共交通空白地域在住の買い物や通院などで定期的に利用する高齢者が多い状況となっています。
- 地域公共交通の課題解決のため、国、北海道、交通関係者などで組織する、地域公共交通活性化協議会において、公共交通のあり方について検討しています。

### ■ 課 題 ■

- 人口減少や少子化等により、路線バス利用者の減少や運転手の高齢化、後継者不足から、バス減便の傾向が続いています。
- 高齢者等が必要とし、かつ利用しやすい町内巡回バスを目指し、随時、運行形態の見直しが必要です。

### ■ 施策のねらいと展開方向 ■

- 通勤・通学者等のニーズに合った交通手段の充実に向けて、バス事業者に対し、随時、必要な要望を行います。
- 町内巡回バス利用者等に対して、継続してアンケート調査を実施し、ニーズの把握を行いながら、利用しやすく、かつ利用される町内巡回バスの運行を目指します。
- 公共交通の充実を図るため、町内の実態に即した公共交通のあり方などを地域公共交通活性化協議会において、研究・協議を行います。

## ■ 主な取り組み ■

【継続】生活路線等交通対策事業（H29～H33）

### まちづくりの成果指標（施策評価）

成果指標	単位	実績値	H24	現状値	H27	目標値	H33
町内巡回バス利用者数	人	1,778		1,719		2,000	

## ③ 広域交通網の整備

### ■ 現 状 ■

- 道央圏連絡道路「中樹林道路」「長沼南幌道路」の事業が進められています。
- 町道舗装道路の経年劣化により、道路の段差、舗装道路のひび割れが進んでいます。また、橋梁の老朽化が進んでいます。

### ■ 課 題 ■

- 道央圏連絡道路の早期完成に向け、事業を推進する必要があります。

- 老朽化した舗装道路並びに橋梁の補修を計画的に進める必要があります。

#### ■ 施策のねらいと展開方向 ■

- 道央圏連絡道路の早期完成のため、関係自治体からなる期成会による要望活動を行います。
- 町道や橋梁の計画的な点検、維持補修により安全な交通を確保し、住民の生活環境の向上を図ります。

#### ■ 主な取り組み ■

【継続】 橋梁長寿命化事業（H29～H33）

## （5）新たな出会いと交流の場づくり

### ① 地域間交流の促進

#### ■ 現 状 ■

- 南空知ふるさと市町村圏組合において、圏域9市町間での交流事業が行われているほか、圏域外への情報発信や広域連携の調査が行われています。また、平成24年11月に南空知災害時相互応援に関する協定を締結しています。
- 平成22年2月2日、熊本県球磨郡多良木町と姉妹町締結を行い、南北交流による相互の友好親善と地域活性化を目的とした、児童交流学習及び物産品などの地域間交流のほか、町民や民間団体の交流を行っています。
- 全国の自治体には、各地域にゆかりのある方々で構成されている「ふるさと会」があり、地域間交流や新たな出会いの場づくりとしても活用されていますが、現在、本町には「ふるさと会」はありません。

#### ■ 課 題 ■

- 南空知市町村圏域交流事業への参加者が本町は少ないことから、事業の周知方法などの検討が必要です。
- 多良木町との末永い交流と地域活性化を図るため、児童交流や物産交流のほか、町民や民間団体が交流を行うための補助を行っていますが、交流が一層深まるよう検討する必要があります。
- 「ふるさと会」の設立には、会員や主体となって運営に携わる人材の確保が必要です。

#### ■ 施策のねらいと展開方向 ■

- 南空知圏域を構成する市町と連携しつつ、それぞれの特性を生かした新たな交流事業のあり方を検討し、広域連携による一層の発展を目指します。
- 多良木町との交流について、町、JA、商工会などで構成する姉妹交流推進委員会において交流内容の充実検討を行い、地域や民間団体なども含め、積極的な交流の推進を図ります。
- 様々な交流や出会いの場を通じて、本町にゆかりのある方や本町を応援していただける方を増やす取り組みを進めます。

#### ■ 主な取り組み ■

【継続】 姉妹町交流事業（H29～H33）

## （6）地域資源を活用した魅力ある観光づくり

### ① 観光拠点の形成とイベントの充実

#### ■ 現 状 ■

- 平成27年度において、南幌温泉やリバーサイド公園、リバーサイドゴルフ場、パークゴルフ場などへの観光入込客数は286,000人となっています。

- 町内に観光案内看板を4箇所（中央公園、三重湖公園、南幌高校横、ふるさと物産館展望室）設置し、観光施設及び主要施設等の案内を行っています。
- 町及び観光協会のホームページで観光に関する情報の発信を行っています。また、ふるさと物産館内観光協会特販所・軽食コーナーで特産品の販売を行うとともに、町内外の各種イベントに積極的に参加し、南幌町のPR活動を行っています。
- 商工会や農協、観光協会等各種団体による主催イベントに多くの町民が集い、地域の交流や活性化が図られています。
- 本町の観光物産等の拠点施設である、ふるさと物産館の有効活用に向けて、検討や改善に取り組んできましたが、思うような利用促進が図られていない状況です。
- 南幌温泉施設の老朽化が著しい状況です。

### 課題

- 観光入込客の増加に向けて、新たな観光資源の発掘や農業と連携した観光事業に取り組む必要があります。
- 町外からの利用者に対して、わかりやすい観光案内標識や本町の観光情報を伝える観光マップの製作が求められています。
- 南幌町の観光振興を図るためには、特産品や農産物の販売・PR方法、観光協会特販所・軽食コーナーの活用促進など、活性化するための新たな取り組みが必要となっています。
- ふるさと物産館の利用促進に向け、利活用方法等の見直しを行う必要があります。
- 南幌温泉施設の改修を計画的に行い、利用者に対応した施設の充実を図る必要があります。

### 施策のねらいと展開方向

- 本町の観光資源の核となる南幌温泉をはじめ、商工会や農協等が開催するイベントと連携を図り、南幌町の知名度向上と地域の活性化に努めます。
- わかりやすい観光案内標識のあり方に向けて関係課と協議を進めていくとともに、本町の観光情報の発信に向け観光マップを作成します。
- 観光協会を中心として、本町が持つ魅力ある観光資源のPRと情報発信を行うとともに、町内外で開催されるイベントへの参加により、本町特産品や農産物の販売PRに取り組んでいきます。
- ふるさと物産館の機能を生かしつつ、町内外の方に気軽に利用いただける施設への改善に取り組んでいきます。
- 本町の重要な観光拠点施設である南幌温泉の観光入込客増加を図るため、施設の改修を行います。

### 主な取り組み

【継続】観光協会運営助成事業（H29～H33）

【継続】観光振興事業（H29～H33）

＜新規＞ 南幌温泉施設整備事業（H29）

＜新規＞ ふるさと物産館利活用改善事業（H29～H33）

# 第6期南幌町総合計画 付属資料

北海道 南幌町



# 南幌町総合計画策定条例

(平成25年3月18日条例第3号)

(趣旨)

**第1条** この条例は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、本町の総合計画を策定する。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における本町のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 町政の最高理念であり、本町の将来像及びまちづくりの基本目標を示すものをいう。
- (3) 基本計画 町政の基本的な計画であり、基本目標を踏まえた施策の基本的方向及び体系を示すものをいう。
- (4) 実施計画 町政の具体的な計画であり、施策を実現するために実施する事業を示すものをいう。

(総合計画策定審議会への諮問)

**第3条** 町長は、基本構想及び基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、南幌町総合計画策定審議会条例(昭和44年条例第29号)第1条に規定する南幌町総合計画策定審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

**第4条** 町長は、前条に規定する手続を経て、基本構想を策定しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

2 前項の規定は、基本構想の変更について準用する。

(基本計画及び実施計画の策定)

**第5条** 町長は、基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定するものとする。

(総合計画の公表)

**第6条** 町長は、総合計画の策定後、速やかにこれを公表するものとする。

2 前項の規定は、総合計画の変更について準用する。

(総合計画との整合)

**第7条** 個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

**第8条** この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

# 南幌町総合計画策定審議会条例

(昭和44年6月28日条例第29号)

(設置)

**第1条** 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、南幌町総合計画策定審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(職務)

**第2条** 審議会は町長の諮問に応じ南幌町総合計画策定に関し、必要な調査及び審議を行い、意見を答申するものとする。

(組織)

**第3条** 審議会は委員20名以内をもって組織する。

2 委員は次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共的団体及び地域活動団体の代表者又は構成員、経験者
- (3) 公募した町民

3 委員の任期は総合計画が策定されるまでとする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第4条** 審議会に会長及び副会長1名を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選によって定める。

3 会長は会務を総理し、審議会を代表し、その会議の議長となる。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

**第5条** 審議会は必要に応じて会長が招集する。

2 審議会は委員の定数の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

**第6条** 審議会に専門部会を置くことができる。

2 部会に必要な事項は規則で定める。

(庶務)

**第7条** 審議会の庶務は総合計画策定事務局がこれに当たる。

(雑則)

**第8条** この条例に定めるもののほか、審議会に関し、必要な事項は町長が定める。

## 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行後、最初の会議は、町長が招集する。

**附 則** (昭和44年12月22日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成5年6月3日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成22年3月17日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

# 南幌町総合計画策定審議会委員名簿

敬称略

役 職	氏 名	備 考
会 長	佐々木 啓 二	
副 会 長	小 松 良 樹	
委 員	伊 藤 勝 實	
委 員	小 友 征 之	
委 員	小野田 佐千恵	
委 員	川 西 弘 志	
委 員	小 林 市 男	
委 員	作 間 篤	北海道銀行 栗山支店長
委 員	三 步 幸 光	
委 員	清 水 義 雄	
委 員	清 野 道 枝	
委 員	千 成 努	
委 員	田 中 薫	
委 員	本 橋 洋 子	公募町民
委 員	和 田 修	

(15名)

# 審議会への諮問

南 ま 企 号  
平成28年2月17日

南幌町総合計画策定審議会会長 様

南幌町長 三 好 富士夫

第6期南幌町総合計画の策定について（諮問）

南幌町の均衡ある発展と住民生活の向上を図り、まちづくり目標を具体化した施策を構築するため、第6期南幌町総合計画の策定を諮問します。

記

1 策定内容

第6期南幌町総合計画（平成29年度～平成38年度）

（まちづくり課 企画情報グループ）

# 諮 問 の 趣 旨

南幌町は昭和46年以来、5期にわたり総合計画を策定しており、まちの将来像を「緑豊かな田園文化のまち」、まちづくりの基本理念は「地域で支えあう行動力と活力のある南幌」を基本構想として、平成22年度に第5期南幌町総合計画を策定していますが、この計画期間が来年度をもって終了します。

この間、少子高齢化等の進行に伴う人口減少の一方、若者を中心とした東京圏への一極集中や経済のグローバル化等による産業構造への影響などにより社会情勢が大きく変化し、これまで日本の社会や経済を支えてきた様々な仕組みを見直し、時代に即応した行政運営が求められる中、地方創生を目指し、国と地方が一体となって、人口、経済、地域社会の課題に取り組むため、平成27年度中に策定する「南幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略」も勘案しながら、地域社会を持続的に発展させ、地域が自らの意思と責任で創意工夫し、次世代につながる夢のある故郷づくりを進めていかなければなりません。

これらを踏まえて、広範な意見のもとに、中長期的な第6期南幌町総合計画の策定についてご審議を賜りたく、貴審議会に諮問するものです。

# 町長への答申

平成29年2月7日

南幌町長 三好 富士夫 様

南幌町総合計画策定審議会  
会長 佐々木 啓 二

第6期南幌町総合計画（案）について（答申）

平成28年2月17日付け南ま企号で諮問のありました第6期南幌町総合計画（案）の策定について、慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり答申します。

記

第6期南幌町総合計画（案）

<計画期間> 平成29年度～平成38年度

<構成> (1) 基本構想（序章・本編）

(2) 基本計画

# 答 申

南幌町は、昭和45年度に第1期となる総合開発計画を策定して以降、これまで5期にわたり総合計画を策定し、農業を基幹産業として、地域の振興と発展に取り組んできました。

平成22年度に策定した第5期総合計画では、「地域で支えあう行動力と活力のある南幌」を基本理念とし、町民、地域、団体、行政など南幌町に関わる全ての主体が自治を担う協働のまちづくりを進めてきました。

しかし、近年の急激な少子高齢化等の進行に伴う人口減少が加速する一方、東京圏への一極集中や経済のグローバル化等による産業構造への影響などにより、これまでの社会・経済を支えてきた様々な仕組みを見直し、時代に即応した行政経営が求められる中、諮問を受けた第6期総合計画は、このような状況を踏まえて、地方創生を目指し、国と地方が一体となって、人口、経済、地域社会の課題に取り組むために、昨年度に策定した南幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案しながら、町民や地域の力をまちの元気を支える資源として活用し、南幌から発信する取り組みを創り出すことで、「誰もが笑顔で活躍できるまちづくり」を基本理念として策定したものです。

答申にあたっては、特に留意していただきたい事項として、下記のとおり意見を付しますので、町においては、これを最大限に尊重し、計画が目指す将来像である「緑豊かな田園文化のまち」の実現に取り組まれるよう望むものです。

なお、この計画案は、総合計画策定審議会だけで策定したわけではありません。

各種アンケート、まちづくりワークショップ、まちづくり地域懇談会、役場中堅・若手職員からなるプロジェクトチームなどに参加いただいた多くの方々が第6期総合計画の策定に関わっていただきましたことについて深くお礼を申し上げ、今後も我々を含め、町民、地域、関係団体、企業などと共に南幌町のまちづくりに取り組んでいくことを期待するものです。

## 記

### 1 計画の推進にあたって

基本構想は、これからのまちづくりを進める上での目的と役割を持った方向性を示すものです。

この構想を南幌町に関わる全ての主体の共通の指針として、積極的に広く発信し、誰もが分かりやすく、笑顔で参加・活躍できる取り組みを進めて下さい。

## 2 南幌町の強みを生かした魅力づくりを

札幌近郊に位置しながらも豊かに広がる田園風景と、これまで多くの人たちを温かく受け入れてきた寛容な気質、そして町民や地域が持つ力は、誇るべき“南幌町の強み”であり、この強みをさらに生かすことで、まちの価値を一層高め、あるいは新たな魅力を創り出し、「南幌町を応援したい」、「南幌町に行ってみたい」、「南幌町に住んでみたい」などと思える方々を増やす取り組みを積極的に進めて下さい。

## 3 重点プログラムの着実な実行を

基本構想に示した「次代を担う子どもの育成プログラム」、「安全・安心、いきいきと暮らせるプログラム」、「にぎわいを生むプログラム」の3つの柱からなる重点プログラムは、基本政策に基づく、まちづくりを実現するための重点行動目標となるものです。

このプログラムを行政が主体となって、多様な主体を巻き込みながら、着実に実行することで、まちの将来像の実現を目指して下さい。

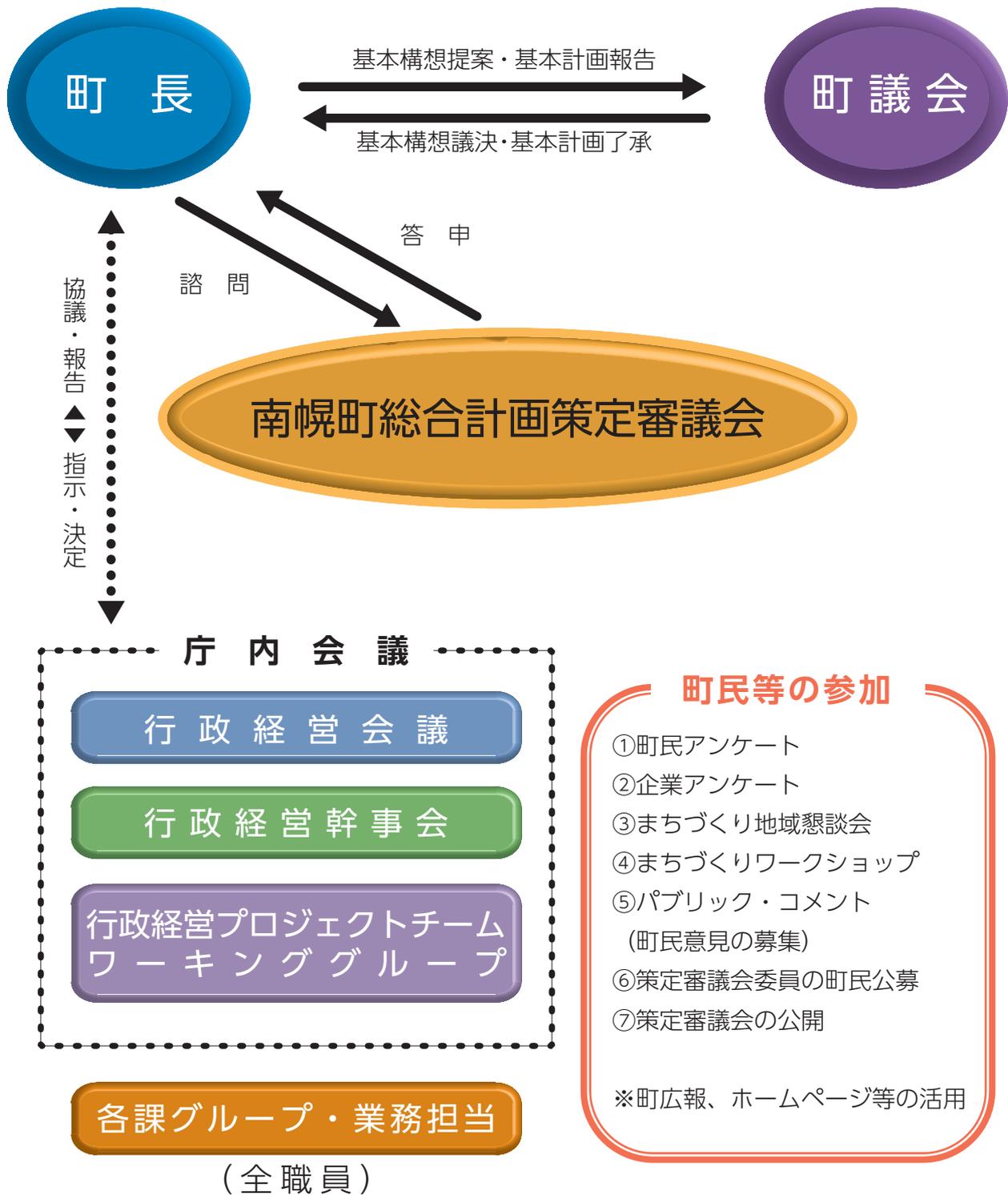
## 総合計画の策定経過

◇適宜、町広報及びホームページに関係情報を掲載 ◇情報コーナーに関係資料を配置

年月日	主 内 容
平成27年 6月 1日	総合計画策定審議会に係る公募委員の募集
6月16日	【議会】全員協議会（第6期総合計画策定の考え方を説明）
6月26日	行政経営幹事会（第6期総合計画策定の考え方を説明）
7月15日	総合計画策定審議会委員選考委員会（公募委員の選考）
11月28日 ～30日	まちづくり地域懇談会（三重レークハウス 12人、生涯学習センターぽろろ 22人、ふるさと物産館ビューロー 16人、夕張太集落センター 24人） ※地方創生及び総合計画策定に関して
平成28年 2月 1日	行政経営会議（南幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略人口ビジョンに係る人口シミュレーション、第6期総合計画策定方針を協議）
2月17日	行政経営幹事会（第6期総合計画策定方針を協議）
2月17日	第1回総合計画策定審議会（委員委嘱、正副会長選任、諮問）
2月24日	【議会】全員協議会（総合計画策定方針を説明）
2月29日	※まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成27～31年度）策定
4月27日	行政経営会議（総合計画策定体制等を協議）
5月16日	第1回プロジェクトチーム会議（ワーキンググループ会議の運営協議）
5月17日	第2回総合計画策定審議会（まち・ひと・しごと創生総合戦略の説明、審議会グループワーク）
5月26日 ～9月16日	ワーキンググループ会議（A班14人 4回、B班13人 5回、C班13人 4回、D班13人 3回、E班13人 3回）
6月17日 ～7月26日	基本計画に係る事務事業基礎資料の作成（各課）
7月 5日 ～25日	町民アンケート調査の実施 ※対象～1,100人（20歳以上を抽出調査） ※回収率44.4%
8月 8日	行政経営幹事会（基本計画及び関連する事務事業を協議）
8月18日	第3回総合計画策定審議会（各分野の審議）
9月 2日	第2回プロジェクトチーム会議（提案報告会に係る事前協議）
9月 6日	第4回総合計画策定審議会（各分野の審議）
9月29日	プロジェクトチーム提案報告会（A班 4本、B班 2本、C班 2本、D班 2本、E班 3本）
9月29日	行政経営会議（プロジェクトチーム提案事業に係る協議）
9月30日	行政経営幹事会（プロジェクトチーム提案事業に係る協議）
10月18日	第5回総合計画策定審議会（プロジェクトチーム提案事業、基本計画に係る新規・継続拡充事業について審議）
10月22日	まちづくりワークショップ 31人参加 ※ふるさと物産館ビューロー
10月28日	【議会】全員協議会（基本計画及び関連する事務事業を説明・協議）
11月 5日 ～7日	まちづくり地域懇談会（夕張太集落センター 16人、生涯学習センターぽろろ 19人、ふるさと物産館ビューロー 13人、三重レークハウス 11人） ※総合計画策定に関して

年月日	主 内 容
平成28年 11月10日 ～25日	企業アンケート調査の実施 ※対象30社（工業団地企業協議会会員企業を抽出調査） ※回収率53.3%
12月13日	行政経営幹事会（基本構想・基本計画（素案）の協議）
12月21日	第6回総合計画策定審議会（基本構想・基本計画（素案）の審議）
12月27日	【議会】全員協議会（基本構想・基本計画（素案）の説明・協議）
平成29年 1月 1日 ～27日	第6期総合計画基本構想・基本計画（素案）に係るパブリック・コメントの募集 ※提出件数なし
1月30日	行政経営幹事会（基本構想・基本計画（案）、成果指標の協議）
2月 7日	第7回総合計画策定審議会（基本構想・基本計画（案）の審議、答申）
2月20日	【議会】全員協議会（基本構想・基本計画（案）の協議）
3月14日	【議会：第1回定例会】 総合計画審査特別委員会
3月15日	【議会：第1回定例会】 第6期総合計画基本構想可決 ≪策定完了≫
3月30日	第8回総合計画策定審議会（総合計画の策定報告等）

# 総合計画の策定体制



# 基本計画事業(主な取り組み)一覧表

116事業

## 行財政分野

16事業

[継 続]・【継続拡充】・《新規》 事業名 (実施予定期間)
主 な 事 業 内 容
<p><b>[継 続] 地域担当職員制度事業 (H29～H33)</b></p>
<p>地域に暮らす人々が身近な地域の問題や課題を自ら解決し、豊かな地域社会を実現する手法のひとつとして、町職員が地域をサポートする「地域担当制」を推進する。 地域からの要請等により、地域担当職員が相談・支援・サポート・情報を共有する。</p>
<p><b>[継 続] 住民自治検討会運営事業 (H29～H33)</b></p>
<p>全ての行政区長及び町内会長で構成し、会議を通して地域主体の自治のあり方を探る。</p>
<p><b>[継 続] 職員出前講座事業 (H29～H33)</b></p>
<p>講座メニューを設定し、町民等の求めに応じて職員が出向き、町政に関する情報、専門的知識等を提供する。</p>
<p><b>[継 続] まちづくり活動支援事業 (H29～H31)</b></p>
<p>住民団体等が地域の課題解決や特色ある協働のまちづくりの推進に向けて、自主的に取り組む公益的で非営利な活動事業に対して、当該年度の個人町民税現年課税予算額の2%相当の額を活用して補助金を交付する。</p>
<p><b>[継 続] 広聴活動事業 (H29～H33)</b></p>
<p>町民の率直な意見や要望など、行政に対する町民の声を広く求める機会を提供し、町民参加による住民主体の行政、協働のまちづくりを推進する。また、町ホームページやフェイスブックを活用し、迅速かつ分かりやすい情報を提供するとともに南幌町の魅力を町内外にアピールするほか、高齢者や障がいのある方にも利用しやすい環境を整える。</p>
<p><b>[継 続] 広報誌発行事業 (H29～H33)</b></p>
<p>「広報なんぼろ」を毎月1回発行し、行政区・町内会を通じ町民に配付する。</p>
<p><b>[継 続] 職員研修事業 (H29～H33)</b></p>
<p>多様化する住民ニーズに的確に対応できる職員育成のため、職員研修事業を実施する。</p>
<p><b>[継 続] 行政評価システム事業 (H29～H33)</b></p>
<p>事務事業及び施策の内部評価を行う。また、行政評価委員会による外部評価を行うとともに、総合計画基本計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び行財政改革計画の進捗管理を行う。</p>
<p><b>[継 続] 町税等収納対策本部設置事業 (H29～H33)</b></p>
<p>定期的な電話催告や戸別訪問を実施し、納税・納付意識を喚起し、滞納の未然防止を図ることで収納率の向上に努める。また、その後催告に応じない場合や誓約不履行の場合には滞納処分により、公平・公正な税務行政の推進を図る。</p>

<b>〔継 続〕・〔継続拡充〕・〈新 規〉 事 業 名 (実施予定期間)</b> <b>主 な 事 業 内 容</b>
<b>〔継 続〕 租税教育事業 (H29～H33)</b> 安全で豊かな社会を維持する上で租税は、欠くことが出来ない負担金であり、税の意義や役割について、次の世代を担う児童・生徒に正しく理解してもらう。
<b>〔継 続〕 ふるさと応援寄附事業 (H29～H33)</b> 南幌町ふるさと応援基金を設置し、納税されたふるさと応援寄附金を基金に積み立て寄附者が指定した事業に活用する。町外在住者からの寄附に対しては、寄附金額に応じて南幌町特産品を謝礼品として送付する。
<b>〈新 規〉 庁舎改修事業 (H32)</b> 現庁舎は昭和56年に建築してから35年が経過し、平成25年度に耐震改修と一部外壁改修を実施しているが、今後においても長期的に使用することから、施設維持に必要な改修と併せて省エネルギー対策を行う。
<b>〔継 続〕 行財政改革推進事業 (H29～H33)</b> 第2次南幌町行財政改革実行計画 (H29～H33) の推進及び進行管理。 南幌町行政評価委員会による評価・助言等。
<b>〔継 続〕 南空知4町地域連携事業 (H29～H33)</b> 南空知4町の知名度向上と交流人口の増加や移住・定住の促進を目指し、地域資源を生かした各町による連携事業を展開する。
<b>〔継 続〕 学生地域定着支援推進事業 (H29～H31)</b> 江別市内に通学する大学・短大の学生が、地域活動への参加やインターンシップ制度の活用により地域との関わりや理解を深めることで、地域定着の促進と産学官の連携による本町の地域資源有効活用の検討を進める。
<b>〔継 続〕 空知魅力発信プロジェクト事業 (H29～H31)</b> 人口減少が著しい空知地域の知名度向上を目指し、全空知市町及び空知総合振興局と連携し、総合的な魅力発信をはじめとする地域活性化に向けた取り組みを行う。

[継 続]・【継続拡充】・<<新規>> 事業名 (実施予定期間)	
主 な 事 業 内 容	
[継 続]	<b>農業振興補助金交付事業 (H29～H33)</b> 本町の農業振興を図るため、南幌町農業協同組合が実施する農業振興事業のうち、南幌町農業振興補助金交付要綱に基づく次の事業に対し、補助金を交付する。 ・野菜価格安定基金への助成 ・担い手・後継者対策 ・農産物消費拡大 ・特産品奨励推進 ・食育推進事業
[継 続]	<b>道営経営体育成基盤整備事業 (H29～H31)</b> 農業者が必要な農地、農業水利施設の整備に積極的に取り組めるよう、道営農地整備事業の負担の軽減を図る。
[継 続]	<b>農業経営高度化促進事業 (H29～H33)</b> 農地、農業水利施設の整備が促進されるよう、農地パワーアップ事業の実施による農家負担の軽減を図るとともに通年施行を目指し、工事の夏期施工による休耕で発生する所得損失に対して促進費を交付する。
[継 続]	<b>スマート農業推進事業 (H29～H33)</b> R T K 基地局を設置し、G P S 機器の精度を高めることにより、各種作業を高精度で行うことで、作業時間の短縮や生産コストの削減など、大幅な効率化を図る。
[継 続]	<b>農業制度資金利子補給事業 (H29～H33)</b> 農業経営基盤強化資金利子補給 ※道 50%・町 50%
[継 続]	<b>担い手育成対策事業 (H29～H33)</b> ・4 H クラブ活動支援 ・若手女性農業者を対象としたグリーン未来塾の開催 ・町内若手農業者を対象とした農婚塾の開催
[継 続]	<b>新規就農支援事業 (H29～H33)</b> 農業経営に意欲ある新規就農者を受入れ、研修することで、将来へ持続できる体制を構築し、南幌町農業の活性化を推進するとともに、担い手の育成を図る。
[継 続]	<b>ふるさと就農促進給付金事業 (H29～H33)</b> 農業研修生及び新規就農者のうち、親元へのUターン就農や女婿が妻の実家で新規に就農を開始するようなケースに対して、青年就農給付金の給付対象を補完する仕組みを構築し、研修時及び就農開始初期の生活が不安定な時期に給付金を支給する。
[継 続]	<b>地産地消活動推進事業 (H29～H33)</b> ・ファーム通信の発行 ・「地産地消コンテスト」の実施 ・町内移動直売会 ・「朝市」「花市」の支援 ・南幌キャベツキムチ町民還元事業 ・特産物加工事業
[継 続]	<b>都市との交流と販路拡大事業 (H29～H33)</b> ・町グリーンツーリズム推進事業 ・アンテナショップへの出店 ・農産物P R 対策事業
【継続拡充】	<b>食育活動推進事業 (H29～H33)</b> ・親子農業体験塾 ・パケツ稲づくり学習 ・地元農産物を利用した料理・加工教室 ・中学生までを対象とした子育て支援米の支給

[継 続]・【継続拡充】・<<新 規>> 事 業 名 (実施予定期間)	
主 な 事 業 内 容	
[継 続]	<b>多面的機能支払事業 (H29～H33)</b> 農業・農村の有する多面的機能の維持、発揮のための地域活動や地域資源(農地・水路・農道など)の質的向上を図る活動に対し、国、道、町が一体的に支援する。 ※国50%、道25%、町25%
[継 続]	<b>環境保全型農業直接支援対策事業 (H29～H33)</b> 化学肥料・化学合成農薬の5割低減の取り組みとセットで緑肥の作付や堆肥の施用などを行う営農活動に対して補助金を交付する。
[継 続]	<b>企業誘致推進事業 (H29～H33)</b> 信用調査会社の企業リストを基にDMの送付やアンケート調査を実施し、回答企業に対する訪問活動、町ホームページや広告媒体を活用した広告宣伝活動、セミナー等への参加により積極的に企業誘致活動に取り組むほか、立地企業に対する奨励金や固定資産税の減免等を実施することにより企業誘致の推進を図る。
[継 続]	<b>中小企業総合振興資金利子補給事業 (H29～H33)</b> 町内中小企業の経営安定化と負担軽減を図ることを目的に、北海道中小企業融資制度を借り受けた中小企業者に対し利子補給を行う。
<<新 規>>	<b>空き店舗活用支援事業 (H29～H33)</b> 空き店舗の解消を図るとともに、商店街の活性化と賑わいのあるまちづくりを推進するため、空き店舗を借出し事業を行う者に対し、店舗賃借料の一部を助成する。
[継 続]	<b>通年雇用促進支援事業 (H29～H33)</b> 季節労働者の通年雇用化を促進するため、南空知通年雇用促進協議会との連携を図るとともに、商工会・建設業協会等の協力を得て事業参加者の確保に努める。
[継 続]	<b>商工会運営助成事業 (H29～H33)</b> 地域の商工業者の経営相談・育成・支援を行い、総合的な改善発信を図り地域コミュニティ活動の役割を担う商工会事業に対し助成する。 ・経営改善普及事業(職員設置費・事業費)      ・地域振興事業(ふれあいまつり・盆踊り大会)

[継 続]・【継続拡充】・<<新規>> 事業名 (実施予定期間)	
主 な 事 業 内 容	
[継 続]	<p><b>子育て支援事業 (H29～H33)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援交流事業 (すくすく広場、子育てメソッド)</li> <li>・子育てネットワーク会議の開催</li> <li>・ブックスタート事業</li> </ul>
[継 続]	<p><b>家庭教育支援事業 (H29～H33)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・親学講座</li> <li>・学びカフェ</li> <li>・家庭教育ナビゲーターの養成</li> </ul>
[継 続]	<p><b>総合的な学習事業 (H29～H33) ※小学校・中学校</b></p> <p>学校において、児童生徒が身近な問題に対して、自らが課題設定・作業計画・実施活動・体験発表等を行うことにより、実践学習を通じた生きる力を育み、実際の社会生活での課題解決能力を養うことを目的とした活動に対して支援する。</p>
【継続拡充】	<p><b>学校における食育推進事業 (H29～H33)</b></p> <p>小中学校が食に関する指導の全体計画を踏まえて作成している食に関する年間指導計画に基づき、旬の食材や南幌産食材を積極的に使用した学校給食を通じて、栄養教諭による食に関する指導を行う。また、南幌産食材の理解浸透を図ることや地産地消、子育て支援の一環として、南幌産米に加えて、南幌産小麦を使用した麺及びパンの費用を町が負担する。</p>
[継 続]	<p><b>公開研究会事業 (H29～H33)</b></p> <p>学校において、研究実践と公開を計画的かつ継続的に実施することにより、教職員の「士気」と「活力」の高揚を図り、児童生徒の確かな学力の向上を図る。</p>
[継 続]	<p><b>ことばの教室事業 (H29～H33)</b></p> <p>町内小学校の普通学級に在籍している、言語に遅れがあったり比較的軽度の言語障害を持つ児童に対して、普段は在籍の学校に通学しながら、週に1～2回程度、小学校内に設置している「ことばの教室」に通級し、ひとり一人の能力や状態に応じた指導を行う。</p>
[継 続]	<p><b>教育コンピューター施設整備事業 (H29～H33) ※小学校・中学校</b></p> <p>クラス1人1台の端末操作のできるパソコン教室を設置し、総合的な学習の時間や各教科の授業等において活用するほか、ICT (情報通信技術) を活用した学習環境の整備を推進する。</p>
【継続拡充】	<p><b>外国語指導助手招致事業 (H29～H33)</b></p> <p>生きた外国語を日常的に触れさせ、英語力の向上及び国際化社会への意識喚起を図るため、外国語指導助手を招致し南幌中学校へ配置する。また、学習指導要領の改訂による小学生からの正式な英語の教科化に伴い、小学校への配置を行うほか、休日等を利用して町民を対象とした英会話指導やボランティア活動等を行う。</p>
[継 続]	<p><b>姉妹町児童交流事業 (H29～H33)</b></p> <p>平成22年2月2日に姉妹町締結した熊本県多良木町との間で、小学生の交流を通じ、学校間さらには家族を含めた末永い交流を深める。(姉妹町交流事業)</p>
【継続拡充】	<p><b>特別支援教育推進事業 (H29～H33)</b></p> <p>町内小中学校の普通学級に在籍している、発達に遅れがある児童生徒に対して、サポート体制の見直しを含めて支援員を配置することで、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握して適切な指導及び必要な援助を行う。</p>

<b>【継続】・【継続拡充】・《新規》 事業名（実施予定期間）</b> <b>主 な 事 業 内 容</b>
<b>【継続】 中学生国際留学プログラム事業（H29～H33）</b> 現地において2週間の短期留学を実施し、その中で、地元学校における英語レッスン及びホームステイによる生活体験を行う。また、中学校では英語教育の充実として英語検定を奨励しており、当事業が生徒の目標となることにより、自主的な英語教科に対する学習意欲の向上につなげる。
<b>《新規》 少人数学級教職員加配事業（H29～H33）</b> 国及び道の少人数学級基準が適用された学年に対して、小学校の在籍中を通じて、適正規模である2学級を維持できるよう教員の加配を行う。
<b>《新規》 小学校大規模改修等事業（H30・H31）</b> 経年による建物及び各設備の機能が低下している箇所の改修を行い、児童等の安全安心な学校生活を確保する。
<b>《新規》 公設学習塾事業（H29～H33）</b> 学習塾や学校と連携し、算数・数学等において学校で教えた基礎的・基本的な内容を中心とした学習会を行う。
<b>【継続拡充】 南幌高等学校支援事業（H29～H33）</b> 南幌高校が目指す「魅力ある」学校づくりの取組に対して、南幌高校振興協議会を通じて支援するとともに、生徒の将来に向けた進路実現と充実した学校生活を送れるよう支援を行う。 南幌中学校卒業者を対象に南幌高校入学時に入学祝い金補助を実施する。
<b>【継続拡充】 高校生通学費補助事業（H29～H33）</b> 札幌圏を中心に様々な高等学校に進学していることから、高校生の通学費等の一部を助成し、子どもの教育に係る保護者の経済的負担を軽減する。 通学先の学校により一律の金額を補助する方式に変更することで、助成対象者を拡大する。
<b>【継続】 生涯学習推進事業（H29～H33）</b> 町民がより多くの学習活動を行うことを目指し、生涯学習推進本部を核とした生涯学習推進基本構想の推進と生涯学習推進アドバイザーの活用を図る。
<b>【継続】 青少年健全育成事業（H29～H33）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後子どもプラン推進（あそびの達人、なんぼろMANAB I家）</li> <li>・青少年健全育成協議会の開催</li> <li>・青少年の健全育成を考える集いの開催</li> <li>・子ども会育成連絡協議会支援</li> </ul>
<b>【継続】 成人教育推進事業（H29～H33）</b> 学習活動により得た知識や技術を地域へ還元し、地域の教育力の発展を目指し、「ふるさと南幌みらい塾」運営事業や「さわやかカレッジ」運営事業などを実施する。
<b>【継続】 地域活動活性化事業（H29～H33）</b> 地域の人材を発掘し、活動の場を創出するとともに団体の活性化を図り、活動を支援する。
<b>【継続】 スポーツコミュニティ推進事業（H29～H33）</b> 町民を対象とした各種スポーツ大会を開催し、社会体育関係団体等と連携・協力した地域間の相互交流を図る。

<b>【継続】・【継続拡充】・《新規》 事業名（実施予定期間）</b> <b>主 な 事 業 内 容</b>
<b>【継続】 健康づくり・体力向上推進事業（H29～H33）</b> スポーツを通じた町民の健康づくりや体力の向上を図る。 ・町民歩こう会 ・新体力テスト会 ・チャレンジスポーツ ・フィットネス教室 ・スイミングスクール ・アクアエクササイズ
<b>【継続拡充】 子ども体力向上推進事業（H29～H33）</b> 体を動かすことの楽しさやスポーツの魅力を知ってもらい、体力向上や運動能力の向上を目指す。 ・キッズスポーツ教室 ・キッズ水泳教室 ・小学生スキー教室 ・小学生水泳教室（夏休み） ・小学生スイミングスクール ・ジュニアスポーツ教室《新規》 ・スポーツ少年団（本部）支援事業
<b>《新規》 スポーツセンタートレーニングジム整備事業（H29・H30）</b> 利便性及び安全性の向上を図るため、老朽化が進んでいるスポーツセンタートレーニング器具の整備を行う。
<b>【継続】 芸術・文化推進事業（H29～H33）</b> ・芸術鑑賞会の開催（幼児・児童・一般、近隣の芸術鑑賞会への参加） ・美術鑑賞事業（絵画・書道・写真等の展示） ・書き初め大会の開催 ・文化団体の支援
<b>【継続】 ふるさとの記憶保全事業（H29～H33）</b> ・南幌町の歴史や生活文化を継承するための資料や生活用具などを収集・保管・展示 ・南幌音頭、南幌太鼓、なんぼろ俵つみ唄の発表の場を提供
<b>【継続】 読書活動推進事業（H29～H33）</b> ・生涯学習センター図書室の充実 ・図書室読み聞かせ事業の実施 ・図書室の蔵書の配本

[継 続]・【継続拡充】・<<新規>> 事業名 (実施予定期間)
主 な 事 業 内 容
<p><b>[継 続] 救急業務高度化推進事業 (H29～H33)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・救急救命士資格者の拡大処置 (薬剤投与・気管挿管・ビデオ喉頭鏡気管挿管・処置拡大2行為) の認定取得のため、消防学校等での講習・試験及び病院での実習</li> <li>・活動救急救命士数の維持</li> </ul>
<p><b>[継 続] 成人保健事業 (H29～H33)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種健診～特定健診 (個別・集団)、若年者健診 (個別・集団)、生活保護世帯健診 (個別)、各種がん検診 (胃・肺・大腸・乳・子宮) の実施と一部助成 (ただし、20～40歳までの偶数年齢の子宮がん検診は無料)、巡回脳検診の実施</li> <li>※50歳以上の健診 (特定健診、後期高齢者健診等) 受診対象者への前立腺がん検診の一部助成</li> <li>・特定保健指導</li> <li>・健康教育・健康相談～各団体の健康教育・健康相談、来所相談、訪問</li> <li>・健診未受診者の実態把握</li> <li>・がん検診精密検査未受診者への受診勧奨</li> <li>・被用者保険の特定保健指導対象者への保健指導</li> </ul>
<p><b>[継 続] 後期高齢者保健事業 (H29～H33)</b></p> <p>病気の早期発見や早期治療を促進し、後期高齢者の健康増進を図る。</p>
<p><b>[継 続] 感染症予防事業 (H29～H33)</b></p> <p>感染症の発症と重症化の予防を図るため予防接種と予防の啓発を行う。 任意の予防接種であるおたふくかぜは、公費負担により自己負担を軽減する。</p>
<p><b>[継 続] 母子保健事業 (H29～H33)</b></p> <p>母子保健法に基づき、健診や各種対象者との面接、相談の実施と、妊娠、出産、育児に関する正しい知識の普及のため各種教室等を開催し、子どもの心身の成長と疾病予防並びに親の育児支援のための事業展開をする。</p>
<p><b>[継 続] 高齢者在宅支援事業 (H29～H33)</b></p> <p>在宅高齢者の日常生活上の不安を解消し、人命の安全を確保するため、消防南幌支署直通の緊急通報装置を貸与し、急病、災害発生等の緊急時における連絡体制及び迅速な救急救助体制を確立する。 また、冬期間の除雪に係る精神的負担の軽減を図り、安全・安心な在宅生活を送れるよう自宅前の道路除雪が行われた日に自宅間口の除雪を行う。</p>
<p><b>【継続拡充】 地域支援事業 (介護予防・生活支援サービス事業) (H29～H33)</b></p> <p>在宅高齢者が介護を要することなく健康寿命を延伸し、自分の健康状態や生活にあわせ介護予防に資する行動をとれるよう介護予防事業の充実・強化と行政区や町内会を中心とした高齢者を支える体制づくりを推進する。 地域に潜在する高齢者の実態把握を踏まえた介護予防の展開を図る。</p>

【継 続】・【継続拡充】・《新 規》 事 業 名 (実施予定期間)
主 な 事 業 内 容
【継 続】 地域支援事業 (一般介護予防事業) (H29～H33)
<p>高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぎ、高齢者が健康で自立した生活が送れるよう、介護予防を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・快足シャキッと事業      ・男の料理教室      ・水中運動事業      ・健康マージャン事業</li> <li>・リアル野球盤大会事業      ・貯筋力アップ事業 (老人会運動)      ・カフェサロン事業</li> <li>・ボランティアポイント事業</li> </ul>
【継続拡充】 地域支援事業 (包括的支援事業) (H29～H33)
<p>高齢者が認知症や介護・医療が必要になっても本人の意思を尊重し、できる限り住み慣れた地域で暮らせるよう「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、関係機関や地域と連携しながら支援を行う。</p>
【継 続】 社会福祉協議会運営補助事業 (H29～H33)
<p>社会福祉協議会が実施する各種事業 (在宅福祉サービス、ボランティア活動の推進、福祉団体活動の支援など) の事業費や運営基盤を担う事務局職員の人件費に対し補助を行い、地域福祉の向上に向け、当該団体の活動を支援する。</p>
【継 続】 高齢者事業団運営補助事業 (H29～H33)
<p>高齢者の能力と経験を生かし、希望する仕事を通じて生きがいの充実や社会参加が図られるよう高齢者事業団が設置されており、高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るため、町では事務局 (現場統括) の人件費相当分の支援を行う。</p>
【継 続】 精神保健福祉事業 (H29～H33)
<p>「こころの健康」に関心を持っていただくために、「こころの健康チェックリスト」や講演会を実施する。また、「こころの健康」に心配のある方が早期に専門職の相談につながる体制として「こころの健康相談」を実施する。</p>
【継 続】 人工透析患者等通院交通費助成事業 (H29～H33)
<p>人工透析療法で町外へ通院している腎臓機能障がいのある方と北海道が定める特定疾患受給者証をお持ちの方に対して、交通費を助成することで経済的負担の軽減を図る。</p>
【継 続】 指定特定相談支援事業所運営事業 (H29～H33)
<p>介護給付や訓練等給付サービスを利用している、又は新たに利用申請をしている障がい児・者に対して、本人のニーズに基づくサービス等利用計画を作成し、関係者が情報を共有し一体的な支援を受けることができるよう取り組む。</p>
【継続拡充】 地域生活支援事業 (H29～H33)
<p>障がい者・障がい児のニーズを明確にして適切なサービスを提供することにより、当事者の暮らしやすさ・介護者の介護負担の軽減等や地域での自立した生活を維持することを目指す。</p> <p>平成29年度から訪問入浴サービス事業などを開始。</p>
【継続拡充】 子ども・子育て支援事業 (H29～H33)
<p>学童保育、子育て支援センター事業、保育所の運営に加えて、一時預かり、延長保育などの子ども・子育てに関する事業を実施する。</p> <p>保育所利用者負担額の引き下げと利用者負担額を決定する際の階層区分を細分化することで子育て家庭の経済的負担を軽減する。</p>

<b>〔継 続〕・〔継続拡充〕・〈新規〉 事業名 (実施予定期間)</b> <b>主 な 事 業 内 容</b>
<b>〔継 続〕 早期療育事業 (H29～H33)</b> 発達に心配や遅れのある子どもに個別指導や集団指導、相談支援などにより療育を行う。 幼稚園、保育園、学校等の関係機関と連携し、子どもの様子の的確な把握や指導方法について情報交換を実施し、子どもの発達を促す。
<b>〔継 続〕 せわずき・せわやき隊活動事業 (すきやき隊) (H29～H33)</b> 地域の住民による児童・生徒の見守り活動を定着させることにより、南幌町における「地域の子育て力」の向上を図る。
<b>〔継 続〕 要保護児童対策地域協議会推進事業 (H29～H33)</b> 要保護児童、要支援児童もしくは特定妊婦への適切な支援を図るため、要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関が連携して必要な情報の交換を図る。
<b>〔継 続〕 児童生徒等医療費助成事業 (H29～H33)</b> 小、中、高生に対し、医療費の一部助成を実施し、健康の保持と福祉の増進を図り、併せて子育てに係る費用を軽減することを目的とする。 平成28年度から、小学生以下の子どもに係る医療費を1割負担から全額助成とし、所得制限を撤廃。 <b>【対象】</b> 北海道医療給付事業の対象にならない小、中、高生 ・入院・・・中学生～高校生 ・通院・・・小学生～高校生 ※但し、満18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者とする。

[継 続]・【継続拡充】・<<新規>> 事業名 (実施予定期間)
主 な 事 業 内 容
<p><b>[継 続] 緑化活動推進事業 (H29～H33)</b></p> <p>町民 (地域) の緑化に対する意識を高めるため、地域が行う緑化活動に対し支援を行う。</p>
<p><b>[継 続] 公園施設管理事業 (H29～H33)</b></p> <p>指定管理者による公園施設の点検、整備・修繕及び維持管理を行う。</p>
<p><b>[継 続] 公園施設改築更新事業 (H29～H33)</b></p> <p>長寿命化計画に基づき、公園施設の改築・更新を行い、施設の安全性を確保するとともに改築更新費用の平準化を図る。</p>
<p><b>【継続拡充】 みどり野団地販売促進事業 (H29～H33)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道住宅供給公社による広告宣伝活動への支援</li> <li>・みどり野ワーキングでの販売促進策の検討</li> <li>・住宅展示場等でのパンフレット配布活動</li> <li>・町ホームページ等での住宅団地PR</li> <li>・住宅団地の維持・管理</li> <li>・みどり野きた住まいるヴィレッジの推進</li> </ul>
<p><b>[継 続] 移住促進事業 (H29～H33)</b></p> <p>住宅団地の販売促進、人口の増加 (定住促進)、まちの活性化を目的に、移住体験事業の実施や道外移住イベントへの出展、町ホームページによるPRを行う。</p>
<p><b>[継 続] 空き家・空き地情報バンク制度事業 (H29～H33)</b></p> <p>空き家・空き地情報バンク制度を通じて、登録申請を受けた町内の空き家・空き地物件を町ホームページに掲載し利用希望者に情報提供を行い、移住・定住人口の増加を図るとともに空き家・空き地解消による地域の活性化を図る。</p>
<p><b>[継 続] 南幌町子育て世代住宅建築助成事業 (H29～H32)</b></p> <p>みどり野団地の販売及び定住促進に向けて、子育て世代の住宅建築に対し助成金を交付する。</p>
<p><b>[継 続] 住宅相談窓口事業 (H29～H33)</b></p> <p>住宅リフォームや住宅紛争の相談を受け、アドバイスや関係機関への問い合わせを行い、町民の建築のトラブルの解決、不安や不満の解消を図る。</p>
<p><b>[継 続] 住宅リフォーム等助成事業 (H29～H33)</b></p> <p>良好な住環境を保つことにより、団地・地域の活性化、及び所有者負担の軽減を図る。 また、施工者を地元建設業者に限定し、町内経済の活性化を図る。 ※地元建設業者間の連携により、住宅所有者のリフォームニーズに応えるために技術力の向上支援を行う。地元建設業者を活用し、リフォームを実施する所有者に対しリフォーム資金の一部を助成する。</p>
<p><b>[継 続] 町公営住宅計画修繕事業 (H29～H33)</b></p> <p>町公営住宅長寿命化計画に基づき、栄町・夕張太団地公営住宅の改修工事を行う。</p>

<b>〔継 続〕・〔継続拡充〕・〈新規〉 事業名 (実施予定期間)</b> <b>主 な 事 業 内 容</b>
<b>〔継 続〕 公的賃貸住宅建設促進事業 (H29～H33)</b> 町住生活基本計画で位置付ける子育て・若年世帯等の定住促進に対応した公営住宅及びまちなか居住に対して必要な高齢者住宅のストックを推進する。
<b>〔継 続〕 地域援助排雪事業 (H29～H33)</b> 団地内生活道路の排雪により、安全な交通路を確保し、冬期間の生活環境の向上を図る。 ※町内会・町内会班単位及び路線単位(交差点から交差点)で行い、町及び申請者(町内会等)が経費の2分の1ずつを負担する。
<b>〔継 続〕 雪寒機械導入事業 (H29～H33)</b> 建設機械の更新を行い効率的かつ経済的に除排雪を実施する。
<b>〔継 続〕 ごみ処理対策事業 (H29～H33)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一部事務組合(南空知公衆衛生組合)や南幌町環境衛生組合と連携を組み、ごみの減量化や適切な分別処理によるリサイクルの推進、全町ごみ拾い等の啓発活動を行う</li> <li>・不法投棄された処理困難物処理を行うとともに、啓発看板等の設置をし、環境美化への推進を行う</li> <li>・2市4町で構成する一部事務組合(道央廃棄物処理組合)で、ごみの処理体制及び施設整備の協議・検討を行う</li> </ul>
<b>〔継 続〕 地域新エネルギー推進事業 (H29～H33)</b> 町民、事業者及び行政が主体的に連携・協働し、稲わらペレットを利用した地域循環システムの構築を目指す。 町内の住宅にペレットストーブを設置する者に対して助成を行うことにより、地域への新エネルギーの導入を促進し、地域のエネルギーの多様化、二酸化炭素の削減及び循環型社会の構築を目指す。
<b>〔継 続〕 機場(基幹水利)施設管理事業 (H29～H33)</b> 内水排除施設の適正な管理を行うことにより、大雨時等による宅地・農地への被害を防ぐ。
<b>〔継 続〕 合併処理浄化槽設置助成事業 (H29～H33)</b> 合併処理浄化槽を設置することにより、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。
<b>〈新規〉 農業集落排水最適整備構想策定事業 (H29～H33)</b> 将来にわたって、農業集落排水処理施設の機能を維持保全するため、ストックマネジメント(既存施設の有効利用や長寿命化)の手法を取り入れ、機能診断を行い、最適整備構想を策定し、計画的な改築更新を行う。
<b>〈新規〉 長幌第2浄水場改築負担金事業 (H29～H33)</b> 長幌第2浄水場の改築により施設の効率的な管理運営を図り、安全で安定した水道水の供給を目指す。
<b>〔継 続〕 防災対策事業 (H29～H33)</b> 町民一人ひとりの防災に関する知識の向上と防災意識の高揚を図り、住民組織として自主的な防災活動を行えるようにする。また、災害対策に必要な防災資機材と防災備蓄品の整備を図る。

<b>【継続】・【継続拡充】・《新規》 事業名（実施予定期間）</b> <b>主な事業内容</b>
<b>【継続】 耐震改修等事業（H29～H33）</b> 一般住宅の木造耐震診断窓口（住宅相談窓口）を設置し、耐震化の普及、啓発を図る。 また、一般住宅の耐震化率95%達成のため、耐震改修に係る費用の補助を住宅リフォーム等助成事業の中で併せて行う。
<b>【継続】 消防車両更新整備事業（H30～H32）</b> 災害時即応体制の根幹を成すものである消防車両を年次計画により更新する。
<b>【継続】 消防救急無線のデジタル化に伴う消防通信指令システム整備事業（H29）</b> 通信指令システムの更新を行い、デジタル無線との一本化による通信指令業務の統制を行うとともに、統合型位置表示装置による発災地特定のスピード化を図り、現場到着時間の短縮による被害の軽減を目指す。
<b>【継続】 消防水利整備事業（H29～H33）</b> 水利が乏しく不足している一部農村地区において新たに消火栓を設置し、災害対応の向上を目指す。
<b>《新規》 洪水ハザードマップ作成事業（H29）</b> 既存の洪水ハザードマップの改訂を行い、住民周知を行うことで防災意識の向上を図る。
<b>《新規》 役場庁舎非常用発電機設置事業（H30）</b> 災害時において、停電を原因とした地方公共団体の災害対策機能に支障をきたさないよう、役場庁舎に非常用発電装置を新たに設置することで、非常時における庁舎機能の維持確保を図る。
<b>【継続】 防犯対策推進事業（H29～H33）</b> 行政区・町内会が主体となり設置・管理している防犯灯に対する経費の一部助成や、公共施設等へ防犯カメラを計画的に設置する等、生活安全・防犯対策を積極的に推進し、安全で住みよい地域社会の実現を図る。
<b>【継続拡充】 交通安全対策推進事業（H29～H33）</b> 町民を悲惨な交通事故から守るため、学校・地域・職場での交通道德の高揚を図るとともに、各種団体の活動支援や交通安全推進員・指導員の設置を行い、地域住民の協力のもと交通安全対策を積極的に推進し、交通事故発生件数が減少される安心・安全なまちづくりを目指す。 65歳以上の運転免許証自主返納者に対して、ハイヤー利用券を交付する。
<b>【継続】 生活路線等交通対策事業（H29～H33）</b> 町民の通勤、通学の足の確保など利便性の向上及び町内各施設の利用促進により地域活性化を図る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国のフィーダー系統補助を活用した町内巡回バスの運行</li> <li>・巡回バス利用者等のニーズの把握</li> <li>・町内における交通体制の研究</li> <li>・バス事業者への運行要請</li> <li>・地域公共交通活性化協議会における検討</li> </ul>

【継続】・【継続拡充】・《新規》 事業名（実施予定期間）	
主 な 事 業 内 容	
【継続】	<b>橋梁長寿命化事業（H29～H33）</b> 法で定められた点検を行うとともに長寿命化修繕計画に基づき、修繕、架け替えを行う。
【継続】	<b>姉妹町交流事業（H29～H33）</b> 熊本県球磨郡多良木町との地域間交流を行う。 ※姉妹交流推進委員会において交流内容の検討を行ない、児童交流、地域や民間団体なども含めた積極的な交流を行う。
【継続拡充】	<b>観光協会運営助成事業（H29～H33）</b> 観光事業の発展と地域活性化を図るため観光協会の運営事業に対し助成を行う。 ・ふるさと物産館内「観光総合案内所」常駐職員1名配置（7月～10月の4ヵ月間） ・マスコットキャラクター「キャベッチくん」着ぐるみの更新 ・観光案内看板3箇所（中央公園、三重湖公園、南幌高校横）の表示修正 ・町長杯パークゴルフ大会の開催（町パークゴルフ協会と連携） ・特販所、軽食コーナーの運営 ・町内外イベントへの参加出店 ・主催イベントの開催（秋の大収穫祭、なんぼろ冬まつり）
【継続拡充】	<b>観光振興事業（H29～H33）</b> ・本町の観光資源の核となる南幌温泉をはじめ、商工会や農協等が開催するイベントと連携し、南幌町の知名度向上と地域の活性化を図る ・町内の観光施設や市街地を中心とした飲食店等を掲載した南幌町観光マップ及び町内の観光情報やイベント情報を掲載した南幌町観光案内パンフレットを作成
《新規》	<b>南幌温泉施設整備事業（H29）</b> 本町の重要な観光拠点施設である南幌温泉の観光入込客増加を図るため、施設の改修を行う。
《新規》	<b>ふるさと物産館利活用改善事業（H29～H33）</b> ふるさと物産館の機能を生かしつつ、町内外の方に気軽に利用いただける施設への改善を行う。

## あ

### ■ R T K

リアルタイムによる位置情報補正システムのこと。[Real Time Kinematicの略]

### ■ 一次医療機関

一次医療機関は、軽度の症状の患者に対応する医療機関のこと。なお、二次医療機関は、診療所などで扱えないような、病気、入院、手術が必要な患者に対応する医療機関のこと。三次医療機関は、二次医療機関で対応できない、脳卒中、心筋梗塞、頭部損傷等、重篤な患者に対応する医療機関のこと。

### ■ インターンシップ活動

生徒・学生に就業体験の機会を提供させる制度。実際に企業や事業所に赴き、一定期間、職場体験することで、職業選択や適性を考える機会にもなる。

### ■ エコファーマー

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年施行）に基づき、土づくりや減化学肥料・減農薬など環境に優しい農業に取り組む者を対象に都道府県知事が認定する農業者の愛称。

### ■ N P O 法人（特定非営利活動法人）

ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、特定非営利活動促進法（NPO法）により法人格を認証された営利を目的としない団体のこと。[Non Profit Organizationの略]

## か

### ■ 介護保険事業計画

地方自治体が策定する介護保険の保険給付を円滑に実施するための計画で、地方自治体に策定が義務づけられており、3年ごとに3年を1期とする計画に基づいて介護保険料が設定される。

### ■ 合併処理浄化槽

下水道が整備されていない地域で、し尿や台所、風呂、洗濯などの生活排水を、微生物処理、塩素殺菌等により浄化処理する装置のこと。

### ■ 救急救命士

厚生労働大臣の免許を受けて、医師の指示の下に救急救命処置を行う者のこと。

### ■ 熊本県多良木町

熊本県南部に位置し、南部と北部は森林におおわれており、面積は165.9km<sup>2</sup>、人口9,986人（平成29年1月現在）を有し、面積の約80%は山林原野となっている。土地は肥沃で温暖多湿の気候にも恵まれ良質米の他、果樹等が栽培され、豊富な森林資源により椎茸等の林産物も数多く産出されている。

平成11年に熊本県で開催された国民体育大会に南幌町役場野球部が北海道代表として出場した折、多良木町に民泊したことをきっかけとして、民間レベルでの交流が始まり、児童生徒や特産品の交流などに発展させ末長く継続するために、平成22年2月2日に南幌町と姉妹町を締結した。

### ■ グリーンツーリズム

緑豊かな農村地域において、その自然や文化、人々との交流を楽しみながら、ゆとりある休暇を過ごす滞在型の余暇活動のことで、農業生産活動や農産物を仲立ちとした人的な交流を主体としたものを指す。

## ■ 減債基金

町債（借金）の償還に必要な財源を確保し、財政の健全な運営を行うための基金。

## ■ 洪水ハザードマップ

排水処理能力を大きく超える大雨が降った場合に浸水が発生する地域を予想した地図のこと。

地図には、浸水が予想される地域とその深さ、避難場所などが示されている。

## ■ 国立社会保障・人口問題研究所（社人研）

厚生労働省に所属する国立の研究機関で、人口研究・社会保障研究はもとより、人口・経済・社会保障の相互関連の調査研究を通じて、福祉国家に関する研究と行政を橋渡しし、国民の福祉向上に寄与することを目的としている。

## ■ こころの健康に関するスクリーニング

精神的な健康状態を把握するための検査のこと。



## ■ 財政調整基金

財源に余裕がある時に積み立て、不足がある時は取り崩すことで年度間の財源不均衡を調整するための基金。

## ■ 自治体病院等広域化・連携構想

道内の市町村立病院の多くが財政赤字と医師不足に苦しんでいることから、地域医療の合理化を図るため、平成19年度に道で策定した計画。おおむね200床のベッドをもつ中核病院を中心に30区域に分けて再編を促す。中核病院以外の医療機関は、近隣と重複する診療科の休止や診療所への縮小を図り、人員や機器などの削減に努めることとしている。

## ■ GPS

人工衛星を利用した位置測位システムのこと。[Global Positioning Systemの略]

## ■ 住民自治検討会

「住民自治」とは、地域の運営は地域の住民の意思によって行われるべきという考えのこと。南幌町では、住民自治を推進するため、平成18年度に行政区長・町内会長による検討会を組織し、地域での課題や問題点を探りながら、それぞれの解決策を見出し、地域が担うことや行政が担うこと、地域と行政が協働していくこととは何かを検討している。

## ■ 就労継続支援B型

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者に対して、通所により就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けて支援を行うサービス。

## ■ 生涯学習推進基本構想

平成28年2月に町長を本部長として設置した南幌町生涯学習推進本部において、行政内の生涯学習における情報共有や連携・協力をより一層推進し、南幌町らしい生涯学習の推進に向けた基本的な考え方を示したもの。（平成28年度策定）

## ■ シルバーハウジング

高齢者が地域の中で自立し、安全かつ快適な生活を続けられるよう、その住宅生活を支援するために必要な保健・医療及び福祉サービス（緊急通報システム等）が一体的に整備された公営の高齢者世話付住宅のこと。

## ■白地地域

土地利用規制や行為規制などが全くない地域のこと。用途地域の指定のない区域は図面に色が塗られないため、白地地域と呼ばれている。

## ■新地方公会計

「現金主義・単式簿記」によるこれまでの会計制度に「発生主義・複式簿記」といった企業会計的要素を取り込むことで、財政状況の把握や資産・債務の適正管理と有効活用がより図られる新しい公会計制度のこと。

## ■せわずき・せわやき隊

児童生徒の登下校時の見守り・声かけなど、身近な子育て支援を行うボランティア組織として、なんぼろせわずき・せわやき隊(通称：すきやき隊)を各種団体の協力により組織し活動している。(設立：平成19年5月31日)

民生委員児童委員、子育てサポーター、老人クラブ会員、役場職員が隊員として登録しており、町民運動や地域ぐるみの運動として展開を図っている。

## ■総合的な学習

児童・生徒が自ら学び、自ら考える力などの「生きる力」は全人的な力であることを踏まえ、国際化や情報化をはじめ社会の変化に主体的に対応できる資質や能力を育成するために、教科書等の枠を超えた横断的、総合的な学習時間のこと。



## ■第2浄水場

長幌上水道企業団(長沼町、南幌町で構成する一部事務組合)が管理運営する施設で、石狩川水系千歳川を水源として昭和56年に一部給水を開始し、平成3年に完成した浄水場である。

## ■地域高規格道路

高規格幹線道路(高速道路など)網と一体となって高速交通体系の役割を果たし、地域構造を強化する規格の高い道路のこと。

## ■地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、住まいや医療、介護、予防、生活支援を一体的に提供するためのケアシステムのこと。

## ■地理的表示保護制度

地域で長年にわたり培われてきた特別な生産方法や気候・風土・土壌などの生産地の特性により、高い品質と評価を獲得するに至った製品の名称(地理的表示)を知的財産として保護する制度のこと。

## ■データヘルス計画

医療費データや検診情報等のデータ分析に基づいて、PDCAサイクルで効率的・効果的な保健事業を実施するための事業計画のこと。

## ■道央圏連絡道路

千歳市を起点とし、長沼町、南幌町、江別市、当別町、札幌市、石狩市を経由し、小樽市へ至る延長約80キロの札幌市を中心とした地域高規格道路で、物流や交流の拠点施設である新千歳空港や苫小牧港、石狩湾新港及び小樽港と連絡する。本町に関連する構成道路としては、長沼南幌道路(延長14.6キロ)、中樹林道路(延長7.3キロ)があり、平成30年代の開通を予定している。

## ■特定用途制限地域

用途地域が指定されていない準都市計画区域及び非線引き都市計画区域において、良好な環境を形成・保持するため、人の集中・騒音・振動などを発生させるおそれのある施設等の建設が制限される区域のこと。

## ■土地利用型農業

広い農地を利用して、米、小麦、大豆などに代表される農作物を生産する農業経営形態のこと。

# な

### ■南幌町公共施設等総合管理計画

様々な社会情勢を踏まえ、公共施設等の全体像を明らかにし、長期的な視点をもって、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、適正管理に関する基本的な方針などを定めた計画。

### ■南幌町子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法の基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえて、本町の一人一人の子どもが健やかに育つことができるまちを実現することを目的とした計画。

### ■南幌町子どもの読書活動推進計画

南幌町の子どもたちの豊かな読書活動を強く願い、本町の読書環境の整備を進めることを基本理念として、施策の総合的かつ計画的な推進を目的とした計画。

### ■南幌町食育推進計画

食育基本法に基づき、町民が食への関心や知識を持ち、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育む「食育」を推進するための計画。

### ■南幌町水防計画

水防法に基づき、南幌町の水防事務の円滑な実施を推進するために必要な事項を規定し、河川の洪水、その他による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減することを目的に作成した計画。

### ■南幌町地域防災計画

災害対策基本法に基づき、南幌町の地域に係る防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の災害対策を実施するにあたり、防災関係機関がその機能のすべてを挙げて住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に南幌町防災会議が作成した計画。

### ■南幌町町税等収納対策本部

町税等の収納の確保及び公平・公正な税務行政の推進並びに実効ある滞納整理を図ることを目的に、町長を本部長として設置し、滞納者対策を推進する組織のこと。

### ■南幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略

まち・ひと・しごと創生法に基づき、人口減少抑制や経済、地域社会の課題に対して一体的に取り組むことを目的に、具体的な数値目標や施策の基本的方向などをとりまとめたもの。

### ■農業集落排水

農業振興地域内の集落を対象とした浄化施設のこと。農業用水の水質保全、農業用排水施設の機能維持、また農村生活環境の改善と公共用水域の保全を目的としたもので、稲穂地区を中心に整備されている。

### ■農地所有適格化法人

農地法の規定に基づいて、農地や採草放牧地を利用して農業経営を行うことができる農業法人のこと。

# は

### ■パブリック・コメント

公的な機関が条例・規則等の制定あるいは計画の策定など、重要な政策などを決定しようとするときに、広く公に（＝パブリック）意見・情報・提言案（＝コメント）などを求める手続のこと。

### ■ファミリー・サポート

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動のこと。

### ■フィーダー系統

地域間交通ネットワークを補完するため、地域間幹線系統の最寄りの停留所までのアクセスが不便な地域をつなぐ支線のこと。

### ■ふるさと納税

応援したい自治体へ寄附することで、寄附金に応じた税の控除を受けられる制度のこと。寄附金の使いみちが指定でき、特産品などお礼の品も選択できるため、多くの方に利用されている。

### ■故郷ふれあいミーティング

町長が町内各地域へ出向き、直接町民と膝（ひざ）を交えながら意見交換することにより、協働のまちづくりを構築することを目的としている。

### ■防風保安林

森林法に規定する、田畑や住宅などを風の被害から防ぐために、農林水産大臣または都道府県知事が指定する森林のこと。

### ■北海道中小企業総合振興資金制度

道内の中小企業等の経営基盤強化や事業の活性化を図ることによって、北海道の産業経済の発展に資することを目的とした融資制度のこと。

## ま

### ■南空知ふるさと市町村圏組合

南空知の9市町（岩見沢市、美唄市、三笠市、夕張市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町）で構成する広域の組合。毎年交流事業として「南空知再発見バスツアー」等を実施している。

## ら

### ■6次産業化

生食用や加工品などの原料を単に供給するという農業から、積極的に食品加工業（第2次産業）や流通・外食産業・飲食サービス業（第3次産業）などを取り込み、総合産業化（6次産業）を実現しようとするもの。

---

## 第6期南幌町総合計画

発行日／平成29年3月

発行／北海道南幌町

〒069-0292 北海道空知郡南幌町栄町3丁目2番1号

TEL 011-378-2121

Fax 011-378-2131

HPアドレス <http://www.town.nanporo.hokkaido.jp/>

南幌町公式 Facebook

<https://www.facebook.com/nanporotown>

E-mailアドレス [nanporo@town.nanporo.hokkaido.jp](mailto:nanporo@town.nanporo.hokkaido.jp)

編集／南幌町 まちづくり課

---

# 第6期南幌町総合計画



## 第6期南幌町総合計画 (2017-2026)

平成29年3月発行

北海道南幌町

---

〒069-0292 北海道空知郡南幌町栄町3丁目2番1号  
TEL 011-378-2121 Fax 011-378-2131  
HPアドレス <http://www.town.nanporo.hokkaido.jp/>  
南幌町公式 Facebook  
<https://www.facebook.com/nanporotown>  
E-mail アドレス [nanporo@town.nanporo.hokkaido.jp](mailto:nanporo@town.nanporo.hokkaido.jp)